

平成15年度～19年度 私立大学学術研究高度化推進事業

学術フロンティア推進事業 平成15年度 研究成果報告書

第1部門

少子化に関する地域システムの研究

学術フロンティア推進事業 第1部門主任

聖徳大学人部学部児童学科

塩 美佐枝

生涯学習の観点に立った
「少子・高齢社会の活性化」
に関する総合的な研究

研究代表者 所長・教授 福留 強

SEITOKU UNIVERSITY
INSTITUTE OF LIFELONG LEARNING

聖徳大学 生涯学習研究所

はじめに

平成15度、文部科学省の「学術フロンティア推進事業」における聖徳大学生涯学習研究所の研究計画「生涯学習の観点にたった『少子高齢社会の活性化』に関する総合的研究」が、採択され、5か年にわたる研究に着手している。

研究計画は、少子化については、子ども自身に関する研究、子どもと親、すなわち家庭教育の振興にかかる研究、子どもと家庭をめぐる地域システムの面から研究することにしている。地域からみた子どもとしては、多様な体験活動をめぐる研究や指導者の課題等が研究対象となっている。

一方、高齢者をめぐっては、その能力を地域の子どもの教育に、あるいは生きがいのために地域に能力の活用を、あるいはリタイヤメントビジネスを、など、中高年者をめぐって、様々な角度から人々の活性化と、地域の活性化方策等を探るために、多面的な研究を進めることになっている。

そして具体的には、少子高齢社会におけるさまざまな具体的な方策を検討し、試行し、できれば政策提言を行うなど、社会的に貢献できる研究を目指している。

この研究報告書は、研究プロジェクト第1部門「少子化に関する地域システムの研究」から、次の3つの研究を実施し、その成果の一部をまとめたものである。

- ① 少子化、核家族化における家庭教育振興のプログラムの開発に関する研究
- ② 幼稚園、保育所、小学校の連携システムの開発に関する研究
- ③ 少子家庭の子どもの生活に関する研究

研究は、「中高校生の育児体験」と「父親の子育てに関する学習」の側面から調査票調査による実態調査、先進地域の現地調査などにより行い、独特的の視点から研究進める点に独自性を持たせている。

この研究は、いずれも5年間にわたる研究の第1歩であるが、本研究のスタッフ一同、多くの皆様のご意見ご指導を心から念願している。

聖徳大学 生涯学習研究所

福留強

平成15～19年度文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業「学術フロンティア推進事業」
「生涯学習の観点に立った『少子・高齢社会の活性化』に関する総合的な研究」

第1部門

「少子化に関する地域システムの研究」報告書

第1部門
学術フロンティア推進事業
学内研究員

平成15(2004)年 3月

聖徳大学生涯学習研究所 発行
監修 研究代表者 福留 強 (聖徳大学生涯学習研究所 所長・教授)

目 次

I. 学術フロンティア推進事業について	5
II. 第Ⅰ部門の研究の目的及び構造	9
III. 第1年次研究の報告	13
1. 少子化、核家族化における家庭教育振興のプログラムの開発に関する研究	
1. 研究の目的	15
2. 研究計画	16
3. 一年次の研究内容のまとめ	17
1. 幼稚園の育児支援の実態と課題	17
(1) アンケート調査のまとめ	17
(2) 聞き取り調査のまとめ	24
2. 中学校の育児体験活動の実態と課題	31
3. 高等学校の育児体験活動の実態と課題	33
4. 企業の育児支援の実態と動向	35
2. 幼稚園、保育所、小学校の連携システム開発に関する研究	
① 幼稚園と保育所の連携に関する研究	53
1. 平成15年度の取り組みについて	53
2. 見学施設について	59
1. 東京都千代田区 いづみこども園	59
2. 東京都品川区 二葉すこやか園	64
3. 神奈川県箱根町 仙石原幼稚学園	70
4. 大阪府交野市 くらやま幼稚園	75
3. 報告会 -幼保一元化モデル園報告会-	79
4. 今年度研究の総括及び次年度研究の課題	82
1. 今年度研究の総括	82
2. 次年度研究の課題	83
② 幼稚園と小学校の連携システム開発に関する研究	85
1. 岡山大学教育学部・附属小学校・附属幼稚園における 幼稚園・小学校の連携構想	85
2. お茶の水女子大学附属幼稚園・附属小学校における 幼稚園・小学校の連携構想	90
3. 鳴門教育大学教育学部附属幼稚園・同附属小学校における 幼小連携の教育課程開発	96

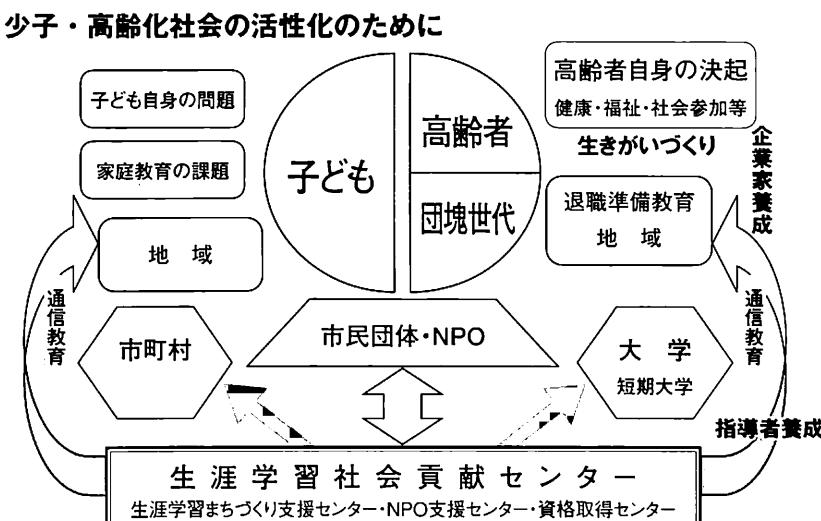
I. 学術フロンティア推進事業について

事 業 の 概 要

全国の自治体が当面する「少子化・高齢化社会」の課題について、生涯学習の観点から総合的に取り組むために「生涯学習社会貢献センター」(仮称)を拠点にして総合的な研究を行うものである。

具体的には、

- (1) 聖徳大学を中心に、全国の大学、自治体、公私の諸団体、研究者により研究組織を構成し、ネットワークを構築し、情報・研究発信の総合的拠点として「聖徳大学生涯学習社会貢献センター」の位置づけを図る。
- (2) 少子・高齢化をめぐる（特に子どもや中高年者を対象に）生涯学習の観点から次の5つの部門で情報を収集
 - ① 少子化に関する地域支援システムの研究
 - ② 少子社会における青少年の健全育成に関する研究
 - ③ 高齢者の生きがい対策と人材活性化に関する研究
 - ④ 大学と地域の協働による生涯学習システムの構築に関する研究
 - ⑤ 生涯学習指導者養成・活用に関する研究
- (3) 各部門で収集した情報をもとに分析・研究し、学習プログラム試案等を作成する。
- (4) 提案された試案を、「生涯学習社会貢献センター」において試行する。
課題を検証し、具体的なプログラムを作成し、普及を図る。
- (5) 生涯学習の拠点として「生涯学習社会貢献センター」を構築し、全国をネットワーク化し、少子化に対する青少年教育、高齢化に対するリカレント教育に焦点化する。
- (6) 学習成果を活用する認定・資格制度を研究し、中高年者の学習の活性化を図る。
自治体との連携を図り、学習の成果をキャリア開発や、ボランティア活動、地域の活性化へ活用など、地域で活用する方策に関する研究を行う。
- (7) 市民活動を支援する高等教育機関の課題の研究
少子・高齢化に対応して活動している市民団体、NPOの支援や自治体の生涯学習まちづくり支援など、総合的なセンターを整備する。
自治体、全国の中高年者、青少年指導者等との双方向の情報発信をする装置として、生涯学習社会構築の様々な試みの実験センターとしての生涯学習の組織、ノウハウ、実施プログラムなどを本研究の場で構築する。
- (8) 当該研究を実施する期間内に、シンポジウム、研究会等を実施する。



II. 第1部門

「少子化に関する地域支援システムの研究」の 研究の目的及び構造

1. 研究の目的

我が国は、かつて経験したことがない少子化の進行と育児不安の増大に直面しており、次代の社会を担う子どもを育成していくための方策が求められている。少子化の進行と育児不安の増大の背景は複雑であるが、子供たちが健やかに生まれ、育成される社会を形成するための環境の整備を図ることが急務となっている。

国は、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法を平成27年3月31日までの時限立法として制定し、その対策を推進している。

その第一章総則の第三条で「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行なわなければならない。」と支援の基本理念を示している。

従来からも様々な子育て支援策が行なわれてきているが、少子化や育児不安増大を解消するには至っておらず、従来の対策の見直しが必要になっている。次世代育成支援の内容としては、子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子供を育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な住居環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策が同法のなかで示されている。

そこで第Ⅰ部門では「少子化に関する地域システム」の研究に取り組むこととした。

2. 研究の構造

研究は以下の視点から行う。

- (1) 少子化、核家族化における家庭教育振興のプログラムの開発に関する研究
- (2) 幼稚園、保育所の連携システムに関する研究
- (3) 幼稚園と小学校の連携システムに関する研究
- (4) 少子家庭の子どもの生活に関する研究

III. 第1年次研究の報告

1. 少子化、核家族化における家庭教育振興の プログラム開発に関する研究

●研究員

塩美佐枝 (人文学部児童学科)

小櫃芳江 (短期大学部保育科)

近内愛子 (短期大学部保育科)

村田光子 (短期大学部保育科)

吉田佐治子 (短期大学部保育科)

1. 研究の目的

急激な少子化の進行や育児不安の増大の中で、次代の社会を担う子どもを育成していくための方策が求められている。

国は、エンゼルプラン、新エンゼルプランを策定して少子化対策を講じてきた。しかし少子化や育児不安増大を解消するには至っておらず、従来の対策の見直しが必要となり、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法を平成二十七年三月三十一日までの時限立法として制定した。

その第一章総則の第三条で「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。」と支援の基本理念を示している。

次世代育成支援の内容としては、子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な住居環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進などである。

そこで第Ⅰ部門「少子化に関する地域システム」の第1グループでは、「少子化、核家族化における家庭教育振興のプログラム」の開発を行い、実践としての事業を展開したいと考えた。

少子化、核家族化における家庭教育振興に関する取り組みは、行政、幼稚園、保育所、子育て支援センターなどで既に活発に行われているが、ほとんどが子育て中の母親を対象としたものであり、母親対象の家庭教育振興のプログラムは充実している。

しかし、父親を対象とした家庭教育振興のプログラムは未開発といつても過言ではない状況で、父親の子育てに関する学習プログラムを開発する必要がある。

また、育児不安の原因には、子育て文化の伝達の世代間断絶がみられ、子育てを間近に控えた中学生、高校生の育児体験に関するプログラムの開発が必要である。

そこで、第1グループでは、「少子化、核家族化における家庭教育振興のプログラム開発に関する研究」について次の視点から研究、実践事業に取り組む。

- ・ 中学生、高校生の育児体験に関するプログラムの開発
- ・ 父親の子育てに関する学習プログラムの開発

2. 研究計画

<5年間の研究計画>

年 度	中・高校生の育児体験	父親の子育てに関する学習
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、保育所、中学校、高等学校の育児支援の取組の実態調査 ・ 先進地域の現地調査 ・ 1年次研究のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の子育て支援の実態把握
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中・高校生の育児体験学習プログラム作成 ・ 中・高校生の育児体験学習の試行 ・ 中・高校生の育児に対する意識の変化の調査 ・ 先進国の現地調査 スエーデン ノルウェー フィンランド 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場優先の企業風土の是正と子育て支援策の実施の現状を把握 ・ 父親教育の企業内研修のプログラム作成
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中・高校生の育児体験学習 幼稚園、保育所における実践 ・ 生涯学習社会貢献センターによる育児体験プログラム実施 ・ 教材ビデオ作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父親教育の企業内研修のプログラム作成と試行 ・ 父親教育のプログラム実施 ・ フレンドリー企業による実施調査
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中・高校生の育児体験学習の実践 ・ 生涯学習社会貢献センターにおける実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父親教育のプログラム 出前研修、講師派遣システムの実施
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児体験学習プログラム、 育児相談のオンライン化 ・ 実践のまとめ、成果の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 父親教育のプログラム 出前研修、講師派遣 ・ 実践のまとめ、成果の公表

3. 一年次の研究内容のまとめ

1. 幼稚園の育児支援の実態と課題

(1) アンケート調査のまとめ

育児支援の実態について東京、埼玉、千葉の公立および、私立幼稚園44園にアンケート調査を依頼し34園回収した。

以下は、アンケート調査の結果および考察である。

① 「子育て支援事業」について

ア. 「子育て相談」に関して

- ・ 子育て相談を「行っている」… 96.9%、「行っていない」… 3.1%
- ・ <相談の方法>「面談」… 56.4%、「電話」… 25.5%、「連絡ノート」… 14.5%、他に「子育てトーク」と称した事業を行っている園もある。
- ・ <相談の対象>「在園児」… 50.8%、「未就園児」… 31.7%、「卒園児」… 12.7%、その他に、他の園の就園児、学区内に住んでいる方、近くの中学校を卒業した高校生などが挙げられている。
- ・ <相談の利用者>「不特定の人が活用」… 53.1%、「特定の人が活用」… 25%、「あまり活用されない」… 12.5%、その他に、在園児の保護者が多く地域の方はまれ、中学校を卒業した生徒（保育実習に来ている）が、時々高校生活の悩み等を相談に来る、未就園児への開放日などが挙げられている。

以上のことから、殆どの園が子育て支援事業の一端として「子育て相談」を行っている。また、対象者については、在園児を中心としており内容も主に面談となっていることから、特別に支援事業を設けるということではなく、子育てに対する保護者との連携を意識的に行なっていると言えるのではないか。

イ. 「施設開放」に関して

- ・ 施設開放を行なっているは園は100%である。

a. 「在園児への施設開放」に関して

- ・ 「開放している」… 97.1%、「開放していない」… 2.9%
- ・ <開放している施設>「園庭」が64.7%と多く、その他に「保育室」、「保護者用の部屋」、「ホール」、「絵本の部屋」、「多目的室」、「会議室」、「プール」等が挙げられている。
- ・ <開放している頻度>「毎日」が81.8%と多く、その他に「週に3回程度」、「不定期」などが挙げられている。
- ・ <費用>「無料」が100%である。

以上のことから、在園児に対しては園庭を毎日開放している園が殆どであり「地域に開かれた幼稚園づくり」が定着しているといえる。

b. 「未就園児への施設開放」に関して

- ・ 開放している園… 97.1%、開放していない園… 2.9%
- ・ <開放している施設>「園庭」… 45.1%、「ホール」… 26.8%、「保育室」… 15.5%、その他に未就園児の部屋、子育て支援室、プール、絵本の部屋、多目的室等が挙げられている。

- ・ <開放している頻度> 「毎日」・「月に1回程度」… 各24.2%、「月に2回程度」… 18.2%、「週に3回程度」… 12.1%、「週に1回程度」… 9.1%
- ・ <費用> 「無料」… 90.9%、「有料」… 9.1%

以上のことから、未就園児に対しての施設開放は園庭やホールの限られた施設の開放であるが、殆どの園が取り組んでいる。さらに、少数であるが未就園児の部屋や子育て支援室を開放している園もあり、子育て支援へ意識的に取り組んでいることが窺える。

c. 「小学生への施設開放」に関して

- ・ 開放している … 44.1%、開放していない … 55.9%
- ・ <開放している施設> 「園庭」… 83.3%、「ホール」… 11.1%、「保育室」… 5.6%
- ・ <開放している頻度> 「毎日」が47.1%と多く、その他として長期休業中や園に支障のない時、遊ばせて欲しいと来園した時などさまざまである。
- ・ 費用については、無料が100%である。

以上のことから、開放していない園の方が若干多いが、小学校でも校庭開放を行っている状況もあり、取り立てて行っていないとしても考えられる。

d. 「その他の人への施設開放」に関して

- ・ 開放していない … 71.9%、開放している … 28.1%
- ・ 開放している園では、地域の人や子育てサークル、サッカークラブ（小学生）など地域へ開放している。
- ・ <開放している施設> 「園庭」… 46.7%、「ホール」… 26.7%、「保育室」… 20%、「保護者用の部屋」… 6.7%
- ・ <開放している頻度> 「週に1回程度」・「不定期」… 各30%、「毎日」… 20%、「月に2回程度」・「月に1回程度」… 各10%である。

以上から、開放していない園が多数であるが、開放している園での対象者に着目すると地域へ開放しており、在園児や未就園児を中心とした施設開放から広がりをみせていると言える。

ウ. 「子育てについての学習会等」に関して

- ・ 「学習会等」を開催している … 57.6%、開催していない … 42.4%

a. 「講演会」について

- ・ 学習会等を行っていると回答した園で講演会を開催しているのは100%である。

・ <講演会の講師> <講演会のテーマ>

「医師、歯科医師、看護師、保健婦等医療・

保健関係者」… 30.3%

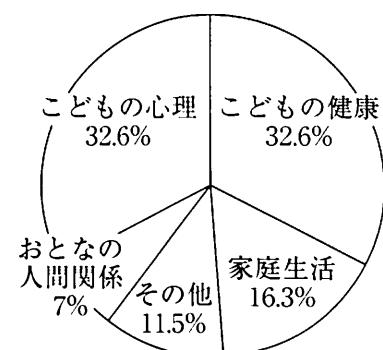
「大学等の教員」… 21.2%

「貴園の教員」… 15.2%

「教育委員会・福祉課等の行政関係者」… 9.1%

「年長の子を持つ子育て経験者」… 3.0%

「その他」（園長、地域の方、心理や体操の専門家など）… 21.2%

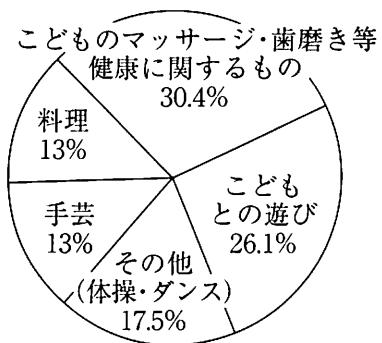


b. 「実習会」について

- ・「開催している」… 57.9%、「開催していない」… 42.1%
- ・<実習会の講師>

「医師・歯科医師、看護師、保健婦等の医療・保健関係者」… 36.8%
「貴園の教諭」… 10.5%
「教育委員会・福祉課等の行政関係者」… 10.5%
「年長の子を持つ子育て経験者」… 10.5%
「大学等の教員」… 5.3%
「その他」(食事改善の普及につとめているグループの方々、地域の方、園の保護者、園長、心理や体操の専門家等)… 26.4%

<実習会のテーマ>



c. その他について

- ・「講演会」や「実習会」の学習会の他に、家庭教育学級が挙げられている。
- d. 「学習会等」の対象について

「在園児の保護者」… 58.3%、「未就園児の保護者」… 29.2%、「貴園以外の園の就園児の保護者」… 8.3%、卒園児の保護者… 4.2%である。

e. 「学習会等」の開催の頻度について

「1年に2回程度」… 35.7%、「月に1回程度」「3ヶ月に1回程度」「不定期」… 各14.3%、「1年に1回程度」… 7.1%、その他として区教委と共に共催で学期に3回開催している園もある。

f. 「学習会等」の費用について

- ・「無料」… 100%

g. 「学習会等」の参加状況について

- ・「不特定の人が参加」… 40%、「特定の人が参加」… 30%、「テーマによって異なる」… 25%、参加者が特に多いテーマは消防署などの施設見学、手芸、料理、親子で楽しめる遊び、子どもの健康などが挙げられている。

以上のことから、子育てについての学習会等を開催している園は半数を少し上回った程度で、開催していない園と二等分していると言える。しかし、保護者会などでそれに代わる内容を行なっていることも考えられる。

学習会等の内容については、「講演会」では子どもの心理や健康について、「実習会」では、子どもの健康に関するものと、子どもとの遊びに関するものがそれ多く挙げられている。子どもの健康に関するテーマが、両者に共通して多く、園としても、また、保護者としても重視していると言える。

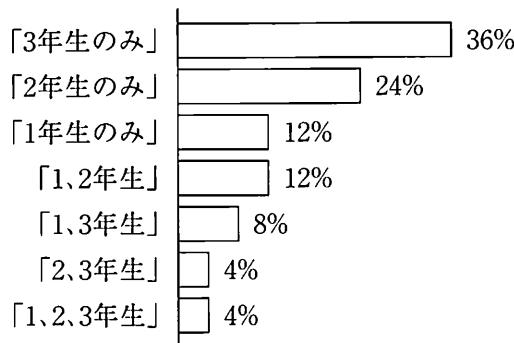
また、学習会等の対象は、在園児や未就園児の保護者が殆どであるが、他園の就園児や卒園児の保護者にも参加の枠を広げている園もある。

② 「中学生・高校生を対象にする子育て体験事業」について

- ア. 「行なっている」… 84.8%、「行なっていない」… 15.2%

イ. 体験事業の対象について

- ・ 「中学生」と回答 … 26園



- ・ 「高校生」と回答 … 4 園

「1年生」・「2年生」… 各50%

ウ. 体験事業を引き受けている学校の数について

- ・ 中学校 「1校」… 60%、「2校」… 32%、「3校」… 8%

- ・ 高校 「1校」… 100%である。

エ. 行っている頻度について



- ・ 高校 「1年に3回程度」・「1年に1回程度」… 各50%

- ・ 学校の区別がない回答 「1年に2回程度」… 50%、「1年に1回程度」… 50%

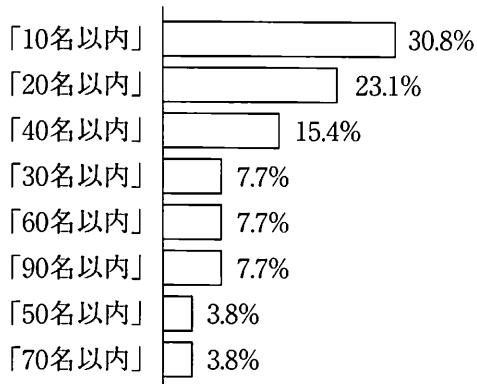
オ. 実施時期について

- ・ 中学校 「1月～2月」… 31%、「11月～12月」… 28.6%、「9月～10月」… 23.8%、「5月～6月」… 9.5%、「3月～4月」… 4.8%、「7月～8月」… 2.4%

- ・ 高校 「3月～4月」・「7月～8月」・「9月～10月」・「11月～12月」… 各25%

- ・ 学校の区別がない回答 「11月～12月」… 50%、「1月～2月」… 25%、「5月～6月」… 25%

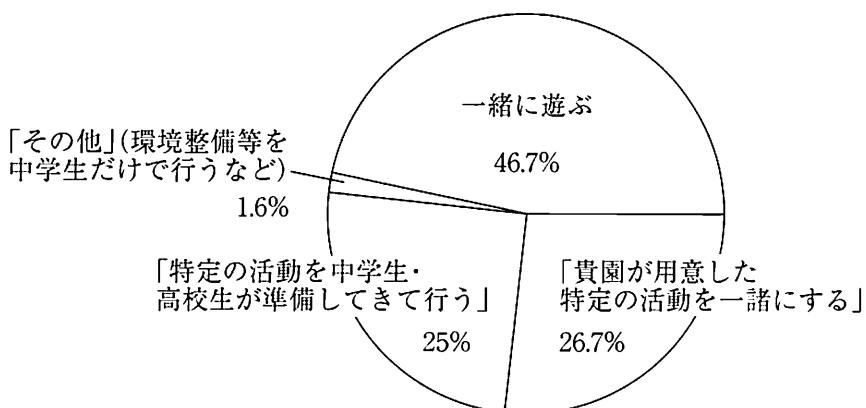
カ. 体験事業で1回に来園する人数について



キ. 対象となる園児の年齢について

「7歳」… 3.6%、「6歳」… 82.1%、「3歳」… 10.7%、「2歳」… 3.6%

ク. 体験事業の内容について



ケ. 体験事業の内容で「特定の活動」と回答した内容について

「ゲーム類」… 19.5%、「運動遊び」… 16.9%、「絵本」… 13%、「歌を歌う」… 11.7%、「紙芝居」・「ダンス（踊り）をする」… 各10.4%、「プレゼントをくれる」… 6.5%、「製作に関する遊び」… 5.2%、「人形劇」… 1.3%、その他一緒に食事をするなどさまざまである。

コ. 体験事業を行うにあたって配慮していることについて

記述された内容をまとめると、一番多く挙げられている内容は「安全面」について11件である。次に「事前の打ち合わせなど学校や生徒と十分連絡をとる」が10件、「互いに楽しめたり、きて良かったと思えるよう」が4件などの配慮点が挙げられている。

サ. 体験事業を行うことによる園にとっての成果について

- ・ 「こどもたちが、年齢差の大きなお兄さん・お姉さんとの関わりがもてる」
… 27.7%
- ・ 「こどもたちが、お兄さん・お姉さんにあこがれの気持ちを持ったようである」
… 22.8%
- ・ 「こどもたちが、親切にしてもらってうれしそうである」… 19.8%
- ・ 「こどもたちが、自分たちのできることをみてもらううれしさを味わってい

るようである」… 15.8%

- ・「地域との関わりがもてる」… 10.9%
- ・その他として、現在の中学生の心情や行動がわかる、中学生との運動遊びで平素になく力いっぱい遊んでいる、保護者が中学生の姿をみて子育ての目安としてみることで喜びを感じるなどが挙げられている。

シ. 体験事業を行うことによる中学生・高校生にとっての成果について

- ・「こどもがかわいいと実感できる」… 15%
- ・「優しい気持ちがもてる」… 13.8%
- ・「こどもの頃を思い出し、自分の成長を振り返り、確認する」… 12.6%
- ・「心が和む・楽しい・うれしい」… 12%
- ・「こどもたちがいろいろな感じ方や考え方を持っていることに気づく」・「保育という仕事の一端を理解する」… 各10.8%
- ・「こどもの小ささを実感できる」… 7.8%
- ・「こどもたちと関わる中で、自分が年長者であることを自覚する」… 6.6%
- ・「将来、保育者になりたいと思う」… 5.4%
- ・「親への理解・感謝の気持ちをもてる」… 3%
- ・その他として、こどものエネルギーを感じている、表情の乏しい中学生が表情が豊かになるなどが挙げられている。

ス. 体験事業を行っての問題点について

- ・「中学校・高校の授業等の都合で日程が組まれる」… 24.1%
- ・「実施後に、次の実施に向けた反省会を中学校・高校と持つことが難しい」… 20.7%
- ・「行事が増えることになるので、何回も行うことができず、単発の経験になる」… 19%
- ・「中学校・高校の先生方の意識が人によって異なる」… 10.3%
- ・「事前指導が十分でないところもが危ない」… 6.9%
- ・「特に問題がなかった」… 5.2%
- ・「園の生活が途切れる」、「中学校・高校との連絡が取りにくい」… 各3.4%
- ・「中学校・高校と、目的・意向などが異なる」… 1.7%
- ・その他に時間が限られているので互いに打ち解け合い楽しくなってきたところで終わってしまうところが残念に思う、体験学習の個別評価票を持参する学校があるが幼稚園側の負担となるなどが挙げられている。

セ. 中学生・高校生を対象とした子育て体験事業についての意見

記述された内容をまとめると、少子化の中で幼児と中学生・高校生の交流は、同年齢とは異なる感情体験ができたり、互いのすばらしさを感じ取ることができたり、互いの成長にとって効果があり豊かな心を育む事業である。また、当事者だけではなく教師にとっても、若さが新鮮で園の雰囲気が変わった、他校種の子どもの育ちを知ることができる、など中学生・高校生が幼児と一緒にになって遊ぶ姿から学ぶというような意見が挙げられている。

以上のことから、殆どの幼稚園が「中学校・高校を対象にする子育て体験事業」に

取り組んでいると言える。取り組み方は、体験事業の対象となる学校の数は1、2校であり、行っている頻度は1年に1回から3回程度、1回に来園する生徒の数は10名から20名程度と回答している園が多く、園の広さ、園児数などの規模や幼稚園教育の計画に組み入れることが可能な範囲で行っていると言えるのではないか。

また、対象の学校は殆どが中学校であるが、中学校での対象の学年は各学年にはらつきが見られた。このことは、中学校側の目的が、例えば、家庭科なのか、総合学習なのか、職業体験なのかなどによって対象学年が異なるためと言えるのではないかだろうか。体験事業の内容については、殆どが「一緒に遊ぶ」であり遊び方については、数値のはらつきから取り組んでいる園や学校のそれぞれのやり方がみられる。体験事業を行うにあたっての配慮事項として多く挙げられていたのが安全面であった。体の大きさや体力の異なる中学生・高校生と一緒に遊ぶということでは、安全面での十分な配慮が必要と言えよう。また、互いに成果のあるようにするということも挙げられていたが、両者にとって意義ある内容になることがこの事業の成果につながることになるであろう。そのためにも事前の打ち合わせや連携をとることが大切な配慮点と言えよう。

次に、体験授業を行って、園にとっての成果ということについては、回答項目にはらつきがあるが、園児にとって年齢差の大きなお兄さん、お姉さんとの触れ合いをもてたことや、そのお兄さんお姉さんに憧れや親切にしてもらえたうれしさなど、さまざまな体験ができたことが成果と言える。さらに、当事者同士だけではなく、教師や保護者にとっても中学生・高校生の姿を知ることの成果があると捉えている。

このことは、当事者と当事者を取り巻く大人とが相互に影響受け合いながら子育てがされていくということを再確認するものであろう。

また、中学生・高校生にとっての成果ということについては、特定の項目に集中せず、どの項目も平均しての数値が出ている。このことは、小さな幼児に対してかわいいと思ったり、やさしい気持ちになったりさまざまな感情体験をしていると言うことにつながるであろう。

しかし、さまざまな成果がある一方で体験事業を行う上での問題も挙げられている。中学校・高校の授業等の都合によって日程が組まれる、実施後の反省会をもつことが難しい、単発の経験になってしまい、園の生活が途切れるなどさまざまであるが、幼稚園と中学校あるいは、高校との連携をどのようにするかということが大きな問題と言えるのではないだろうか。

③ まとめ

前述したアンケートの調査結果から幼稚園の子育て支援事業と中学校・高校を対象にする子育て体験事業の育児支援の実態および課題を次のようにまとめることができる。

- ・ 殆どの園が子育て支援事業を行っており、育児支援の意義を踏まえて取り組んでいる。
- ・ 育児支援の事業の内容は、幼稚園教育の沿線上に置き、在園児を中心とした支援内容である。

- ・ 中学生・高校生を対象とした子育て体験事業については殆どの園が行っている。そして、幼児と中学生・高校生の両者の成長にとって意義ある事業として考え取り組んでいる。
- ・ 中学生・高校生を対象とした子育て体験事業を行う中で、子どもはいろいろな人とのかかわりの中で育っていくという意識や、目の前の幼児や中学生・高校生を別々の存在として捉えるのではなく、人間として成長していく過程の中で捉えようとする姿勢がみられる。
- ・ 育児支援の事業の意義は認めながらも実際には、中学校・高校との連携に関する問題や、中学校・高校と連絡を密にして継続的に行い事業を充実させる方向に進んでも園の活動が途切れてしまうなどの幼稚園教育の充実との狭間での問題を抱えている。

(2) 聞き取り調査のまとめ

<神戸市立神戸幼稚園>

明治20年に創設された歴史と伝統のある幼稚園で、4歳児(2学級) 5歳児(2学級)計4学級87名の小規模園であるが、神戸市にある市立幼稚園46園の中心的存在の幼稚園である。

① 神戸市の市立幼稚園全体における子育て支援の取り組み

- 神戸市の市立幼稚園では兵庫県国公立幼稚園長会で発行した子育てアドバイス入りのエピソード集《みんなで子育て》を配布したり、神戸市立幼稚園長会で、幼稚園には「子どもたちの大好きがいっぱい」と“幼稚園での大好き”をスナップ写真で紹介したパンフレット《はばたけ子どもたち》（2年に一回部分改訂・4年に一回全面改訂）を作成して全新入園児に配布し、保護者を対象に幼稚園教育の理解と子育て支援の一助としてきた。
- 昨年の夏、神戸市立幼稚園長会が中心になり、市立幼稚園46園それぞれの子育て支援の取り組みをカラーコピーの手作り冊子（187ページ）にまとめ、《特色ある幼稚園教育》－子育て支援編－を作成した。

ア. 各園での子育て支援活動の内容と現状

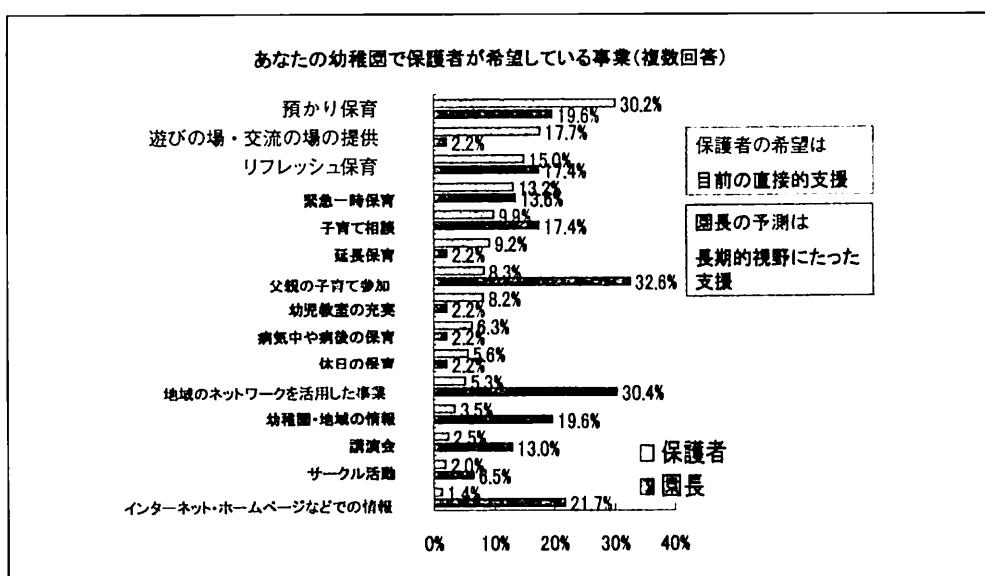
- 預かり保育 母親がリフレッシュして、気持ちを新たに育児や家事に取り組めるよう家庭をサポート
(研究実施園 7園)
- 幼児のひろば 地域の幼児の遊び場として施設を開放
(実施園 17園)
- すくすくサポート 幼稚園を拠点に家庭教育をテーマに学習し、地域の子どもをもつ親に、子どもを育てる活動をサポートする人材を育成する
(実施園 6園)
- 子育てサークル 幼稚園の空き保育室や園庭を開放し、地域の母親同士の交流の場・未就園児の友達づくりの場とする
(実施園 2園)
- 保育ボランティア 保護者の保育参加の機会を設け、幼児との心の交流を楽しむ
(実施園 6園)

- 地域との交流 保育公開、ふれあいコンサート、お話を聞く会、青少協フィスティバル、人形劇サークルを実施 (実施園 1.8園)
- 異年齢・異世代交流 高齢者との交流、大学生・高校生との交流 小学校・保育所との交流 (実施園 7園)
- 未就園児との交流・保護者支援 ... 地域の在宅幼児に遊び場を提供し、幼児同士の交流や親子の遊び、親同士の子育てコミュニケーションの場として幼稚園を開放 (全園で実施)
- 夏季休業中の子育て支援 出前保育 (実施園 3園)
お泊まり保育 (実施園 7園)
- 親子で楽しく 地区別親子集会、親子で栽培、親子遊び (実施園 4園)

② 子育てに関する意識や現状の実態調査

神戸市立幼稚園では、幼稚園教育の充実のために、保護者や地域のニーズを生かした「地域と歩む 子育て支援に関する調査研究」の推進に当たっており、研究の一つとして平成15年7月に全保護者3,332名、園長46名を対象に、保護者の子育てに関する意識や現状、またそれを園長が予測する保護者の子育てに関する意識や現状などの実態調査を実施した。

*回収率 保護者88.9% 園長 100% 調査方法 質問紙による調査



③ 子育て支援に関する実態調査の結果を神戸市立幼稚園長会でまとめ、神戸市立幼稚園の子育て支援の考え方として、冊子《一緒に子・そ・だ・て》を作成(2004年1月)し、発表した。

ア. 主な内容

一緒に子・そ・だ・て

神戸市立幼稚園の
子育て支援の考え方

社会全体でのしくみづくり

子と親の育ち

喜びと絆を深める子育てサポート

- ・ 神戸市立幼稚園では子育て支援を次のように考えています。
- ・ 一つ目は“あなたの子育てを応援します”という社会全体でのしくみづくりを大切にします。
- ・ 二つ目は、乳幼児期における最大の発達課題は、人への信頼感の形成です。
また、地域の人々との交流をきっかけに、保護者自身が保護者として成長することも大切です。このような考えにたち、“子と親の育ち”を促す場や機会の提供に努めます。
- ・ 三つ目は、子育てについて、幼稚園・保護者・地域がともに知恵を出し合い、育てる喜びと家族の絆を深める子育てサポートを目指します。
- ・ そこで、神戸市立幼稚園の子育て支援のキーワードは「一緒に子・そ・だ・て」です。

イ. 保護者が希望している子育て支援の第1位 預かり保育 について

預かり保育
～地域の実態に応じた、幼児教育センター的役割として～

- ・ 家庭教育の大切さを再認識する機会となるように
- ・ 保護者とともに、子育てができる場に
- ・ 幼児にとって、楽しい生活の場となるように

具体的な取り組みを写真で紹介

- ・ 親育ちを目指して、保護者が家庭教育の大切さを再認識する機会となるような子育てを支援していく預かり保育を進めている園
- ・ 保護者の心のリフレッシュを中心に考え、親がゆとりをもつことによって、子どもの接し方を見直したり、考えたりできるように支援していくような預かり保育を進めている園
- ・ 子ども同士のかかわりを広げ、楽しく生活できるような取り組みを進めている園
- ・ 地域の様々な施設を利用し、子どもの豊かな生活の場となるような預かり保育を進めている園

ウ. 保護者の子育て支援の希望第2位 「遊び場・交流の場の提供」について
今年度より「みんなの幼稚園」と称して神戸市全園で実施となった。

みんなの幼稚園
～未就園児の心の教育～
• 地域の未就園児の幼稚園教育体験
• 幼児同士の交流
• 親子遊びの提供
• 子育て教室や教育相談

- 親子で遊んだり、在園児と触れ合ったりすることで幼児には、「幼稚園って楽しいところ」「安心して通えるところ」という気持ちが育ってくる。
- 「みんなの幼稚園」の活動から、「地域の保護者が子育てを一緒に考える場ができるたら」と、子育てサークルが生まれ、活動している園もある。幼稚園の空き保育室や園庭を子育てサークルに開放し、未就園児たちの友達作りや親同士の交流の場にしている。
- 保護者たちの多くは、3歳児保育の早期の実施を望んでいるが、3歳児保育が実施されていない現在、「みんなの幼稚園」は、未就園児の保護者にとって、子どもたちが楽しく遊べる場として、有効に機能している。

エ. その他の活動

幼児のひろば
～地域の幼児の安全な遊び場として～
• 安全な遊び場
• 保護者のコミュニケーションの場
• 指導員による遊び場のサポート

- 昭和45年に2園開設され、現在では、18園が実施している。
- 子どもも、保護者も楽しく遊ぶ中で共に育ち合っている。
- 実施園では、遊び場の提供だけではなく、様々な方法で遊びのイベントを行っている。

子育てはみんなで
～保育ボランティア～
• ふれあいの場
• 地域で保育（土曜園庭開放）
• 親同士の助け合い（出前保育）
• 地域の教育力（ゲストティーチャー）

- 神戸市立幼稚園では、「子育てはみんなで」という考え方の基に、〈1〉ふれあいの場の提供、〈2〉地域で保育の提供、〈3〉親同士の助け合いの提供、〈4〉の教育力の提供などをしている。

- 土曜園庭開放では、希望者には父親ボランティアのサッカー指導も行っている。
- 出前保育では、地域の施設に出かけ、教師が保育の提供をしている。

保育公開
～幼稚園教育の理解のために～

- ・保護者だけではなく、地域の人々に公開し、幼稚園教育発信の場としている。

- ・子どもを理解する場、育児を語れる場、保護者同士が触れ合える場となっている。
- ・研究保育、研究協議に保護者も参加し、共に教育について話し合っている。

④ 考察

① 参考とすべき点

- 《特色ある幼稚園教育》一子育て支援編一では、神戸市立幼稚園46園の子育て支援の取り組みが趣旨・ねらい・内容・成果と課題・スナップ写真で構成(1園2ページ)され、とても見やすく、分かりやすくまとめられている。
- 地域の中で深く根ざしながら取り組んでいくということは、地域のニーズに応えて様々な事業が取り組まれるため、園単位で取り組みが異なってくることでもある。そのため園長会のリーダーシップのもとに、46園の取り組みがまとめられたということは、各園で個々に行っている実践を互いに伝え合い、高め合っていくためにも意義深いことである。
- 子育てに関する意識や現状の実態調査を、保護者と同時に園長に行っているが、保護者は、今直接自分にかかる支援を望んでいるのに対して、園長は長期的な視野にたって回答しており、ズレが見られる項目があり興味深い。
- 厳しい予算の中で手作りで作成された資料は、目の前の子どもや親の求めに応じようと手探りで取り組み出した子育て支援の様子や、自分のところでは何ができるか、「できることから、できることを」という気持ちをもって、それぞれの地域にあった活動が展開されていることをうかがい知ることができ、行政の理解を得る有効な資料である。
- 実態調査の結果をまとめ、神戸市立幼稚園の子育て支援の考え方として打ち出し、プレゼンテーションを作成して外部に発信していくという方法は今後の方策の示唆となる。

② 今後の課題

- 子育て支援にはいろいろな方法があっていいと考える。自分たちの考えている子育て支援というものを明示して、利用する側が選択できるようになることが大切である。そのために保育の現場が積極的に発信し、柔軟に幼稚園独自の特色を出していくことが必要であろう。
- 子育て支援は親が親としてやらなければならないこと、やるべきことをやれるように支援することである。つまり、親が親として自立するプロセスを考えた支援につながっているかどうかを常に忘れないようにしたい。また、ごく短期的な支援と、先を見越した長期的支援を整理しておく必要があると思われる。

<大阪教育大学教育学部附属幼稚園>

明治25年に大阪府尋常小学校附属幼稚園として開園した創立110年を超える歴史のある幼稚園で、現在3歳児・4歳児・5歳児各2学級計169名の園児が大阪市内の広範囲から通園している。

① 「食」を通しての子育て支援

全日保育が週3日（火曜日・木曜日・金曜日）で、栄養士を中心にしながら、5歳児の保護者が当番制で給食を作っている。

○ 事前指導

- ・給食委員会を定期的に開いたり、事前にビデオを見たり、プリントを配布したりして給食説明会を行う。

- ・給食相談会を開き、園長、副園長、栄養士、保護者が参加して情報交換をする。

○ 保護者の受け止め

- ・最初は自分たちで給食を作るということに抵抗のあった保護者も見られたが、次第に積極的に参加できるようになり、その中で自然といろんなことに気付き、「お袋の知恵」を伝える場になったり、互いに意見を交換しながら子育てを考える機会になっている。

○ 成果

- ・保護者が交代で園児の給食を作り、配膳・片付けを経験するということで親同士の交流ができ、親の変容が見られるなど、形の違った子育て支援ではないかと考える。

② 中学生との交流

2月に浜松市立可美中学校の生徒が修学旅行の中で職場体験学習として幼稚園を訪れる。

<浜松市立可美中学校>

① 大阪教育大学附属幼稚園での職場体験学習について

今回大阪教育大学教育学部附属幼稚園を訪れたのは、幼稚園教諭志望1名、小学校教諭志望1名、小説家志望1名の3名で、大阪教育大学→大阪教育大学教育学部附属幼稚園→司馬遼太郎記念館を自分たちでスケジュールを立てて回り、案内してもらったり、話を聞いたりした。

○ 生徒が訪問先で学んだこと・わかったこと・感想等 <原文引用>

- ・大学は勉強をするだけの場所だと思っていたけれど、部活のようなものがあると、初めて知った。附属図書館、附属幼稚園、附属小学校などの施設もあり、教師を目指すのにとてもよい環境だと思った。

- ・幼稚園では子ども達が帰ってからの訪問だったので、直接子ども達と接することはできなかったけれど、園長先生や副園長先生のお話を聞いて、苦労することがたくさんあっても、「幼稚園教諭になりたい！」と思う気持ちがとても大切なんだと思った。歴史や伝統のあるこの幼稚園は、私の想像とは逆で『遊びながら学ぶ』ということを大事にしているようだった。

・司馬遼太郎記念館では、幼稚園教諭とは直接結びつかないけれど、司馬さんが1冊の本を書き上げるために、書き上げた何倍もの資料を使い、何回も同じ文章を書き直したように、努力し、推敲を繰り返すことはすごく大切なと思った。

② 可美中学校の職場訪問・体験学習の取り組み

2年生の11月に地元で職場体験行い（総合学習）、その体験を基盤に3年生に進級した4月下旬の京都・大阪方面への修学旅行でもその2日目を企業訪問に充てて職場体験学習を実施している。いずれの訪問先も生徒が自分の目指す職業に応じて様々な情報を集め、自らが行き先を選び、受け入れの交渉も行った。また、実施後にはその職場体験の概要や学習を通じて得た「気づき」を各自が自分の言葉でまとめてプレゼンテーションを作成し、保護者参観を兼ねた報告会で同級生や保護者に発表している。

③ 考察

事前指導・事後指導が計画的に着実に積み重ねられており、「僕は職場訪問だけでなく今までの進路学習すべてを通して自分の夢に大きな一歩を踏み出せたと思います。なぜなら進路学習を始める前よりも自分の目指す職業に対しての興味や関心・知識が深まった。職場訪問では今やっておいたほうがいいこと、これからやっていかなければならないことを教えてもらい、自分のこれから進路へのイメージもふくらませることができました。」などと、一人一人がこの一連の体験学習で成長し、人生設計への考えを深めていったのが分かる。

2. 中学生の育児体験の実態と課題

中学生の育児体験の実態を把握するための予備的なアンケート調査を行った。その結果を報告する。

埼玉県加須市・狭山市、東京都世田谷区の公立中学校合計14校の校長宛に、郵送で調査を依頼した。対象となった学校の規模は、全クラス数が11～21クラスが8校、21～30クラスが5校、31～40クラスが1校であった。なお、回答は選択式であり、複数回答を可とした。以下の報告の割合は、総回答件数を分母として算出したものである。

(1) 実施の傾向

生徒を対象に子育て体験事業を行っているのは11校であり、その対象は3年生が43%と最も多く、ついで2年生29%、1年生21%であった。またその頻度は、1年に1回程度が64%、1回あたりの時間については1～2時間が67%であった。実施時期は3～4月を除いて1年の間に適当に分散しており、最も多いのは11月～12月の33%であった。1回に参加する人数は40～50人が40%、10～20人と30～40人がそれぞれ20%、20人～30人が10%であった。実施する場所は幼稚園と保育園とが半数ずつであり、それ以外の場所では行われていなかった。

カリキュラムの中での位置づけは、家庭科の授業でというものが69%、総合学習でいうものが23%であった。また、自治体独自の職業体験で行うという回答もあった。担当者は各科目担当教諭が91%であった。

(2) ねらいと内容

子育て体験事業のねらいとしては、「こどもとのふれあい体験」が42%と最も多く、ついで「保育体験」26%、「職業体験」16%、「育児体験」11%であった。その内容については、「こどもたちと自由に遊ぶ」「園側が準備した活動」がともに32%、「中学校側が準備した活動」が、こどもたちと一緒にを行う場合と生徒たちが行う場合をあわせて26%であった。「園、中学校が準備した活動」の具体的な内容は多岐にわたっているが、運動遊び、ゲーム類、製作遊び、絵本や紙芝居を行う場合が比較的多かった。また、プレゼントをあげるということも多く行われているようである。

(3) 事前指導・事後指導

子育て体験事業にあたり、事前指導を行っている学校は91%であった。その内容としては、おもちゃやプレゼント、紙芝居などの製作も含めて、園で行う活動の準備が51%と最も多い。他には、ビデオや講義による学習が比較的多く、個人研究やグループ研究というものもあった。なお、事前指導を行っていない学校は、生徒自身が直接園と連絡をとり、時期や活動内容なども決めるため、学校側は特に指導していないという回答であった。

事後指導については、すべての学校で行われており、その内容として多いのは「感想文を書く」47%であった。他には、ビデオや講義による学習が比較的多く、個人研究やグループ研究、パソコンを使っての保育記録作成、作品づくりというものもあった。

生徒たちは、事前指導、事後指導とも、熱心に取り組んだようである。

(4) 成果

すべての学校が、子育て体験事業を実施して、生徒・教師ともに成果があったと回答している。生徒の成果としてはさまざまなものがあげられているが、比較的多いのは「こどもをかわいく思う」「心が和み、楽しい」「優しい気持」「保育の仕事の一端の理解」「自分の成長の確認」「保育者になりたい」などであり、心情的な成果が大きかったようである。また、教師の成果としては、「生徒の、育児・こどもに対する知識や関心の高まり」「学校ではみられない生徒の姿の発見」などが多かった。

(5) 問題点

子育て体験事業を行ってみての問題点について、特に問題はなかったとする学校もあったが、ほとんどの学校が何らかの問題を感じているようである。特に多いのが「単発の経験になる」というものである。他には「事前・事後に園側との連絡がとりにくい」「園側の都合が優先される」「学校生活に組み込むのが難しい」などがあった。また、「こどもへの接し方」と同時に「園までの移動と安全確保」という回答もみられた。これらの問題点は、園側が感じているものと対応しているようである。

(6) 配慮点

子育て体験事業を行うにあたって特に配慮している点についての、自由記述による回答はあまり多くなかったが、そのいくつかを報告する。ある中学校では事前に園側と細かく打ち合わせを行い、実施計画については前年度の反省、園側の意見などを採り入れている。また同じ中学校だが、生徒へは、幼児の特性を話し、具体的な接し方まで指導している。別の中学校では、園側への感謝の心を忘れないようにしていると回答していた。

(7) 意見

子育て体験事業に関して、以下のような自由記述による意見が寄せられた。まず、子育て体験事業を実施している学校からは、大変貴重な取組であり、今後も積極的に行いたいし、できれば回数を増やしたいというものが多かった。実施していない学校からは、実施していない理由について、授業時数の関係、園が遠い・受け入れがないこと、総合学習のテーマが異なること、教科担当の教諭が変わり、指導計画からはずしたこと、などがあげられた。しかし、現在は実施していない学校でも、体制が整えば実施したいと考えており、また、生徒会活動や生徒個人のボランティアとして、あるいは生徒個人の興味・関心からの保育体験は行われているようである。

3. 高校生の育児体験の実態と課題

高等学校における育児体験の実態を把握するための予備的な調査を行ったので、その結果を報告する。

千葉、東京都の高等学校7校についての調査である。回答は選択式で、複数回答を可とした。

(1) 実施状況

生徒を対象に子育て体験事業を行っているのは7校中3校である。調査対象の数が少ないので、7校中3校の実施が多いかどうかを論ずることはできないが、中学校の調査では、14校中11校が実施していることから、高等学校の実施はやや少ないとみることができる。行っていない学校がその理由としてあげている点は次のようである。

- ・時間的な余裕がない。
- ・高等学校で子育て体験事業までやる必要があるか疑問である。
- ・学校でやることが増え、学力低下の一原因にもなりうる。

子育ての体験が高等学校の学習内容として位置づけられていない場合には実施が難しい状況が読み取れる。

次に実施している学校の実施状況をみていく。

(2) 対象学年、実施時期、実施場所他

対象学年は1校が2年生、2校が3年生で、年に1回の実施である。3校とも時期は9月以降に実施し、全て家庭科の授業で実施している。実施の場所は保育所が2校、幼稚園が1校である。

実施していない学校は「時間的な余裕がない」ことを挙げているが、実施していると回答している学校でも、実施回数は1回である。生徒は2、3回を希望しているという記述もあるが、事前・事後指導も入れるとかなりの授業回数が必要で、実施回数が制約されると考えられる。さらに、平成15年度からは家庭科の単位数が4単位から2単位に半減したため実施が難しくなるという回答もあった。

(3) ねらいと内容

子育て体験のねらいは子どもとの触れ合いを3校ともあげている。そのほかに1校が保育体験をあげている。保育体験をねらいにあげている学校は、高等学校が用意した特定の活動を生徒たちがするという内容である。中学校では、その他に職業体験や育児体験もあげているが高等学校ではそれらを選択した学校はない。

(4) 学校が用意した特定の活動と事前指導

高等学校が用意した特定の活動としては、運動遊び、製作に関する遊び、プレゼントをあげるという活動を2校があげている。その他には、絵本、歌を歌う活動を1校があげている。

事前指導については3校とも行っており、ビデオによる学習や講義を聞く、幼稚園や

保育所で行う活動の準備やプレゼントつくりなどが事前指導の内容である。ねらいで保育体験をあげた1校のみ、妊婦体験、人形での育児模擬体験などを行っていた。

(5) 事後指導

事後指導は3校とも実施しており、感想文を書かせている。体験活動の写真を貼るなどするとの回答も1校あった。

(6) 成果

生徒の取り組みは3校とも大変熱心であると回答している。そして、成果があったかの問いで次の項目について3校ともあげている。

- ・子どもがかわいいと実感できた。
- ・心が和んだ、楽しかった、うれしかった。
- ・優しい気持ちがもてた。
- ・子どものころを思い出し、自分の成長を振り返り、確認できた。

また、次の項目については2校があげている。

- ・子どもの小ささを実感できた。
- ・子どもたちがいろいろな感じ方や考え方をもっていることに気付いた。
- ・子どもたちとかかわる中で、自分が年長者であることを自覚した。

これらの項目は、質問のほぼ全てであり、質問の仕方が課題である。また、成果を教師がどのように把握したかについては不明であり、聞き取りなどによる調査が必要である。

一方、先生方の成果についての質問では、3校で次の項目を共通にあげている。

- ・日常の学校生活では見られない生徒の姿を見ることができた。
- ・生徒が子育ての意義や家庭をもつことの重要性を学ぶ機会になると認識した。

自由記述の欄にこの子育て体験が生徒にとっても、教員にとっても大変すばらしい体験になったと書かれるなど、実施の成果は実感されている。

(7) 配慮点

配慮点の自由記述は1校のみである。内容は「事前指導を十分にする。」「手みやげを生徒の手作りのものとし、製作している時間にも幼児へのイメージをふくらませ、心の準備をさせる。」などが書かれていた。本調査で、さまざまな配慮事項を把握することがプログラムの実施上重要である。

(8) 問題点

子育て体験事業を行ってみての問題点は、学校の生活に組み込むのが難しく、単発の経験になることを指摘している。これは中学校でもこの点は多くの学校があげている。

4. 企業の育児支援の実態と動向

(1) 企業の育児支援の動向

先に述べたように少子化の進展と育児不安の増大の背景の一つに、子育てが母親に任され、負担がかかっていることが指摘されている。

新エンゼルプランでは、働く母親の支援として多様な保育サービスの提供、待機児ゼロを目指した施策などが推進されているが、子育て支援の内容の一つとして、職場優先の企業風土の是正があげられている。そのことに関連して、育児休業の延長などの法整備が行われ、子どもをもつ親の働き方の見直しが指向されている。

育児休業等に関連する法規の開設など最近の動きをとらえてみる。

- ・改正育児・介護休業法 2002年4月1日施行
(2005年4月に改正予定)
- ・厚生労働省「少子化対策プラスワン」 2002年9月20日
- ・次世代育成支援対策推進法 2003年7月16日施行
(2005年4月より行動計画実施)

(2) 企業の育児支援の実態

次に育児休業、育児と仕事の両立に関する実態についてとらえていく。実態調査についてはさまざまな機関が行っている。主な調査は次のとおりである。

・人事院勤務条件局	「民間企業の育児・介護休業制度の実態」	2000.10
・ゼンセン同盟女性局	「育児休業制度の利用状況アンケート調査」	2000. 5
・労務行政研究所	「法改正後の育児休業制度の実態」	2003. 3
・東京都産業労働局	「東京都における育児休業制度の実態」	2002. 9
・ニッセイ基礎研究所	「育児休業制度に関するアンケート調査」	2001. 3
・厚生労働省	「2002年度女性雇用管理基本調査」	2002.10
・日本労働研究機構	「育児と仕事の両立に関する調査」	2003. 3
・労働行政研究所	「育児休業定着への取り組み事例」 (労働時報)	2002. 1.4)
・経済産業省・男女共同参画研究会	「企業の利益率と女性比率の相互関係」 (アエラ)	2003.12.29)

次に、これらの調査の中から、育児休業の利用の実態をとらえ、企業における育児支援の意識や実態を東京都産業労働局の調査からみる。

関連資料

① 東京都における育児休業制度の実態

～子育て中の時間外労働の制限は49.4%が設定～

●東京都産業労働局●

東京都産業労働局では、毎年、職場における男女平等の実情と課題を把握するための調査を実施している。ここでは、このほど発表された「2002年度 東京都男女雇用平等参画状況調査」結果のうち、法改正後の育児休業制度の整備状況、利用状況に関する部分を取り上げることとする。

ポイント

1. 育児休業規程がある企業は81.4%。個別の規定では、「退職金算定の際の休業期間の取り扱い」の整備率が78.8%で最も高い[表1～2]
2. 育児休業中の給与については、「子が1歳以上」「子が1歳未満」のいずれの場合も「支給なし」とする企業が8割以上[図1]
3. 過去1年間に出産者がいた企業は35.9%，そのうち育児休業者のいた企業は88.6%[表7]
4. 育児休業者の代替要員を「採用した」または「一部採用した」企業は45.9%と半数を割る[表10]
5. 子育て中の労働者に対する時間外労働の制限に関する規定を持つ企業は49.4%[表12]

調査要領

1. 調査対象：都内の従業員規模30人以上の企業3000社
2. 調査方法：郵送による

3. 調査期間：2002年9月1～30日
4. 回答企業：1222社（回収率40.7%）
5. 留意点：本調査中の「過去1年間」は、2001年4月1日～2002年3月31日の1年間を指す

1. 育児休業制度

[1] 育児休業規程の有無[表1]

- 育児休業規程がある企業は約8割だが、100人未満では6割に満たない
育児休業の規程の有無について尋ねたところ、「規程あり」は81.4%で、規模別にみると、規模が小さいほど「規程あり」の割合は低く、「1～99人」では58.6%と6割に満たない。

[2] 育児休業規程の内容[表2]

- 整備率が高いのは「退職金算定の際の休業期間の取り扱い」で約8割

育児・介護休業法では、休業中の待遇や休業後の労働条件について定めるとともに、労働者に周知することを事業主の努力義務としています。（第21条）

育児休業制度がある企業に、育児休業に関する

る規程の内容について、それぞれ尋ねた（複数回答）。定めている割合が高いのは、「退職金算定の際の休業期間の取り扱い」で78.8%，次いで「賞与の算定期間に内休業期間があった場合の賞与の取り扱い」（76.8%）、「休業期間中の給与支給」（76.0%）の順である。一方、定めている割合が少ないのは、「休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置」で22.2%である。

規模別にみると、「1～99人」では、いずれの項目も整備率が低い傾向にある。

[3] 休業中・休業後の労働条件の周知[表3]

●「書面を交付」している企業はほぼ3社に1社

育児休業者に対して、休業中および休業後の労働条件を周知しているか尋ねたところ、「書面を交付」するが36.0%，「口頭で伝達」するは27.9%，「明示しない」は25.1%である。

表1 育児休業制度の規程の有無
-(社), %-

区分	合計	規程あり	規程なし	無回答
規模計	(1,222)100.0	81.4	17.3	1.2
1～99人	(360)100.0	58.6	38.9	2.5
100～299	(377)100.0	83.0	16.2	0.8
300～499	(140)100.0	94.3	5.7	
500～999	(137)100.0	97.8	1.5	0.7
1,000人以上	(204)100.0	99.5	0.5	
不明	(4)100.0	50.0		50.0

規模別にみると、おおむね規模が大きくなるほど「書面を交付」する割合は高く、500人以上では半数以上の企業で実施している。

[4] 育児休業中の給与支給の有無[図1]

①子が1歳未満

●「給与支給なし」が8割台半ば

子供が1歳未満の場合、育児休業中の給与の支給状況について尋ねたところ、「給与の支給なし」が85.6%，何らかの形での「金銭支給あり」は合計3.9%と少ない。

②子が1歳以上

●「給与支給なし」が8割台前半、「労働者負担分

の社会保険料相当額を支給」はわずか

子供が1歳以上の場合、育児休業中の給与の支給状況について尋ねたところ（複数回答）、「金銭支給なし」が82.7%，「社会保険料相当額を支給」は3.6%である。

[5] 定期昇給の取り扱い[図2]

●「復職後の定期昇給時に持ち越す」が3割強で最も多い

育児休業期間中の定期昇給の取り扱いについて尋ねたところ、「休業期間中の定期昇給は行わず、復職後の定期昇給時に持ち越す」が31.7%で最も多い。次いで「定期昇給時に昇給する」（21.9%），「復職後に昇給する」（20.9%）の順である。

表2 育児休業規程の内容(複数回答)

-(社), %-

区分	合計	休業期間中の定期昇給の取り扱い	休業期間中の定期昇給の取り扱い	賞与の算定期間に内休業期間があった場合の取り扱い	復職後の定期昇給時に取り扱い	退職金算定の際の休業期間の取り扱い	休業者に対する職業能力の維持、向上のための措置	復職後の職場	無回答
規模計	(995)100.0	76.0	65.2	76.8	63.7	78.8	22.2	70.6	9.6
1～99人	(211)100.0	69.2	52.6	61.6	54.5	62.1	19.4	55.9	16.1
100～299	(313)100.0	77.0	65.2	80.2	65.8	78.9	26.2	73.8	9.6
300～499	(132)100.0	67.4	61.4	69.7	61.4	78.0	20.5	68.9	12.9
500～999	(134)100.0	84.3	80.6	87.3	73.1	91.0	24.6	75.4	3.0
1,000人以上	(203)100.0	81.3	70.9	85.2	65.5	88.2	18.7	78.3	5.4
不明	(2)100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	100.0		100.0	

[6]賞与の取り扱い[表4]

●「出勤日または休業期間に応じて支給する」が
7割台半ば

改正育児・介護休業法では、賃金・賞与等の算定において、休業期間を超えて働かなかったものとして取り扱うなどの不利益な取り扱いを禁止しています。(第10条、指針第2-3(3))

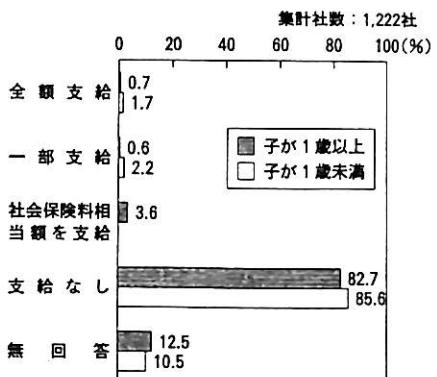
育児休業期間中の賞与の取り扱いについて尋ねたところ、「出勤日または休業期間に応じて支給する」が76.0%、「支給しない」は9.6%である。

規模別にみると、規模が大きいほど「出勤日

表3 育児休業取得者に対する休業中
および休業後の労働条件の周知
-(社), %-

区分	合計	明示する		明示しない	無回答
		書面	口頭		
規模計	(1,222) 100.0	36.0	27.9	25.1	11.0
1~99人	(360) 100.0	19.2	23.6	37.2	20.0
100~299 "	(377) 100.0	34.7	32.4	24.1	8.8
300~499 "	(140) 100.0	40.0	29.3	19.3	11.4
500~999 "	(137) 100.0	54.0	28.5	13.9	3.6
1,000人以上	(204) 100.0	52.9	26.5	17.6	2.9
不明	(4) 100.0	50.0			50.0

図1 育児休業中の給与支給の有無



[注]「子が1歳以上」は複数回答。

図2 育児休業中の定期昇給の取り扱い

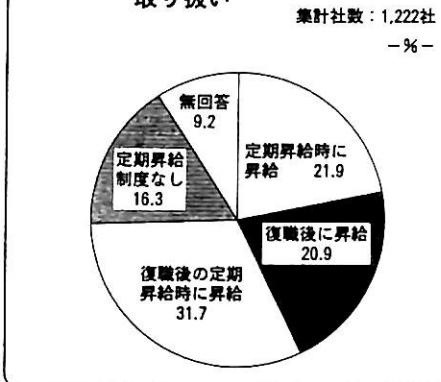


表4 育児休業期間中の賞与の取り扱い

-(社), %-

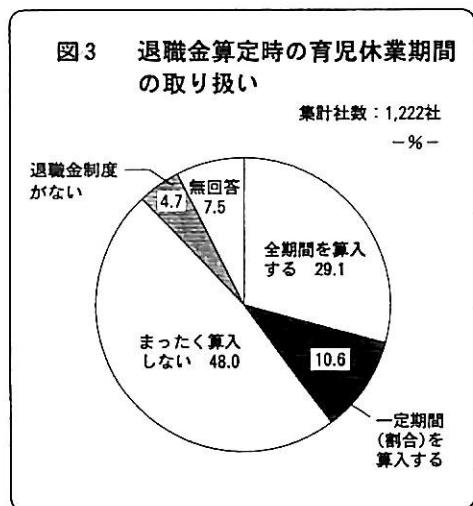
区分	合計	計	支給する		支給しない	賞与の制度がない	無回答
			出勤日または休業期間に応じて支給する	一定額または一定率で支給する			
規模計	(1,222) 100.0	79.7	76.0	3.7	9.6	3.2	7.5
1~99人	(360) 100.0	64.2	58.9	5.3	13.3	5.8	16.7
100~299 "	(377) 100.0	80.9	76.1	4.8	8.5	3.7	6.9
300~499 "	(140) 100.0	86.4	86.4		10.0	2.1	1.4
500~999 "	(137) 100.0	91.2	88.3	2.9	7.3	0.7	0.7
1,000人以上	(204) 100.0	93.1	91.2	2.0	6.4		0.5
不明	(4) 100.0	50.0	50.0				50.0

または休業期間に応じて支給する」の割合が高く、「1000人以上」は91.2%と9割を超えるが、「1~99人」では58.9%と6割に満たない。

[7]退職金算定時の育児休業期間の取り扱い[図3]

●「勤続年数にまったく算入しない」が5割弱で最も多い

退職金算定の際の育児休業期間中の取り扱いについて尋ねたところ、「勤続年数にまったく算入しない」が48.0%で最も多く、次いで「原則として全期間を勤続年数に算入する」(29.1%)、「原則として一定期間または一定割合を勤続年数に算入する」(10.6%)の順である。



[8]育児休業者に対する措置[表5]

●「休業中に社内報等を送付」は約3割、「特にしない」企業が半数以上

育児・介護休業法では、休業中の労働者の雇用管理や職業能力開発・向上等に関する措置を事業主の努力義務としています。(第22条)

育児休業者に対する措置について尋ねたところ(複数回答)、「特にしない」が54.4%で最も多く、次いで「休業中は社内報等を送付し、職場の情報を知らせている」が29.1%である。

規模別にみると、規模が大きいほど何らかの措置を実施している割合が高い。

[9]復職する際の職場配置[表6]

●「原則として原職復帰する」が7割台半ば

育児・介護休業法では、休業後の配置は原則として原職または原職相当職に復帰させることが多いことに配慮するよう定めています。(指針第2-7(1))

育児休業後に職場復帰をする際、職場、職種をどのように決めるかについて尋ねたところ、「原則として原職復帰する」が75.5%と最も多い。「本人の希望を考慮し会社が決定する」は8.3%、「会社の人事管理等の都合により決定する」は4.6%である。

規模別にみると、規模が小さいほど「本人の

表5 育児休業者に対する措置(複数回答)

-(社), %-

区分	合計	職場の情報提供	通信教育等の教育訓練	復職後の教育訓練	その他	特にしない	無回答
規模計	(1,222) 100.0	29.1	2.5	4.5	6.1	54.4	8.3
1~99人	(360) 100.0	10.0	0.3	3.3	6.4	63.6	17.2
100~299 "	(377) 100.0	23.3	2.4	3.2	6.1	60.2	7.4
300~499 "	(140) 100.0	33.6	1.4	3.6	6.4	56.4	2.1
500~999 "	(137) 100.0	45.3	6.6	10.2	5.8	41.6	2.9
1,000人以上	(204) 100.0	58.8	4.4	5.4	5.4	35.8	1.0
不明	(4) 100.0	50.0		25.0			50.0

希望を考慮し会社が決定する」「会社の人事管理等の都合により決定する」の割合が高い傾向にある。

[10]過去1年間の出産者の有無[表7～8]

●出産者がいた企業は3割台半ば、配偶者が出産した男性がいた企業は4割台半ば

過去1年間に、出産した女性がいた企業の割合は35.9%である。そのうち、育児休業者がいた企業の割合は88.6%である[表7]。

過去1年間に、配偶者が出産した男性がいた

企業の割合は44.8%である。そのうち、育児休業者がいた企業の割合は2.0%である[表8]。

[11]過去1年間の出産者数、および育児休業取得率、復職率[表9]

●育児休業取得率：女性86.1%，男性0.19%
復職率：女性87.4%，男性88.9%

過去1年間に出産した女性は1446人、配偶者が出産した男性は5666人である。そのうち、育児休業取得率は、女性86.1%，男性0.19%である。出産者ありの企業のうち、育児休業取得者

表6 育児休業後に復職する際の職場配置

-(社)、%-

区分	合計	原則として原職復帰する	本人の希望を考慮し会社が決定する	会社の人事管理等の都合により決定する	その他	無回答
規模計	(1,222) 100.0	75.5	8.3	4.6	3.2	8.3
1～99人	(360) 100.0	61.4	10.8	6.1	4.4	17.2
100～299 "	(377) 100.0	76.9	5.8	5.6	3.4	8.2
300～499 "	(140) 100.0	79.3	11.4	3.6	2.1	3.6
500～999 "	(137) 100.0	88.3	7.3	2.2	1.5	0.7
1,000人以上	(204) 100.0	87.3	7.4	2.5	2.5	0.5
不明	(4) 100.0	50.0				50.0

表7 過去1年間の出産者の有無、育児休業者の有無(女性)

-(社)、%-

区分	合計	計	出産者あり			出産者なし	無回答
			育児休業者あり	育児休業者なし	無回答		
規模計	(1,222) 100.0	35.9 <100.0>	< 88.6 >	< 11.2 >	< 0.2 >	60.9	3.2
1～99人	(360) 100.0	13.9 <100.0>	< 68.0 >	< 32.0 >		81.1	5.0
100～299 "	(377) 100.0	30.8 <100.0>	< 87.1 >	< 12.9 >		67.6	1.6
300～499 "	(140) 100.0	39.3 <100.0>	< 89.1 >	< 10.9 >		58.6	2.1
500～999 "	(137) 100.0	57.7 <100.0>	< 92.4 >	< 7.6 >		41.6	0.7
1,000人以上	(204) 100.0	68.1 <100.0>	< 95.0 >	< 4.3 >	< 0.7 >	28.4	3.4
不明	(4) 100.0						100.0

[注] <>内は「出産者あり」の事業所を100.0として算出。

の1社当たりの平均人数は、女性2.8人、男性0.02人である。また、育児休業後の復職率は、女性87.4%、男性88.9%である。

規模別にみると、「1~99人」では女性の取得率は64.2%であるが、100人以上では8割を超える。女性の取得者平均人数は、規模が大きいほど多く、「1~99人」では0.9人であるが、「100人以上」では5.3人である。

[12]代替要員採用の有無[表10]

●「採用しなかった」が半数以上

育児休業者がいた企業のうち、代替要員の採用状況について尋ねたところ、「採用しなかった」が51.5%で最も多い。「採用した」は23.1%、「一部採用した（採用した場合、採用しない場合あり）」は22.8%である。

規模別にみると、おおむね規模が小さいほど「採用しなかった」割合が高く、「1~99人」では76.5%である。

表8 過去1年間の配偶者出産の有無、育児休業者の有無(男性)

-(社)、%

区分	合計	計	配偶者出産あり			配偶者 出産なし	無回答
			育児休業者 あり	育児休業者 なし	無回答		
規模計	(1,222) 100.0	44.8 <100.0>	< 2.0 >	< 97.8 >	< 0.2 >	46.6	8.5
1~99人	(360) 100.0	27.5 <100.0>		<100.0>		67.2	5.3
100~299 "	(377) 100.0	44.6 <100.0>	< 1.2 >	< 98.8 >		50.4	5.0
300~499 "	(140) 100.0	47.9 <100.0>		<100.0>		44.3	7.9
500~999 "	(137) 100.0	63.5 <100.0>	< 1.1 >	< 98.9 >		26.3	10.2
1,000人以上	(204) 100.0	62.3 <100.0>	< 6.3 >	< 93.7 >		19.6	18.1
不明	(4) 100.0						100.0

[注] <>内は「配偶者出産あり」の事業所を100.0として算出。

表9 過去1年間の出産者数、育児休業取得率、復職率

区分	女性						男性(配偶者の出産)							
	社数 (社)	総数		1社当たり均		育児休業 取得率 (%)	復職率 (%)	社数 (社)	総数		1社当たり均		育児休業 取得率 (%)	復職率 (%)
		出産者数 (人)	育児休業者数 (人)	出産者数 (人)	育児休業者数 (人)				出産者数 (人)	育児休業者数 (人)	出産者数 (人)	育児休業者数 (人)		
規模計	439	1,446	1,245	3.3	2.8	86.1	87.4	548	5,666	11	10.3	0.02	0.19	88.9
1~99人	50	67	43	1.3	0.9	64.2	85.0	99	185		1.9			
100~299 "	116	177	147	1.5	1.3	83.1	85.5	168	639	2	3.8	0.01	0.31	50.0
300~499 "	55	123	102	2.2	1.9	82.9	89.0	67	385		5.7			
500~999 "	79	248	221	3.1	2.8	89.1	91.0	87	927	1	10.7	0.01	0.11	100.0
1,000人以上	139	831	732	6.0	5.3	88.1	86.6	127	3,530	8	27.8	0.06	0.23	100.0

[注] 集計対象は、[表7][表8]で「出産者あり」「配偶者出産あり」と回答した企業。

[13]代替要員の採用[図4]

●「派遣労働者を採用」が5割台半ばで最も多い

育児休業者の代替要員を採用した企業に、どのような労働者を採用したか尋ねたところ、「派遣労働者を採用」が55.3%で最も多く、次いで「臨時にパート・アルバイト（有期雇用）を採用」が24.6%である。「元従業員を再雇用」したと回答した企業はない。

[14]代替要員を採用しなかった理由[図5]

●「当該部署の従業員で対応できた」が6割を超えて、次いで「社内の配置転換により対応できた」が約2割

育児休業者の代替要員を採用しなかった企業にその理由を尋ねたところ、「当該部署の従業員で対応できた」が61.2%と最も多く、次いで「社内の配置転換により対応できた」が19.9%である。

表10 育児休業者がいた場合の代替要員の採用状況

-(社)、%

区分	合計	採用した	一部採用した（採用した場合、採用しない場合あり）	採用しなかった	無回答
規模計	(390) 100.0	23.1	22.8	51.5	2.6
1～99人	(34) 100.0	11.8	8.8	76.5	2.9
100～299 "	(101) 100.0	33.7	11.9	51.5	3.0
300～499 "	(49) 100.0	26.5	14.3	57.1	2.0
500～999 "	(73) 100.0	21.9	31.5	43.8	2.7
1,000人以上	(133) 100.0	17.3	33.1	47.4	2.3

図4 代替要員の採用

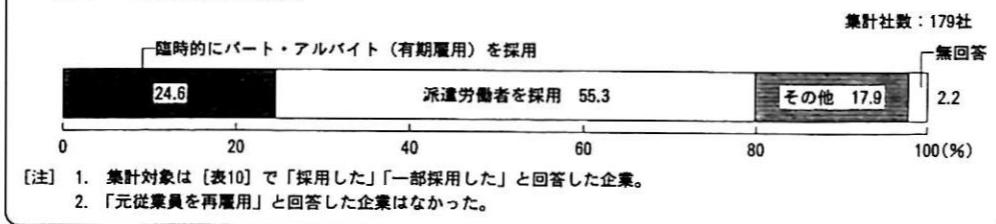
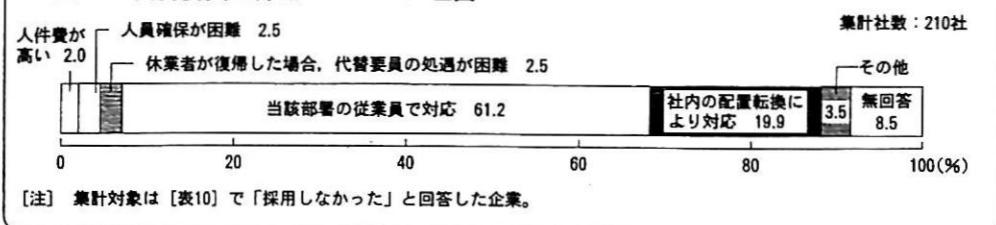


図5 代替要員を採用しなかった理由



2. 仕事と家庭の両立に関する制度

[1] 子の看護休暇制度

①看護休暇制度の有無[表11]

●実施率は約6%, 規模が大きいほど実施率は高い

改正育児・介護休業法では、小学校就学前の子供を養育する労働者に対して、看護休暇を設けることを事業主の努力義務としています。(第25条)

子の看護休暇制度の有無について尋ねたところ、「制度あり」は6.1%, 「制度なし」は90.5%である。

規模別にみると、規模が大きいほど「制度あり」の割合は高く、「1~99人」では2.5%であるが、「1000人以上」では14.2%である。

表11 子の看護休暇制度の有無
-(社), %-

区分	合計	制度あり	制度なし	無回答
規模計	(1,222) 100.0	6.1	90.5	3.4
1~99人	(360) 100.0	2.5	90.6	6.9
100~299 "	(377) 100.0	3.7	93.4	2.9
300~499 "	(140) 100.0	6.4	93.6	0.7
500~999 "	(137) 100.0	9.5	89.8	0.7
1,000人以上	(204) 100.0	14.2	84.8	1.0
不明	(4) 100.0	25.0	25.0	50.0

②利用者の有無[図6]

●利用者が「いた」は約3割

看護休暇制度がある企業に過去1年間に利用者の有無を尋ねたところ、「利用者がいた」は29.3%, 「対象者はいたが、利用した労働者はいない」は25.3%である。

③看護休暇日数[図7]

●「1~5日」が4割台半ばで最も多い

看護休暇制度のある企業に休暇日数を尋ねたところ、「1~5日」が45.3%で最も多く、次いで「41日以上」が18.7%である。

また休暇日数のうち有給分の日数について尋ねたところ、「0日」が42.7%で最も多く、次いで「1~5日」が21.3%で多い。

図6 子の看護休暇の利用者の有無

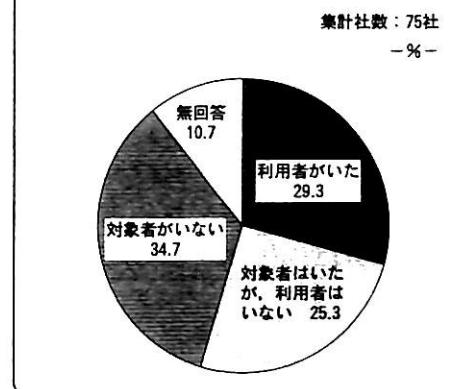
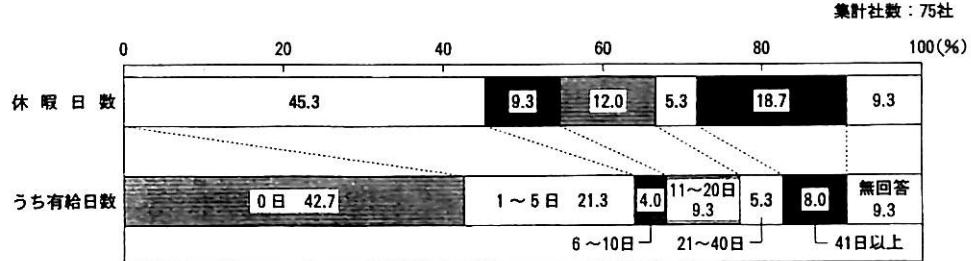


図7 子の看護休暇の日数



[2] 子育て中の労働者に対する時間外労働の制限に関する措置

①規定の有無[表12]

- 「規定あり」は約5割、500人以上は7割を超える

改正育児・介護休業法により、小学校就学前の子供を養育する労働者は、原則として時間外労働の制限（1ヵ月24時間、1年150時間まで）を請求することができます。（第17条）

子育て中の労働者に対する時間外労働の制限に関する規定の有無について尋ねたところ、

表12 時間外労働の制限の規定の有無
-(社), %-

区分	合計	規定あり	規定なし	無回答
規模計	(1,222) 100.0	49.4	47.1	3.4
1～99人	(360) 100.0	31.9	60.6	7.5
100～299〃	(377) 100.0	44.6	54.1	1.3
300～499〃	(140) 100.0	54.3	45.7	
500～999〃	(137) 100.0	70.1	26.3	3.6
1,000人以上	(204) 100.0	72.5	26.0	1.5
不明	(4) 100.0	25.0	25.0	50.0

「規定あり」が49.4%で「規定なし」の47.1%を上回っている。

規模別にみると、規模が大きいほど「規定あり」の割合が高く、「1～99人」は31.9%であるが、500人以上では7割を超えていている。

②利用者の有無[表13]

- 「対象者はいたが利用した労働者はいない」が約3割

過去1年間に、子育て中の労働者が時間外労働の制限を請求したか尋ねたところ、「利用者がいた」は4.5%、「対象者はいたが利用した労働者はいない」は29.9%、「対象者がいない」は60.3%である。

対象者がいた企業を分母（100.0%）にすると、「利用者がいた」企業は13.1%、「対象者はいたが利用した労働者はいない」企業は86.9%である。

[3] 育児・介護を行う労働者に対する転勤

①転勤の有無[表14]

- 「転勤の対象としない」は3割強

改正育児・介護休業法では、育児・介護をする労働者の転勤に際し、配慮することを事業主に義務付けています。（第26条）

育児・介護を行う労働者に転勤をさせることがあるか尋ねたところ、「転勤がある」は17.3

表13 過去1年間に「時間外労働の制限」を請求し、利用した労働者の有無

-(社), %-

区分	合計	利用者がいた	対象者はいたが利用した労働者はいない	対象者がいない	無回答
規模計	(1,222) 100.0	4.5	29.9	60.3	5.3
1～99人	(360) 100.0	1.9	13.1	76.1	8.9
100～299〃	(377) 100.0	3.7	29.2	64.2	2.9
300～499〃	(140) 100.0	2.9	30.7	63.6	2.9
500～999〃	(137) 100.0	2.9	47.4	46.0	3.6
1,000人以上	(204) 100.0	12.7	48.0	33.8	5.4
不明	(4) 100.0		50.0		50.0

%、「転勤の対象としない」は32.5%、「転勤がない」は45.8%である。

規模別にみると、規模が大きいほど「転勤がある」割合が高く、「転勤の対象としない」割合も高くなる傾向がある。1000人未満では、「転勤の対象としない」の割合が、「転勤がある」よりも多い。

②転勤する際の配慮[図8]

●「単身赴任等になった場合、自宅に帰る旅費等を支給する」が約4割で最も多い

育児・介護を行う労働者が転勤をする際に、会社がどのような配慮をしているか尋ねたところ（複数回答）、「単身赴任等になった場合、自宅に帰る旅費等を支給する」が39.3%で最も多い。次いで、「転勤する時期を調整する」(30.3%)、「住所の変更を伴う転勤をさせない」(28.0%)の順である。

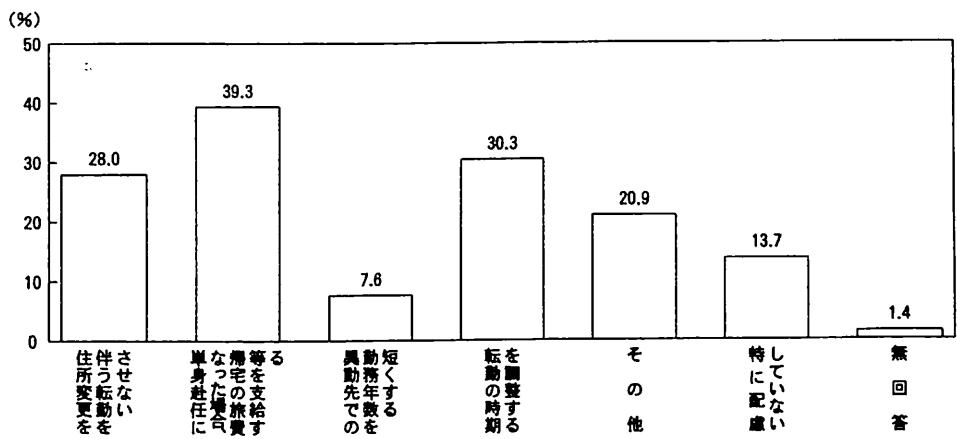
表14 育児・介護を行っている労働者の転勤の有無

-(社)、%-

区分	合計	転勤がある	計	転勤がない		無回答
				転勤の対象としない	転勤がない	
規模計	(1,222) 100.0	17.3	78.3	32.5	45.8	4.4
1～99人	(360) 100.0	3.9	90.6	18.6	71.9	5.6
100～299〃	(377) 100.0	11.9	83.8	31.8	52.0	4.2
300～499〃	(140) 100.0	18.6	77.1	42.1	35.0	4.3
500～999〃	(137) 100.0	28.5	67.2	48.2	19.0	4.4
1,000人以上	(204) 100.0	42.6	54.9	41.2	13.7	2.5
不明	(4) 100.0		75.0	25.0	50.0	25.0

図8 転勤する際の配慮(複数回答)

集計社数：211社



次世代育成支援対策推進法

法律第120号
公布：平成15年7月16日
施行：平成15年7月16日

目 次

第一章 総則（第一条～第六条）

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針（第七条）

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第八条～第十一条）

第三節 一般事業主行動計画（第十二条～第十八条）

第四節 特定事業主行動計画（第十九条）

第五節 次世代育成支援対策推進センター（第二十条）

第三章 次世代育成支援対策地域協議会（第二十一条）

第四章 雜則（第二十二条・第二十三条）

第五章 罰則（第二十四条～第二十七条）

附則

使用上の注意

ここで掲載した憲法・法律・条約文等の内容については、()付きで部分的に補足しております。

また、文字化け、遺漏等がないとは限りませんので、その内容、正確性についての保証はいたしません。必要に応じて、六法全書等でご確認下さい。

なお、このページに掲載された情報をコピー、引用することによって生じた一切のトラブルについて、管理人はなんらの責任を負いません。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出

しなければならない。

5 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

5 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する国の援助)

第十一条 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

4 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第三項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものという。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第十二条第一項又は第三項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。）であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域にお

ける次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるものほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四章 雜則

(主務大臣)

第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

2 第九条第四項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

(権限の委任)

第二十三条 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五章 罰則

第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第二項の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. 幼稚園、保育所、小学校の連携システム開発に関する研究

① 幼稚園と保育所の連携に関する実態調査

●研究員

加藤敏子（人文学部児童学科）
大澤 裕（短期大学部保育科）
岡田耕一（短期大学部保育科）
塚本美知子（短期大学部保育科）
森川文子（短期大学部保育科）

1. 平成15年度の取り組みについて

【研究プロジェクト】

聖徳大学生涯学習研究所では、平成15年度より学術フロンティア事業として「生涯学習社会における少子・高齢社会の活性化に関する総合的研究」がスタートした。本研究は、今日的・国家的な政策課題に対応する研究である。研究体制は全国規模の研究組織・他大学との共同研究である。学術研究は5部門と19の研究プロジェクトで構成され、平成15年から5ヶ年計画で実施されるものである。

本研究は、一部門「少子化に関する地域システムの研究」の中の幼稚園・保育所・小学校の連携システムに関する①幼稚園と保育所の連携に関する実態調査の研究にあたる。

【幼稚園と保育所のあゆみ】

近年、日本の人口は、急速な少子・高齢化が進んでいる。それらを受け自治体では、統廃合が実施されている。幼稚園は閉園したり、保育所との統合や一元化が急速に進められている。

幼稚園・保育所の連携は1965年頃から言われてきたものである。教育的な幼稚園と福祉的な保育所を一本化するにはいたらなかった。1963年(昭和38年)文部省初等中等教育局長と厚生省児童局長の連盟による通達「幼稚園保育所との関係について」①～④を出した。縦割り行政である中、異例の通達であった。その中で注目すべき事は、幼稚園該当年齢の幼児の教育については、保育所においても、幼稚園教育要領に準じる事が望ましいとの内容であった。その後、1965年(昭和40年)保育所保育指針が厚生省から作成された。この時期に幼保一元化の動きがあったが、所轄・目標・歴史の違い等で一元化は実現しなかった。一部二枚看板をかけた園も数ヶ所あったが、増加はみられなかった。第一次ベビーブーム・第二次ベビーブームと重なり、保育所は1950年代後半に増加した。1955年約8,300ヶ所、入所児数653,700人であったが、25年後の1975年には、18,200ヶ所、入所次数1,631,000名と1980年代まで増加していった。幼稚園も1955年は5,400園・園児数643,700人であったのが、1975年には13,100園・園児数2,292,200人と急増した。1971年(昭和46年)46答申が中教審から出されたが「幼稚教育の積極的普及充実」は、簡単に

一元化は出来なかった。行政は1975年に、厚生省・文部省に対して「幼児の保育及び教育に関する政行観察結果に基づく勧告」を行った。この勧告を受けて1977年に「幼稚園及び保育所に関する懇談会」を発足させ、1981年にまとめた報告の中に「幼稚園は学校教育施設であり、保育所は児童福祉施設であって、目的・機能を果たし、それぞれ必要な役割を果たしている以上、簡単に一元化できるような状況ではない」との見解を示している。1980年代半ば臨教審が再び幼保問題をとり上げた時、保育現場が反対をした経緯がある。

【1.57チャイルドショック】

1990年代に入ると「1.57チャイルドショック」合計特殊出生率が1.57となった。後、2003年には1.31に、低く推移している。

国は少子化に関する施策をこうじた。エンゼルプラン・新エンゼルプラン等が実施された。少子化によって、経済面においても、生産者人口の減少で経済成長が悪化し、国民の生活水準にも影響をきたしている。社会面では、家族構成が大きく変容し、小核家族化につながり、地域社会や、子どもの健全な育成にも影響していく事になる。少子化の要因とその背景をみていくと、未婚の上昇、夫婦の平均出生率が2.2人と平均理想子ども数2.6人を下回っている。又、女性の社会進出が増加していることも影響している。仕事と育児の両立の難しさも原因と言える。男女雇用機会均等法などで、保育所の需要は拡大している。子育て不安等も少子化に大きく影響し、幼稚園も保育所も子育て支援を多方面から実施していくことが、少子化への対応につながる事になる。本研究の少子化に関する地域支援システムの研究で提案された試案を、生涯学習貢献センターで試行し、地域・全国へ普及していく事が期待されるところである。

【行政の取り組み】

1990年後半に児童福祉法が改正された。その中で、保育所の入所方法が大幅に変わった。

- ① 措置から親が選択できるようになった。
- ② 認可保育所への民間参入を可能にした。

幼稚園では預かり保育への補助が開始された。文部科学省・厚生労働省による幼稚園・保育所の施設共用化に関する共同通知が出された。

(幼稚園と保育所の連携)

文部科学省・厚生労働省は1997年4月16日(平成9年)、「幼稚園・保育所の在り方に
関する検討会について」を2001年1月6日(平成13年)に改訂している。

1. 趣 旨

少子化の進行や女性の社会進出の拡大などを背景とした国民の多様なニーズに的確に対応するために、幼稚園と保育所の在り方について、21世紀における望ましい運営や、施設のあり方を幅広い観点から検討する為、「幼稚園と保育所の在り方に関する検討会」を設ける。

2. 検 討 事 項

- ① 幼稚園と保育所の実態の把握

- ② 施設の共用化等のあり方
- ③ 教育や保育の内容のあり方
- ④ 教師・保育士の養成・研修等のあり方
- ⑤ 多様なニーズに対応できる望ましい運営や、施設のあり方
- ⑥ その他

都市では、女性の社会進出の増加等により待機児童が大幅に増加し、首相の所信表明で待機児童ゼロ作戦と打ちだした。又、民間の活用も同時に実現された。それらを受け、全国的に保育所の公設民営が進められた。

東京都は待機児童を解消の為、2001年8月から認証保育所をスタートさせて、年々予算を増額している。ちなみに平成14年度は21億で、平成15年度は37億の予算が計上された。この認証保育所は児童福祉法にもとづくものではなく、利用者の直接契約である。保育料は保護者の収入で決まることなく、3歳未満8万円、3歳以上7万7000円となる。経営は民間企業などの事業者によるA型と既に保育室等を運営しているB型の二通りがある。認証保育経営希望者が年々増加している。認証保育所の利用者も多い実態がある。

幼稚園の預かり保育を見ると、私立だけでなく、公立も預かり保育時間を5時、6時迄延長している。文部科学省は2004年度から新たな子育て支援に乗り出す方針を固めた。「預かり保育」を拡充し全国の園児の約8割が通う私立幼稚園を対象に保護者の負担を軽減したり、休日に公立や私立の幼稚園を開放して両親が保育に参加したりする。いずれも少子化対策の柱と位置付けている。

文部科学省の幼稚園教育要領によると、教育時間（1日標準4時間）の前後や休日に希望者を対象に行う教育活動。主に集団遊びや本の読み聞かせ、ビデオ視聴、昼寝などを実施する。

政府は、保育・教育の総合施設と現在の保育所と幼稚園とは別に、小学校入学前の児童を対象とした新タイプの総合施設の設置を、2006年までに具体化する方針を出した。幼・保の取り組みにおいて他の新体制がスタートすれば、多様なサービスが可能になり、利便性の向上による子育て支援の効果が期待されるところであろう。

保育所・幼稚園の一体施設を厚生労働省は子育てと仕事の両立を支援するため、2006年に創設する。モデル50ヶ所を2005年に全国都道府県や大都市で試験事業を実施する「総合施設の設置」を決定したのを受け、保育所と幼稚園、新施設の三組織が併存する事になるが、いずれにしても子どもの育ちがよりよいものであることを望んでやまない。

小学校就学前の子どもを受け入れる施設として、幼稚園・保育所がある。

幼稚園は教育施設、保育所は福祉施設である。同じ幼児を保育する場で、一元化が、言われてきた。しかし幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省という行政の所管が異なるため、国レベルの一元化はなされていないが、近年、幼稚園・保育所をめぐる状況が大きく変化しはじめ、幼稚園・保育所の関係にも新しい兆しがみられるようになった。それぞれ所管や目的が異なっても、子育て支援機能では一致出来ると思われる。

保育所はゼロ歳児、幼稚園は満三歳児から小学校入学までが対象である。入学手続き、保育・教育の時間、保護者の費用負担などが異なる。保育所と幼稚園の施設の共用化は平成15年度現在170ヶ所以上で進められ、構造改革、特区では同じ場所で子どもを預ける「合同保育」も認められている。

(保育所・幼稚園と総合施設の比較)

	保育所	幼稚園	総合施設
対象児童	0歳～就学前	3歳～就学前	0歳～就学前
保育時間 (入所方法)	1日8時間が標準 (市町村と親の契約)	1日4時間が標準 (幼稚園と親の契約)	施設が提供する複数 メニューから親が選択 (施設と親の契約)
運営主体(根拠法)	制限なし(児童福祉法)	学校法人が厚則(学校教育法)	制限なし(新法制定も視野)
職員の資格	保育士	幼稚園教諭	双方の資格

(読売新聞)

文部科学省・厚生労働省から出された概要の中には次のように書かれている。

幼稚園と保育所は、異なる目的・役割を持つ施設であり、それぞれの制度の中で整備充実に努めできている。一方、両施設とも就学前の幼児を対象としている事、また、保育ニーズの多様化が進んでいる事から類似した機能を求められる面があることも事実で、文部科学省と厚生労働省は、共通の協議の場を設けつつ、施設の共用化、教育内容の整合性の確保、合同研究の実施等に努めできている。……とある。その事例集には秋田県をはじめとして17ヶ所の市が紹介されている。それぞれが私設の共用化・子育て支援・幼保の合同研修等特徴あるものが紹介されている。これらを平成16年度中に見学し、実施の経い、メリット・デメリット、今後への課題を探すため、実態調査にあたりたいと考える。

【本研究のとりくみ】

- 1) 聖徳大学生涯学習研究所学術フロンティア事業
「生涯学習社会における少子・高齢社会の活性化に関する総合的研究」5部門の1
別紙(1)を受けて研究にあたる
- 2) 研究目的
全国の自治体が当面する「少子化・高齢化社会」の課題について、生涯学習の観点から総合的に取り組む為に「生涯学習社会貢献センター」(仮称)を拠点にして総合的な研究を行うものである。
- 3) 研究方法
先行研究・文献研究・関係機関訪問・聞き取り・施設見学・アンケート等による実態調査・中間発表年一回
- 4) 研究期間
2003年(平成15年)～2008年(平成19年) 5ヶ年

5) 研究計画

年度別的研究内容		
第一部門	少子化に関する地域システムの研究	幼・保・小学校の連携システム開発に関する研究
平成15年度	① 幼稚園と保育所の連携に関する実態調査	
平成16年度	① 幼・保連携の現状を把握し課題を明確化	
平成17年度	① 望ましい幼・保連携システムの試案作成	
平成18年度	① 望ましい幼・保連携システム「試案」の試行	
平成19年度	① 望ましい幼・保連携システムの開発と公共	

6) 研究協力員

表記掲載 現5名、必要に応じて変動

7) 平成15年度 研究予定表

	計画	実施内容	備考
8月	・研究内容の共通理解 ・研究の取り組み、方向性	・顔合わせ 7月18日。 ・各自情報収集。	・7月18日顔合わせ ・8月5日全体会 ・8月28日会議
9月	・幼保一元化施設見学 ・基本文献及びインターネット資料を基に幼保連携の実態調査	・千代田区施設見学。 ・幼保連携の様々な取り組みの実例を収集。	・9月5日会議 月1回定例会 ・9月11日見学
10月	・幼保一元化施設見学 ・基本文献及びインターネット資料を基に幼保連携の実態調査	・品川区施設見学。 ・幼保連携の様々な取り組みの実例を収集。	・10月13日全体会 ・10月21日見学 会議
11月	・特定地域における幼保連携システムの分析 (東京・千葉方面特定)	・松戸市における幼保連携の取り組みを調査。必要に応じて施設見学。	・11月28日会議 ・12月2日大阪交野市
12月	・千代田区、品川区、見学施設のまとめ ・箱根幼保合同園、交野市保育所訪問	・必要に応じて再度、見学及び施設保育者へのインタビューを行う。	・担当者分担 12月12日会議 月1~2回会議(金) ・担当者分担 ・1月16日(金)会議
1月	・基本文献及びインターネット資料の分析により、幼保連携の形態についてまとめる	・わかりやすい表にまとめる。	
2月	・報告書作成 ・平成15年度の実態調査の経過報告	・見学先別資料。	・担当者分担 第1、第3金曜 月1~2回
3月	・報告書提出 ・次年度の研究計画、アンケート実施	・本調査準備。 (アンケート等)	・月1~2回 12月5日(金)、12月12日(金)

【今年度の取り組み……実態調査】

- ・幼保一元化は、きわめて地域的な取り組みである。従って、今年度は特定地域(千代田区、品川区)に限定し、幼保一元化のいきさつと問題点などについて、追求する。
- ・松戸市という地域全体での幼保連携システムの実態調査を行い、将来の【幼保一元化】施設計画の糧とする。

8) 平成15年度研究の実施内容

- ・平成15年 6月27日(金) 全体会議 研究全体説明会 5名
- ・平成15年 7月18日(金) メンバー顔合わせ 意見交換 5名
- ・平成15年 8月 5日(火) 全体会議 5名
- ・平成15年 8月28日(木) 研究への取り組みについて 5名
- ・平成15年 9月11日(木) 千代田区「いづみこども園」見学話し合い 5名
- ・平成15年 9月12日(金) 会議 5名
- ・平成15年10月 3日(金) 全体会 5名
- ・平成15年10月21日(金) 品川区「二葉すこやか園」見学話し合い 5名
- ・平成15年11月14日(木) フロンティア研究会 1名
- ・平成15年11月16日(日) 箱根町「仙石原幼稚学園」休日保育見学 6名
(協力員1含む)
- ・平成15年11月17日(月) 同上 見学 6名
(協力員1含む)
- ・平成15年12月 2日(火) 大阪府交野市公立「くらやま幼稚園」見学 2名
- ・平成15年12月18日(木) 全体会 5名
- ・平成16年 1月 9日(金) 今後の進め方 報告書の作成 5名
- ・平成16年 1月16日(金) 意見交換 5名
- ・平成16年 1月21日(水) 台東区の報告会 1名
- ・平成16年 1月23日(金) 報告書の調整会議 意見交換 5名
- ・平成16年 1月28日(水) 全体会 4名
- ・平成16年 1月30日(金) 報告書の作成 提出 5名
- ・平成16年 2月 6日(金) 今後の研究 5名
- ・平成16年 2月19日(木) 会津本郷町立本郷幼稚園見学 5名

9) 平成15年度 幼稚園・保育所の連携の実態調査

公立施設4ヶ所を研究員による実態調査

- ① 平成15年 9月11日 東京都千代田区いづみこども園 5名
(東京都千代田区神田和泉町)
- ② 平成15年10月21日 東京都品川区立二葉すこやか園 5名
(東京都品川区二葉1-3-24)
- ③ 平成15年11月16日、17日 公立仙石原幼稚学園 6名
(神奈川県足柄下郡箱根町仙石原981)
- ④ 平成15年12月 2日 大阪府交野市くらやま幼稚園 2名
(大阪府交野市くらやま)
- ⑤ 平成16年 2月19日 会津本郷町立本郷幼稚園見学 5名
(福島県会津若松本郷町)

5園とも多忙な折にもかかわらず、見学説明等に時間を割いて頂けた事に感謝する。
これらを今後の本研究の糧としていきたい。

施設見学の実態は次の通りである。

[引用・参考文献]

- ・「幼稚園と保育所の連携実例集」 2002年11月 文部科学省・厚生労働省発行
読売新聞記事 2004年版

2. 見学施設について

1. 東京都千代田区 いづみこども園（千代田区神田和泉町1）

(1) 見学日及び見学者

- ① 見学日 平成15年9月11日
- ② 見学者 加藤敏子・岡田耕一・大澤 裕・塚本美知子・森川文子

(2) 千代田区の地勢

① 面 積	11.64平方キロメートル[内12%が皇居(1.42平方キロメートル)]	23区中19番目
② 人 口	H7. 10. 1(国調)	H12. 10. 1(国調)
昼間人口	949,900	855,172
夜間人口	34,780	36,035
小学生以下人	2,945	2,977
就学未満人口	1,665	1,500
(住基人口)	40,725	39,561)

(3) 区内の保育園数、幼稚園数など

施設別	施設数	定 員	在籍者数
公立保育園数	6 園	492名	513名 (H16. 1. 1 現在)
私立保育園数	1 園	45名	34名 (H16. 1. 1 現在)
公立幼稚園数	8 園	760名	473名 (H15. 5. 1 現在)
私立幼稚園数	4 園	600名	422名 (H15. 5. 1 現在)

*①幼・保の定員合計が乳幼児人口を上回っているが、23区においては一般的な傾向である。

②千代田区には認証保育所も1ヶ所ある。

(3) いづみこども園開設の経過

- ① いづみこども園の設立に先立つこと14年、老朽化した佐久間小学校・幼稚園改築にあたり、当時地域から要望が強かった0歳児からの保育園建設が検討された。しかし、この地域（和泉橋地区）では、用地取得が困難であったため、小学校・幼稚園・保育園の併設が考えられ、その際、一元的な施設建設も検討されたが、省庁間の壁は厚く、実現には至らなかった。

そこで、独自にいわゆる〈年齢区分方式〉と呼ばれる、0～2歳児までを「いずみ保育園」が担当し、3～5歳児までを「和泉幼稚園」が担当する方式を導入して、相互の連携・交流、施設の有効利用を図った。

この方式の特徴は、3歳児から5歳児までは、保護者の就労の有無に拘わらず全て幼稚園児とし、保育時間を一般過程と長時間保育に分け、保護者の状況に応じて選択できるようにしたことにある。

- ②しかし、この方式は、施設の複合化により、調理共同化や園庭の共有といった合理性や乳幼児人口が少ない都心区において、一定規模の子ども集団を確保することができる反面、課題も多く、年齢によって幼・保を区分しているため、一貫した保育計画がたてられないこと、施設を分離せざるを得なかった結果、職員や園児の交流といった当初の目標が十分果たせなかつたこと、保育時間や保育料が異なることなど様々な課題も残った。
- ③そのため、平成9年幼稚園・保育園一体型の幼稚園(仮称)の創設を目指し、「千代田区幼稚教育のあり方検討会」を設置した。国も平成10年「幼稚園と保育所の施設の共用等に関する指針」を発表し、これを受け、さらに平成11年「幼稚園・保育園の連携のあり方を考える懇談会」を設置し、具体的な統合化に向けての検討を行った。
- ④これらの検討結果と現場における実践を踏まえ、平成13年4月〈こども園〉開設を目指し、「こども園開設準備委員会」を設置、同年12月保護者代表による「いずみこども園開設準備協議会」と周到な準備を積重ね開設に至った。

(4) いずみこども園の概要

- ① いずみこども園は、JR秋葉原駅より徒歩7分、8階建ての複合施設〈千代田パークサイドプラザ〉(小学校・学童クラブ・子どもプラザ・男女共同参画センター・一般開放施設など)
- ② 認可 呉童福祉法に適合する認可保育園として、0歳児から2歳児までを育成し、学校教育法に適合する認可幼稚園として、3歳児から5歳児を育成する。
- ③ 入園要件
 - ア. 原則として区内居住の0～5歳。
 - イ. 「保育に欠ける」度合に新たな「保育を必要とする」度合を加えた基準を作成し、それ基に入園を決定する。
- * 東京23区は財政面では全国的にも恵まれている。中でも都心区(港・渋谷など山手内各区)はゆとりがある。従って補助金を受けない決意ができれば、あらゆる試みが可能だ。
- ④ 定数
 - 0歳児 12人(保育に欠ける枠9人、保育を要する枠3人)
 - 1歳児 15人(保育に欠ける枠12人、保育を要する枠3人)
 - 2歳児 16人(保育に欠ける枠15人、保育を要する枠1人)
 - 3歳児 35人(長時間20人、短時間15人)
 - 4歳児 35人(長時間20人、短時間15人)
 - 5歳児 35人(長時間20人、短時間15人)

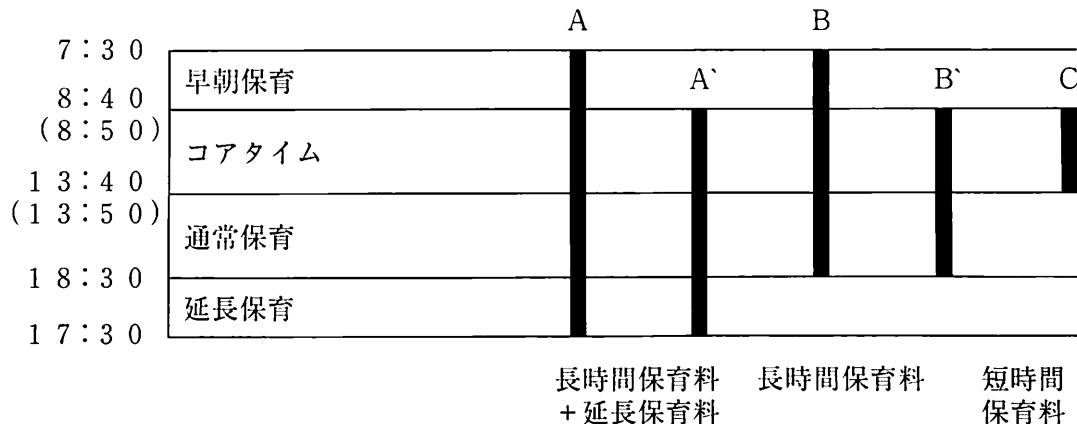
⑤ 平成16年1月1日現在在籍状況

年齢	定員	長時間	短時間	要保育	弾力化	定員合計	在籍数	空き数
0歳児	9			3	1	13	13	0
1歳児	12			3	3	18	16	2(要保育児)
2歳児	15			1		16	15	1(要保育児)
3歳児		20	15			35	27	8(短時間児)
4歳児		20	15			35	26	9(短時間児)
5歳児		20	15			35	22	8(長時間児) 7(短時間児)

- ⑥ 保育料 ア. 0歳児～2歳児 保育園の保育料と同じ。
(月額) イ. 3歳児～5歳児 ◎長時間保育料 4・5歳児の保育園保育料から
給食費相当額を差引いた額。
(0～10,900円)
プラス給食費 (7,100円)
◎短時間保育料 Aの50% (0～5,500円)
プラス給食費 (4,000円)

⑦ 保育時間

選 择 例



- *ア. 8:40(8:50)から13:40(13:50)までは、統一した教育的活動を行う時間帯で、必ず出席するコアタイム。
- イ. Cを選択した園児が、選択時間より長く保育を受けた場合、また、土曜日・夏季休業日・冬季休業日・及び春季休業日に保育を受けた場合、預り保育として、別途保育料が徴収される。

⑧ 育成方針と特徴

ア. 一貫した育成課程

0歳から6歳まで、未就学期における一貫した指導計画（幼稚園教育要領と保育所保育指針を融合した）を年間を通して計画的に実施している。

イ. 異年齢集団の交流が子どもの発達を考慮しつつ実施できる。

ウ. 小学校との併設により、さらに交流の幅が広い。

エ. 降園後に児童館との連携が可能となっている。

⑨ 職員配置(表別紙)

認可上は幼稚園・保育園と分かれているが、園運営上は一体施設となっており、施設長は、幼稚園園長が担当し、副園長として保育士が配置されている。

⑩ 入園申込み 年齢に関わらず子育て推進

(5) いざみこども園が子どもの育ち・子育てに何をもたらしたか

実質的に長い準備期間を経て開設されたこども園は、2つの認可施設の融合という制度的な困難さを残しつつも多くの工夫と問題を提起している。

- ① 短時間園児は、降園後児童館において、各種の幼児クラブ（体操クラブ・工作教室クラブなど）に参加している。長時間園児については、こども園において同じ経験が可能となるよう専門指導員による、「体操クラブ」「英語クラブ」を自由参加で開催している。
- ② コアタイムを設定することで、全園児が平等な教育を受けることを可能としている。
- ③ 児童館・子育て支援センター・小学校などとの複合施設の教職員が、一体となり、総合的な研究が可能となっている。
- ④ 幼稚園・保育園の複合施設であるため、3・4・5歳児室が各2室確保され、施設的には恵まれた結果となっている。将来的に本来の一元化となても残して欲しいところである。
- ⑤ 少子化による幼稚園の定員割れを解消し、共働きの増加による保育園の待機児を解消するという結果は、幼児教育の均質化の保障と共に評価できる点である。

(6) 残された課題

- ① 入園の要件を広げたことは評価できる。(ただし、保育を必要とする場合は、補助金が受けられない。23区だからできたが、財政的に困難な自治体では不可能だろう。従って法的な整備が必要である。)
- ② 三施設が校（園）庭を共有しているため、広さは確保できているが、こども園独自の園庭が小さい。(遊歩道を挟んですぐ隣が公園でよく利用してはいるが)
- ③ 行事参加などにおいて、保護者に負担が重くないか。
- ④ カリキュラムの作成上、現実には長時間保育の園児が多く幼稚園とは異なった工夫が必要ではないか。
- ⑤ 幼稚園（短時間）定員が欠けていても、保育園（長時間）定員に欠員がない場合入園できない。全て保育を必要とする子どもが入園できる制度改善が求められる。
- ⑥ 職員の資格・賃金・労働条件・研修体制などの一本化が大きな課題である。同時に子どもの成長を見据えた新しいカリキュラム（単に幼稚園と保育園の一体化ではない）の創造が必要である。
- ⑦ 形式的には、幼稚園と保育園の複合施設であるが、施設長は一人のため、幼稚園教諭が施設長となっている、本来の幼・保一元化のためには、職員資格の一元化

が課題である。

(7) 見学しての感想

幼・保一元化に向けて、省庁間の壁が厚いなか、様々不十分な点はあるが、果たした先駆的な役割は大きいと感じた。女性の生き方の変化は、急激な少子化を招いている、千代田区においても幼稚園の定員割れは大きいが、安易に廃園の道を選ぶのではなく、待機児解消が課題となっている保育園との一元化へ踏み出したことに敬意を表したい。その取組みに当たっては、子どもの育ちを中心に考え、保護者の要望も取入れ、時間かけて実践と議論を重ねてきた質の高さを感じた。

利用者には保育時間の選択肢が多く、保育に欠ける子どもと必要とする子どもが共に入園できる。仕事をやめた場合でも転園することなく、同じ施設を利用することができる。また逆に幼稚園(短時間)から保育園(長時間)への変更も自在にできることができることは、現在の制度自体が、時代の要請にそぐわなことを示しているのだろう。また、根本的な制度改革のためには、幼児教育にたいする、国の二元管理を解消することが必要と考える。すなわち「こども家庭省」(仮称)の創設といったことも、視野に入れるべきだと思う。

このことは、いずみこども園の現状(千代田区全体でもいえるが)は、職員配置など無理を重ねている点も多く見受けられたことによっても明らかと思う。

(別表)

平成15年度

職員配置一覧 いずみこども園

(H15.4.1現在)

職員配置(正規)				教諭	保育士	看護師	用務	合計		
	園長			1				1		
	副園長				1			1		
	主任		幼児部	1				2		
			乳児部		1					
	学級担任	幼児部	5歳児 (短時間担当)	1				1		
			4歳児 (短時間担当)	1				2		
			(短時間担当)	1						
		3歳児	(短時間担当)	1	1			3		
			(短時間担当)	1						
	用務職	乳児部	2歳児	1	2			3		
			1歳児		3			3		
			0歳児		3			3		
看護師						1		1		
合計				8	11	1	2	22		

非常勤・臨時職員			非常勤講師 教育委員会	非常勤職員 保健福祉部	臨時職員		合計
					教育委員会	保健福祉部	
幼児部	5歳児 (長時間担当)		1				2
	4歳児 (介助)				1		
	4歳児(介助)				1		1
	フリー			2		1	3
	乳児部 フリー			4		4	8
	栄養士			1			1
合 計		1	7		2	5	15

2. 東京都品川区立二葉すこやか園

(1) 見学日及び見学者

- ① 見学日 平成15年10月21日(火)
 ② 見学者 加藤敏子、岡田耕一、大澤 裕、塚本美知子、森川文子

(2) 品川区内の幼児教育の現状

品川区における幼稚園教育は、戦前・戦後の長い間、私立幼稚園がその役割を担ってきた経緯がある。

区立幼稚園については、幼児急増期に私立幼稚園のみでは園児の受け入れが十分できないことから、補完する位置づけで、昭和42年に1園開園し、順次整備され、平成5年には11園となった。ところが、少子化の影響から、定員に満たない幼稚園が現れ、平成9年度には、2園が統合、翌年には1園を閉園し、現在は9園設置されている。

私立幼稚園は、明治19年、区内に最初の幼稚園が開園して以来、昭和32年には33園になるなど、年々増加したが、現在は、少子化の影響から23園になっている。

平成14年5月1日現在の幼稚園、平成14年4月1日現在の保育園の数、定員、在園児数は下記の通りである。

幼 稚 園				保 育 所			
	園 数	定 員	在園児数		園 数	定 員	在園児数
区立	9	634	547	区立	37	3,198	275
私立	23	3,775	2,884	私立	8	535	0,568

(3) 幼保一元化施設開設にあたって

① 幼保一元化施設開設の経過

品川区内の幼児教育の現状から区の方針として開設に至っていることは先にも触れたが、幼児数の減少に伴い、二葉幼稚園には空き教室ができたこと、保育園に待機児童がいることなどから、二葉つぼみ保育園の新設にあたり、現存の二葉幼稚園の施設を活用する形での設置となっている。

しかし、保育園としての機能を果たすためには、二葉幼稚園の施設をそのまま活用するには不十分である。そこで、保育園として必要な給食室や乳児に必要な施設・設備、午睡のための環境を新たに整備する等の改築をしている。

幼稚園に保育園を併設することに関して、当初は反対する保護者がいたが、開設後の心配は特になく、反対も消えたということである。

② 幼保一元化施設開設の目的

0歳から就学前までの乳幼児に、学校教育法に基づく幼稚園と、児童福祉法に基づく保育園が連携して、教育・保育を一体的に行う「幼保一元化事業」を実施し、女性の社会進出の増加や保護者が就労していても子どもに幼稚園教育を受けさせたいという多様化した保育ニーズに応える。

③ 幼保一元化施設開設の基本方針

既存の幼稚園・保育園の形態をそのまま移行させるのではなく、0歳から就学前までの一貫した教育・保育の方針に基づき、乳幼児の育成を行い、家庭、地域、幼稚園・保育園が連携して、一人ひとりの生きる力を伸ばし、社会性や創造性を高める保育を行い、保護者の子育てを支援し、乳幼児の健やかな成長をはぐくむ就学前の幼児教育として実施する。また、保育園への過度に依存する風潮を改め、家庭での基本的生活習慣の確立を支援するため、家庭（幼児）教育を積極的に推進する。

(4) 二葉すこやか園の概要

① 施設の位置付け

二葉すこやか園は、二葉幼稚園と新設の二葉つぼみ保育園からなる施設である。学校教育法に位置づく幼稚園と児童福祉法に位置づく保育園を同一敷地に置き、一つにまとめて二葉すこやか園としている。

二葉幼稚園は、地方教育行政の組織に関する法律に基づき、品川区立幼稚園条例で設置し、その管理運営については、品川区立学校の管理運営に関する規則によることとされ、教育委員会事務局から独立した行政機関となっている。

新設の二葉つぼみ保育園は、児童福祉法に基づき、品川区立保育所条例により設置され、幼保一元化の新たな子育て支援対策を推進していくため、教育委員会事務局の教育行政機関等として位置付け、所管を学務課とする。

② 実施概要

ア. 乳幼児の育成と教育・保育の基本

児童福祉法に適合する保育園認可を受けた施設として、0歳から3歳児までを育成し、学校教育法に適合する幼稚園認可を受けた施設として、4・5歳児を育成する。幼稚園教育は法的には3歳児からであるが、品川区の場合、私立幼稚園との取り決めにより、4・5歳児を公立幼稚園が受け入れ、3歳児までは保育園で生活することになる。保育所保育指針と幼稚園教育要領で、0歳から5歳児までの一貫した方針に基づき、就学前の教育を行い、小学校へつなげる。

イ. 幼稚園と保育園の連携教育

○ 保育・教育課程の方向

心豊かな生活体験を通して自我の形成を図り、「生きる力の基礎」を培うことや、家庭・地域と連携した子育て支援の充実を図ることを重視している。具体的な項目をいくつか挙げると、保育者との信頼関係を基盤に情緒の安定を図り、乳幼児の健全な育成をめざすこと、心身の健康を培う活動を積極的に取り入れ、心の教育を大事にすることなどである。また、生活の中で道徳性を身に付けることや知的発達を促す教育、自然との触れ合い、社会体験、人とのかかわりなど、直接的、具体的体験などを重視している。

また、乳幼児期の発達の特性に応じたきめ細かな対応をめざすことや、一人ひとりの自己実現を図ること、子育て支援に関しては、楽しく充実した子育てを応援すること、保護者が保育に関心をもち、積極的になれるような支援などを打ち出している。カリキュラムの特色として、0、1歳児、2、3歳児、4、5歳児と、大まかに三つに分けて、重視事項を整理している。

○ 環境の工夫

それぞれの年齢に応じた発達が十分にできる環境つくりを通して、人とのかかわりを自然にもてるようと考え、子どもたちの出会いの場を工夫している。一つはビオトープなど、自然を呼び込むスペースつくりである。園舎の日陰の部分も石のあるところもそれぞれの特徴を生かし、五感を開く「フィーリングロード」をつくり、子どもたちが園舎全体を回遊できるようにしている。

室内には、通路のように人が出会う場面に絵本コーナーを作り、母親たちも集える場をしている。建物内の三角の部分は、潜り込める場所にして、子どもたちが体を寄せ合って遊べる環境にしている。実際、子どもたちが楽しそうに触れ合う姿が見られた。

ウ. 預かり保育

二葉幼稚園では、幼稚園教育時間の前後、土曜日および長期休業中の午前7時30分から午後7時30分の間、預かり保育を実施している。二葉つぼみ保育園から、引き続き二葉幼稚園の預かり保育を利用しようと二葉幼稚園に入園を希望する場合、優先的な取り扱いをする。預かり保育があることで、4歳児から幼稚園に行っても、保護者の就労に支障をきたすことはない。

預かり保育の担当職員は、幼稚園のフリーの職員である。幼稚園の担任教諭は、幼児が降園したあとも、保護者の対応や保育室の片付けなどで、15:00までは職員室に戻れない状況であることからフリーの職員の担当となっている。

エ. 乳幼児の生活時間

二葉幼稚園

	7:30	9:00	12:00	14:00	18:30	19:30
月火水木	預かり保育	幼稚園教育時間		預かり保育		
水	預かり保育	幼稚園教育時間	預かり保育			
土・休業		預かり保育				

二葉つぼみ保育園

	7:30	9:00	12:00	14:00	18:30	19:30
月～土		保育園基本保育		延長		

オ. 給食を提供

保育園児および預かり保育利用園児以外の幼稚園児に対し、幼稚園の教育課程の中で食の教育として週2回程度給食を提供する。

③ 管理運営体制

ア. 園長の権限

二葉すこやか園の管理運営体制は、1名の施設長を置き、運営体制においても一体化を図っている。施設長は、幼稚園長であり、幼稚園長は、保育園長を兼務し、幼稚園および保育園を代表し、所属職員を指揮監督する。その施設長のもとに、幼稚園教諭と保育士がそれぞれの専門性を生かしながら一体的な運営にあたっている。

幼稚園長が兼務する保育園長の権限は、品川区立保育所処務規定に準じた「品川区立二葉つぼみ保育園処務規定」を定め、付与する。ただし、保育園認可届出上の施設長は、保育士資格をもつ保育担当主査を充てる。

イ. 保育担当主査

保育担当主査は、児童福祉法第35条第3項の規定による届出上の施設長とし、幼稚園長の命を受け、保育園の運営を担当する。施設の一元化により、幼稚園長と保育園長が両立するため、利用者や対外的な関係において、また、両施設間の職員の融和を図る観点から幼稚園長と区別するため、保育園長とせず、保育担当主査とする。

ウ. 職員のシフト勤務

土曜日を含め、午前7時30分から午後7時30分の開園施設となるため、教諭および保育士全員をシフト勤務体制に組み入れ、相互に協力、連携を行い、一体的な運営を図っている。ただし、教諭については、午前9時から午後2時までの幼稚園教育に支障を生じない範囲での当番とする。

④ 入園要件

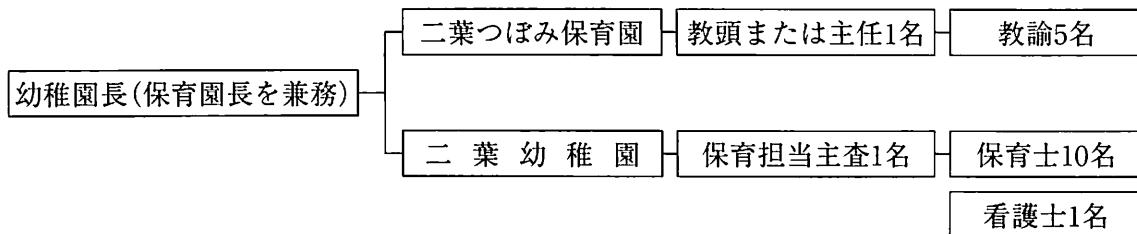
[二葉つぼみ保育園]

0~3歳児で品川区保育の実施等に関する条例に基づく「保育に欠ける」要件が必要

[二葉幼稚園]

区内在住の4・5歳児

⑤ 職員配置



保育士の全員が幼稚園教諭免許を、幼稚園教諭の2名が保育士資格を持っている。看護士は非常勤で対応、このほかに幼稚園・保育園共にフリーの職員がいる。

(5) 一元化施設が、子育てに何をもたらしたか

① 子どもの育ちの視点から

- ・ 5歳児のカリキュラムの特色にもあるように、これまで、幼稚園の4歳児は、3学年の幼児とのかかわりしか体験できなかつたわけであるが、同じ場所で生活することになり、日常的に0、1、2歳児の様子に触れる。結果、年下の乳幼児への自然なかかわりを体験し、やさしさや思いやりなどの心情が育つ。少子化で人とのかかわりが減少している幼児には大きなメリットである。幼児の生活が豊かになってくる。
- ・ 保育所の生活環境の充実した施設を利用して体験内容が増える。一例をあげれば、幼稚園児も給食の体験ができ、食に対する関心を高めることができる。
- ・ 幼稚園には保健担当の専門家は通常配置されないが、すこやか園の看護士の配置によって、幼児の怪我や病気に適切な処置を施すことができる。

② 保護者の子育ての視点から

- ・ 3歳まで保育園で過ごした幼児が、希望すれば幼稚園への入園が可能になる。このことは、保護者の選択肢が広がることになる。
- ・ 保護者の子育てに対する安心感が大きくなる。安心感は子育てにゆとりの気持ちを生み、幼児へのかかわりにも変化が期待できる。

(6) 課題

① 施設の問題

- ア. 幼稚園の空き教室を利用していることから、0、1歳児を一つの保育室に、2、3歳児を一つの保育室にして生活している。それぞれ一つの保育室内で昼寝の場所と遊びの場所を工夫するなど、居心地のよい環境となるように考えてはいるが、やはり、多少の無理が感じられる。発達が大きく異なる分、別の保育空間が必要と思われる。
- イ. 園舎の構造上、1階に保育園スペースの0、1、2、3歳児の保育室および給食室と、幼稚園4歳児1クラス分を配置している。4歳児1クラスの保育室は預かり保育室と共にしており、毎日教育課程内の保育が終了すると同時に、時間で環境の構成を変える。
- 環境の構成を毎日変化さえる職員はフリーの職員によって対応は可能と思うが、幼児の側から考えた時、心身の負担が危惧される。環境の工夫はあるものの、同じ保育室であることは、幼児に何らかの心理的負担がないのだろうか。
- ウ. 現在の在園児数128名に対して、預かり保育を希望する幼児数は25名であり、ゆったりと過ごす環境にあるが、今後、保育園で過ごした3歳児が幼稚園に入園したときには、預かり保育を希望する幼児数も増加することが予想される。その点で、場所、内容共に課題になると思われる。

② 発達と乳幼児の指導の問題

保育園に在園していて4歳児に入園する幼児と、初めて幼稚園に入園する幼児との発達には、経験が異なることから差が大きいと思われる。特に、生活経験の違いは十分に想像でき、指導上の配慮において園内の教職員の理解を図ることや、指導の

仕方をどのようにするのかが課題になるのではないだろうか。また、こうしたことを、保護者はどのように受け止めるのか、その点で保護者への理解を図る必要がある。

(7) 施設を見学しての感想

① 行政機関の認識

新設の二葉つぼみ保育園は、児童福祉法に基づき、品川区立保育所条例により設置され、幼保一元化の新たな子育て支援対策を推進していくため、教育委員会事務局の教育行政機関等として位置付け、所管を学務課とする。福祉であるが、所管を学務課とし、教育面に力点を置いていることが伺える。こうした区の方針は、質の高い教育を求めていると考えられる。

② 幼児の健康安全

看護士の配置は、幼児にとって適切な処置が安心して受けられることから、これまでの幼稚園関係者から見ると極めて重要なことと言える。

③ 保育・教育内容

0歳から就学前までの一貫した教育・保育の方針に基づき、乳幼児の育成を行い、家庭、地域、幼稚園・保育園が連携して、一人ひとりの生きる力を伸ばし、社会性や創造性を高める保育を行うという方針であるが、是非、一人ひとりの幼児に浸透することを願いたい。

0歳～5歳児までの子どもたちが同一敷地で生活することは、互いに学び合うことが多い。こうした施設の効用を考え、幼児の育ち合いを大切にしていくことが必要である。学年の発達、個々の発達、それぞれをとらえながら、職員相互に力を出し合っていくことで、より質の高い教育・保育を行うことができると思われる。幼稚園教育の部分は、学校教育として、質の向上をどう目指していくか、3歳児の保育園の幼児も合わせて考えていくことができると思われる。4歳児入園の幼児と保育園経験の4歳児の発達と指導について、0から5歳児の一貫したカリキュラムのもとの経営であることから、今後の成果に期待したい。

④ 管理体制、運営

施設長を一名にしたことで管理体制の統一を図っているが、経営方針が浸透しやすいと考えられる。職員が同じ方針の下に保育を進めていくことで、幼児に育てたい内容が浸透しやすい。保育園と幼稚園が両立していることから、おそらく教職員相互の経験やもてる力を發揮し、同時に、共に研究・研修を積むことで互いに高め合うことができる。保育者が認め合い、尊重し合う姿こそ、こうした施設では必要になる。

人事交流も進めているが、今後、ますます職員の発想を柔軟にしていくことが必要であろう。

⑤ 預かり保育の充実

ア. 保護者の多様なニーズへの対応

保育園で生活した幼児が、4歳児から幼稚園に入園した場合は、保護者のニーズは預かり保育で対応できるが、幼稚園から入園させた場合、当該幼児の兄弟姉妹のことで用件が生じる場合や、保護者が子育てに疲れて意欲をなくすこともない

とは限らない。核家族で、しかも近隣の付き合いが薄い昨今では、幼稚園・保育園の一元化施設であれば、その役割を果たすことは必要と考える。家庭教育の重要性を知らせると共に、こうしたことにも対応できることが子育て支援として重要なとなる。

施設やその他の状況から、不可能な場合、保護者の連携を強める実績と、互いに助け合い協力する関係の構築がより一層望まれる。今後、子育ての楽しさを体験させたいという二葉すこやか園の方針が浸透していけば、あるいは解決の道が見えるのかも知れない。

イ. 幼児にとっての居心地の良い環境つくり 一施設面の充実一

預かり保育は、保護者のニーズであるが、それを受けるのは子どもである。したがって、子どもにとってよりよい環境をつくることが必要である。既存の施設を改築して活用することは、地球環境の保持の点からは極めて重要であるが、子どもの健やかな成長発達のためには、一日一日の生活を大事にしなければならず、翌日の保育・教育に支障をきたすことのないよう、また、幼児の心身に疲労が残らないようにすることである。つまり、午前7時30分から午後7時30分という約12時間の長い時間を園で過ごすわけであるから、もっと家庭的で温かな雰囲気の環境が求められる。できれば、4歳児の保育室との共用ではなく、預かり保育専用の保育室が必要である。空間のゆとり、体を横たえる環境の整備、今後増加の予想される幼児数への対応など、早急に検討してかなければならぬ内容があると考える。

ウ. 継続した担当職員の配置

預かり保育の担当職員は、幼稚園のフリーの職員である。幼稚園の担任教諭は、幼児の降園後、保護者の対応や保育室の片付けなどで、15:00までは職員室に戻れない状況である。こうした教育の場の実情を教育委員会が理解していることは、職員の意欲にもつながり、幼児の育ちにも必ず良い影響を及ぼすと考える。

これらを含めて、預かり保育の充実が今後の課題となるだろう。

3. 神奈川県箱根町 仙石原幼稚園学園(神奈川県足柄下郡箱根町仙石原981)

(1) 見学日及び見学者

- ① 見学日 平成15年11月16日(日)・17日(月)
- ② 見学者 加藤敏子、岡田耕一、塚本美知子、森川文子、吉田佐治子、大澤 裕

(2) 箱根町の概要

① 地勢

箱根町は、神奈川県の南西部に位置し、東京から約80キロメートルの距離にある。北は南足柄町、東は小田原、南は湯河原とそれぞれ接し、西側は静岡県3市2町と接している。山林原野の占める面積は49.1%、河川湖沼等を加えるとその割合は92.5%となり、町面積の大部分は、高原と山岳地帯からなり、隣接の市町村と

は地形的に隔てられている。

② 人口

平成15年8月1日現在で15,056人、世帯数は7,280世帯となっている。

③ 市内の保育所数、幼稚園数

保育園が公立3園、私設1園、幼稚園が公立4園となっている。

(3) 幼保一元化施設開設の経過

箱根町における幼保一元化の流れは古く、既に昭和52年に「(仮称) 箱根町幼児問題研究懇話会設置準備研究会」が発足しており、昭和53年には「箱根町幼児問題懇話会」が設置された。続く昭和54年には幼保一元化に向けた「幼児育成室」が設置され、翌年の昭和55年には幼稚園や保育園のカリキュラムをもとに箱根幼児教育課程の初版が完成した。昭和59年から保育園・幼稚園職員の人事交流を開始した。平成5年に先の箱根幼児教育課程を改訂し、平成10年に「箱根町幼児施設設備計画策定検討委員会」が設置された。そしてここでは箱根町での現状の幼稚園・保育園の運営・教育効果を考慮し、施設の適正規模・配置についての検討が行われた。町立の幼稚園3園、保育園3園のほか、民間の施設2園も含めて、これらを改めて整備する幼保一元化の提言がなされた。

この提言をもとに、国の「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」を受けて、「幼児学園基本構想作成報告書」が完成した。この基本構想では、湯本地区、中央地区(宮城野、宮ノ下)及び仙石原地域に幼児学園を各1施設ずつ設置するものとしており、平成15年にまず「仙石原幼児学園」が開設された。

(4) 一元化施設(幼児学園)の概要

仙石原幼児学園では、保育園と幼稚園の区別なく養護と教育を重視した合同カリキュラムに基づいて保育を行っている。行事なども保育園と幼稚園とで別々に行うのではなく、一つの学園の行事として合同で活動している。

幼児学園は、幼児の個性と能力を伸ばす保育を実践展開し、「箱根教育」の推進と、創造的で心豊かな、たくましい幼児の育成を目指している。具体的に目標は四つあり、(1) 心身ともに健康な子どもを育てる、(2) 自分を素直に表現できる子どもを育てる、(3) よく考え、意欲的に活動し協調できる子どもを育てる、(4) やさしく、心豊かな子どもを育てる、となっている。

なおこの目標を達成するための配慮事項は以下の9項目である。(1)乳幼児にとって快適で安全な生活ができるように、園全体で安全管理に留意すること、(2)環境に主体的にかかわり、幼児に知的好奇心が高まるように環境構成や導入の仕方を工夫すること、(3)乳幼児の内面の変容を多角的にとらえられるように、保育園・幼稚園職員が自覚を持ち相互の連携を図ること、(4)発達にふさわしい生活を送るために、保育園・幼稚園の乳幼児の発達に応じて交流を充実させること、(5)家庭・地域との連携を図り、乳幼児の望ましい成長につながっていくように共通理解をし、地域に開かれた幼稚園、保育園の役割が果たせるように努めること、(6)小学校との連携を密にし教育内容との関連を図りながら、相互の理解を深めるように心がけること、(7)乳幼児の心身機能の未熟さを理解し、家庭との連携を密接にしながら健康的な生活リズムを作っていくこと、(8)5年間の発達

の特性を捉え、子どもの理解を深めながら、園児一人ひとりに応じた援助を工夫すること、(9)愛情深い関わりが基本的な信頼関係の形成に重要であることを認識して、職員の協力体制を工夫して保育すること。

保育時間は、保育園が平日 7 時30分から18時30分の間の「保育に欠ける」時間、土曜日が8時30分から16時30分。日曜・祝祭日は有料で8時30分から16時30分までとなっている。この日曜・祝祭日のサービスを受ける対象者は全町の「保育に欠ける3歳から就学前の児童」と規定されている。他方、幼稚園は平日の8時30分から14時までである。また預かり保育は通常（月～金）14時から16時30分まで有料となっており、夏季（8月）は8時30分から14時までである。これらの預かり保育は、家庭の事情などで一時的に保育が必要な児童を対象にしている。

なおここでは、保育士、幼稚園教諭の両方の免許をもっている職員が保育に従事している。保育園が常勤の職員7名、臨時職員4名という構成になっており、保育園長が幼稚園長を兼務している。それ以外の職員は保育園の職員として各クラスに1人ずつ配置されている。すなわち0歳から5歳児クラスまですべて1人ずつ専任が入り、計7名となる。そして今述べた臨時職員もそれに4名加わる。

幼稚園は、副園長がクラス担任を兼務している。そしてその他、専任の職員2名も加わって、幼稚園の職員として3歳児から5歳児クラスに1人ずつ入る。幼稚園の専任の保育従事者は計3名、そしてそれに臨時職員も1名加わる。給食は保育園・幼稚園あわせて4名の調理員を委託しており、そのうち1人が栄養士、またもう1人が調理師有資格者である。その他、子育て支援センターに2名、障害児担当が1名加わるが、この3名は臨時職員である。

保護者の支払う費用は、保育園が入園料なしで、保育料は月額0円から16,000円までの幅がある。休日保育料は、4時間1,200円、8時間2,400円、給食費が205円、おやつが40円となっている。これに対して幼稚園は、入園時に入園料を徴収するが、金額は在園期間1年で3,000円として算出する。保育料は一律月額4,000円、給食費は4,150円となっている。預かり保育は、一回あたり540円（内訳：保育料500円+おやつ40円）である。

勤務ローテーションは、幼稚園、保育園すべての職員が平等に分担することを目指しており、勤務形態は、A：7時30分から16時、B：8時30分から17時、C：10時30分から19時、D：9時から16時までの4パターンがある。職員の休みや、研修を考慮しながらこの4パターンで、表組みをしていく。

施設定員は、保育園が0歳児3名、1歳児6名、2歳児11名、3歳児19名、4歳児23名、5歳児23名、計85名となっており、幼稚園は、3歳児19名、4歳児23名、5歳児23名、計65名となっており、幼保の総計は150名である。

敷地面積は、3,158.54m²、建築面積は、1,128.67m²で、建物構成は、鉄筋コンクリート造2階建てである。1階は保育園エリア（事務室、遊戯ホール、乳児室、保育室、子育て支援センター等）、2階は幼稚園エリアとして（保育室、教材コーナー、図書コーナー、多目的コーナー等）設計されている。総事業費は、462,415,499円となっている。なお保育室（乳児室）以外の遊戯室、図書室などの施設は共用化されている。

(5) 一元化施設が子どもの育ち・子育てに何をもたらしたか

箱根町は、居住地域が比較的特定の場所に集中しており、しかもそこに従来幼稚園か保育園のどちらかしか設置されていなかった。個々の幼稚園でも保育園的機能が求められ、保育園でも幼稚園的機能が求められていたのである。このように最初から幼稚園か保育園かにこだわる壁がほとんど存在しないという地域的事情が後押しとなって、幼保一元化施設の設置が実現した。利用者にとっては、より地域的事情に適った、利便性のある施設が設置されたことになるわけである。

もちろんこの施設は、昭和52年から周到に準備してきた成果でもある。箱根町独自の保育内容の基礎となる「箱根町幼児教育課程」の作成、また2度にわたる改訂という事実をみても、そこからは箱根町の人々の並々ならぬ熱意が伺われる。そしてそれがまた子どもの育ち、子育てに望ましい影響を与えたことは想像に難くない。

実際、幼稚学園ではこうした「箱根町幼児教育課程」に基づいた幼保一体の保育が実施されている。先ほど述べたように、建物は、1階が保育園エリア、2階が幼稚園エリアとして設計されているが、現場ではその区分けの通りに各児童が振り分けられているわけではない。3歳から5歳までの子どもたちは、保育園と幼稚園の区別なく、各年齢段階ごとに一つのクラスに配属されている。そして個々のクラスには、幼稚園・保育園の職員が1人ずつ、計2人が配置されている。(3歳から5歳のクラス) この点で、子どもたちに対して保育者の目が十分行き届くのに十分な職員数が確保されている。

もちろんクラスの中でも、幼稚園の子どもか保育園の子どもか、というようには区別されていない。現場を見学したとき、5歳児の給食当番活動についての説明を受けたが、幼保合同で班分けされていた。このように子どもが幼稚園か保育園かという区別を特別意識せず感じずに育っていくことができる事がこの幼稚学園の特徴である。指導計画も幼保の職員が相談して一つ作成して、幼保の職員が協力することに、箱根幼稚学園は意義を見いだしている。

設備の点でも、最初から幼保一元化施設として建設されているので、子どもたちにとって全く快適な環境が確保されている。

(6) 残された課題

幼保一元化施設でしばしば問題となるのは、幼保の職員の待遇の違いについてである。箱根幼稚学園でも、子どもたちの平等性と職員の平等性に向けて、工夫がなされている。箱根町では、幼稚園教諭と保育園保育士の給与に差がなかったので、この面では幼保一元化は幼保によって職員間の軋轢が生まれる素地は少なかった。

しかしその一方で、職員の研修保障については幼保の間でまだ若干の差がある。確かにここでは幼保職員と一緒に混合してローテーションを組んでいるため、個々の職員を研修に送り出す体制が整っている。しかし例えば、子どもの夏期休暇のときに、保育所職員が朝から晩まで子どもたちの面倒を見るといった事態も生じている。研修の保障の少しの違いでも、段々と長く仕事を進める間に職員間の不協和を生む要因となることも全くないとはいえない。

見学当日は、1名の園児(他の園の子ども)が休日保育を利用していたが、職員が2名出勤するため、ローテーションも早く廻ることになる。子どもたちに手厚い

対応ができる反面、職員への負担も少なくないものと考えられる。

箱根町では、昭和55年から幼稚園でも保育園でも「箱根町幼児教育課程」を既に活用してきたので、一元化施設の設置がよどみなく実現したと考えられる。すなわち幼保一元化施設が成功するためには、一つには、その地域での要望、または受け入れの姿勢がある程度成熟してくることが必要であって、例えば、他の地域で極めて短期間にそうした施設を設置したとしても、果たしてうまく機能するかどうかは一考の余地があるであろう。

さらに職員は幼保ですべてのことを同じように、一緒になしているにもかかわらず、法的には依然として二元化されているために、事務上の問題などの煩雑さは残っているはずである。また本園では、「5歳児30人につき1人以上」という規定にこだわらず、30人以下でも幼保の職員を1人ずつ必ずつけることになっている。これはもちろん子どもの育ちにとってより理想的な状況であるが、財源の厳しい地域が多い昨今、どこでもこれと同じことが可能だとは限らないであろう。

(7) 施設を見学しての研究員の感想

佐野眞弓園長によれば、幼稚園や保育園の良いところを出し合ってという発想では、幼保一元化施設はうまく機能しないという。幼稚園や保育園のそれぞれの立場に依然としてこだわっているところがあるからである。「各先生の良いところを出していくことを心がけている」といった言葉が印象的であった。

敷地の広さも手伝って、360度山に囲まれた箱根の自然、四季の移り変わりを、幼稚園の子どもも保育園の子どもも共にじかに肌で感じ取れる環境は、この施設に通う子どもたちに多くの利益をもたらしている。十分な予算がかけられたからこそ、このゆったりとした、すばらしい施設が出来上がったのだろう。施設の中にあっても、自然環境、季節のうつろいが感じ取ることのできるような設計がなされている。

幼児学園では、小学校とも一部グラウンドを共用している。当然そこで小学校との関わりも生まれている。見学時に、境のない小学校のグラウンドを自由に使い走り回り野球を楽しむ子どもの姿が見られ、この施設がいかに子どもにとって望ましい環境であるかを如実に実感することができた。来年度は幼児学園の5歳児35人中、34人が併設されている仙石原小学校へ進学する予定となっている。要するに、仙石原幼児学園は、在園児を小学校に送り出すことで、互いに交流のある大きな共同体として、ますますその機能を高めていくであろう。幼保の枠を超えて、小学校までもが縦割り的な効果を及ぼし、異年齢の子どもたちが違和感なく触れあえる機会が頻繁にあるということが、箱根幼児学園を一層実り豊かな施設にしていることは間違いない。

前にも述べたように、箱根町は、全部で三つの地域での幼児学園の設置を計画しており、その中で、まずこの仙石原幼児学園の設置が実現したばかりである。今後箱根町の方針に基づく他の幼児学園が設置されることにより、箱根町独自の幼保一元化のあり方の特徴がますます明らかになってくるであろう。

4. 大阪府交野市 くらやま幼稚園

(1) 見学日及び見学者

- ① 見学日 平成15年12月2日(火)
- ② 見学者 岡田耕一、大澤 裕

見学当日、交野市役所幼児対策室室長代理の高橋敏男氏、くらやま幼稚園園長小角貴美子氏にお話をうかがう。

(2) 交野市の概要

① 地勢

交野市は、大阪府の東北部に位置し、大阪市、京都市、及び奈良市までの距離がいずれも概ね20kmのところにあり、また面積は約25平方kmと小さく、その約半分が山地となっており、緑豊かな街である。

本市は急激な宅地開発が進行し、人口が急増する激動期において、昭和46年11月3日に人口36000余人の府下31番目の市制施行がされた。

② 人口

人口79,141人（平成15年5月現在）

世帯数28,781世帯（平成15年5月現在）

③ 市内の保育所数、幼稚園数

保育所 公立 3園、私立 7園 計10園

幼稚園 公立 3園、私立 6園 計9園

園児数（平成15年5月現在）

	公立	私立	計
保育所	354人	744人	1,098人
幼稚園	149人	1,346人	1,495人
計	503人	2,090人	2,593人

(3) 幼児園(幼保一元化施設)開設の経緯

① 急激な人口増加

市制施行当時、交野市の幼児教育の場としては、農繁期の季節託児所を母胎とする保育所が4園あった。いずれも農協や地域の地区が運営する民間施設であり、公立施設は1園も設置されていなかった。

1960年代後半からの高度経済成長期を背景に、大都市・大阪のベッドタウンとして宅地開発が進み、1970年代の10年間には急激な人口増加にみまわれ、その人口は倍増した。このため、教育（保育）施設が不足し、公立施設を望む声が大きくなってきたなどの状況が生じてきた。

② 「総合計画」策定

昭和45年、これからの中核市政策の方向を定める「総合計画」策定にあたり、生涯教育に重要な影響がある幼児教育を積極的に振興することと併せて、将来の保育需要に対処できるような保育行政の基本構想について議論が行われた。

その結果、「就学前教育の重要性」と「保育に欠ける幼児対策」に重点をおくとともに、交野の幼児教育の歴史的経過に配慮し、同じ地域の幼児が同じ施設の中で保育を受け、ともに手を取り合って同じ小学校へ就学させたいとの基本的思考をもとに、幼児の立場にたって、公平な教育と保護の場を保障するために「幼保不離一体」を基本理念として、本市の幼児教育を推進することが決定された。

③ 「幼児園」構想

その後、議会、教育委員会、福祉事務所を含めて、兵庫県北須磨保育センターを始め先進地の視察を行いながらも、内部検討を重ねた結果、認可上は別施設である幼稚園と保育所を実態上一体的に運営していく「幼児園」が必要であるとの結論に達し、昭和47年4月をめどとして幼保一元化を目指す園を建設することが決定された。

④ 施設認可に伴う協議

幼児園の設置と運営について、大阪府教育委員会及び民生部との内部協議を重ねられたが、「幼稚園と保育所は機能の異なる施設だ」ということで一元化運営については強硬な反対にあった。しかしながら、市長自身が協議に出向き、交野市の実情を説明し、さらに数回の協議を重ねた結果、次の条件を満たすことで認可が下りることになった。

- イ) 幼稚園と保育所の境界を明確にすること。
 - ロ) 建物は防火壁で、外壁は堀で二分すること。
 - ハ) 玄関、職員室は別々にすること。
- ニ) 備品等については、幼稚園と保育所の経理区分を明瞭にすること。

以上の経過により、一番目の園を建設する運びとなった。本市では、現在三つの「幼児園」が設置されているが、認可上は別施設である幼稚園、保育所を実態上は一つの施設として運営している。

(4) 「幼児園」の概要

① 幼児園とは

交野市では、「どの子も平等に教育を受ける」という教育の機会均等の立場から、就学前2年のすべての幼児（4・5歳児）を、同じ施設の中で同一の保育を行い、同じ小学校に就学させるという考え方のもとに幼稚園と保育所を併設し、幼保一元化の保育を行っている。このため、施設の呼称は、施設が所在する地名を用いて通称名で呼んでいる。

現在、以下の3つの幼稚園が設置されている。

通称名	正式名(開設年月日)			
あまだのみや幼稚園	第1保育所 (昭和47年4月1日開設)		第1幼稚園 (昭和47年4月1日開設)	
	定員	園児数	定員	園児数
	90人	94人	60人	48人
あさひ幼稚園	第2保育所 (昭和48年11月1日開設)		第2幼稚園 (昭和54年4月1日開設)	
	定員	園児数	定員	園児数
	120人	123人	60人	47人
くらやま幼稚園	第3保育所 (昭和49年8月1日開設)		第4保育所 (昭和50年4月1日開設)	
	定員	園児数	定員	園児数
	120人	137人	60人	54人

(園児数は平成15年5月現在)

② 幼児園の運営

幼児園の運営は、保育所長及び幼稚園長の上に幼児園長を設置し、幼児園長を中心に教育と保育を区別しないで、「幼児園カリキュラム」に基づき保育を行う。行事等においても、幼児園の行事として活動している。

職員は、原則として、保育士・教諭両方の免許・資格をもっている者を採用し保育にあたっている。

③ 保育時間

幼保一元化を実施している4・5歳児は、保育所児（長時間児）と幼稚園児（短時間児）で保育時間が異なるため、午前中は両者の混合保育を行う。従ってどちらの幼児も、午前中は同じクラスで同じ保育を受けることができる。短時間児が降園した後は、長時間児だけの保育が引き続き行われる。

われわれ研究員が訪問した「くらやま幼稚園」には、4歳児クラスが2クラス、5歳児クラスも2クラスあったが、どのクラスも長時間児と短時間児の混合クラスであり、午前中は同じ保育を受け、一緒に昼食をいただいていた。

(5) 幼保一元化施設としての「幼稚園」は子どもの育ち・子育てに何をもたらしたか

認可上は別組織である幼稚園、保育所を実態上は一つの施設として運営している交野市の幼稚園が子どもの育ち・子育てにもたらした主な利点は以下の通りである。

① どの子どもも平等に保育（教育）を受けることができる

同地域の子どもが、就学前の2年間、長時間児、短時間児ともに同じ幼稚園に入園できる。そして手を取り合って同じ地域の小学校に就学できることである。

② 異年齢の子ども集団の生活が体験できる

「きょうだい数」が少ない家庭において、ゼロ歳から一緒に育っていく環境は子どもにとって大変貴重である。幼稚園児（短時間保育児）も自分より幼い仲間

との生活を体験できるのであり、幼児期における人間関係の成長に大きな効果をもたらす。

③ 家庭の事情により、短時間保育と長時間保育の移行が柔軟に行われる

例えば、親の退職によって長時間保育から短時間保育に移ることができる。短時間保育児として入園しても、親の出産時に一時的に長時間保育に移ることもできる。

④ 幼稚園の存続が保障できる

全国的に幼稚園の定員割れが問題となっている。特に公立幼稚園では、廃園に追い込まれるところも多い。地域の事情があるにせよ、公立幼稚園の存在意義を見過ごすことはできない。交野市の三つの幼稚園においても、短時間保育児についてはいずれも定員を下回っている。交野市のように、短時間保育児が減少しても、長時間保育児がいることによって廃園には至らないということがいえるのである。

(6) 残された課題・・・民間の公立幼稚園の開設は可能か

交野市の幼保一元化政策は30年以上の歴史をもち、「幼稚園」開設後は文部科学省・厚生労働省の所管に関わる諸問題については、行政と保育現場との緊密な連携のもとに解決しながら今日に至っている。

現在、交野市には公立幼稚園が3園あり、他に民間の保育所7園と幼稚園6園があるが、民間施設においては保育一元化の動きはみられない。それぞれの民間園が地域に根ざした保育を開拓していくと思われるが、果たして保育一元化の必要性は無いのであろうか。あるいは、必要性を感じても、所管の問題などで民間施設では実現が困難であるのか。この点については、われわれ研究員の今後の研究課題である。

(7) 施設を見学しての研究員の感想

われわれは午前中の保育、昼食、午睡を見学させていただいた。見学して最も印象に残ったことは、子どもたちの生き生きとした姿である。短時間保育児も長時間保育児も、一緒に午前中の活動をし、昼食を楽しそうに味わっていた。昼食後、短時間保育児と長時間保育児が向かい合って、「さよなら」のあいさつを快く交わしあっていた。その後、長時間保育児はゆったりとした時間の中で、午睡の準備に取りかかった。自分たちで布団を別室に運び、布団の上でふざけあったり、おしゃべりを楽しみながら、保育者に促されて午睡となった。家庭的な雰囲気が十分に感じられ、子どもたちは幼稚園での生活にすっかりなれているようである。

交野市の三つの幼稚園は、いずれも敷地内に幼稚園棟と保育所棟の2つの建物があるが、実態上は一つの施設として運営されている。われわれが見学したくらやま幼稚園では、保育所棟（2階建て）には0・1・2・3歳の子どもが生活をしており、幼稚園棟（2階建て）には4・5歳の子どもが生活をしている。もちろん、両建物は連絡通路でつながっている。どちらの建物も、保育室は大変ゆったりとしている。0～3歳児と4～5歳児の生活が建物によって分断されるような印象を受けるが、実際に子どもたちの生活する姿を見ると、0～3歳児も4～5歳児もそれぞれくつろいだ雰囲気の中で充実した

生活をおくっていることが理解できた。もちろん、子どもたちは同じ園庭で遊ぶのであるから、年齢を超えて交流する機会は大変多い。

3. 報告会　　—幼保一体化モデル園報告会—

東京都台東区は、平成14・15年度の二年間にわたって、新しい試みとして、幼保一体化モデル園の事業に取り組んだ。該当の幼稚園、保育園は、区立石浜幼稚園と区立橋場保育園である。両施設は隣接しており、職員も子どもたちも互いの生活が見える距離に設置されている。このたび、2年間にわたる実践の報告会が開かれた。概要は以下の通りである。

(1) 報告会及び報告会参加者

- ① 報告会 平成16年1月21日(水)
- ② 参加者 聖徳大学短期大学部助教授 塚本美知子

(2) 幼保一体化モデル園の実施について

- ① 台東区教育ビジョン答申

台東区の教育ビジョン答申には、4つの視点17の提言があるということである。報告書には、抜粋して次のように掲載されている。(以下、報告書より)

- ・ 幼児期の心と体を大切に育てよう (幼児教育の充実)

幼児期は人間形成の基盤である。遊びを中心に入れとのかかわりを通して、思いやりの心や生活習慣の規律(しつけ)などを身に付けさせる必要がある。幼児期の生活や教育のあり方が、青少年の生き方などにも多分に影響している実態がある。その改善の基本は、保護者が我が子に愛情をもって接し、子育てに喜びと自信をもつことが必要である。そのサポート体制づくりを強く求めたい。

- ② 今後取り組むべき施策(二点) (以下、報告書より)

保護者のみならず、社会的ニーズに応え、幼児のための多様で個性的な園づくりに努める必要がある。例えば、直接体験を重視する観点から、「宿泊体験」「お祭り体験」などの体験活動、高齢者や障害のある人・外国人との交流、中学生による保健体育などを積極的に実施したい。

子育て支援や幼児教育環境の充実の観点から、「幼児総合園」(仮称)を具体的に構想する必要がある。例えば、施設の内容としては、幼稚園と保育園が一体化した施設、児童館を併設し、子育て相談事業を開設する。そして、この施設を活用した子育てサークルの組織化、子育てアドバイザーの育成、施設開放の検討、関係機関の相互交流などの支援システムづくりの確立を期待したい。

台東区における幼保一体化モデル園の事業は、こうした構想に基づき実践された。

(3) 幼保一体化モデル園の概要

① 施設の位置づけ

この幼保一体化モデル園は、隣接する石浜幼稚園と橋場保育園の立地条件を生かし、子どもも教職員も、それぞれ別々の施設で生活していくながら、ある時間帯を共に生活するというものである。一年目の14年度は、5歳児のみを対象に実践し、二年目は4・5歳児を対象に実践している。制度はそのままにして、子どもたち、保育者の生活の工夫を試みたものである。

② 子どもたちの一日の生活 4・5歳児

保育園		幼稚園
・登園	7:30	
・5歳児は担任に引率されて幼稚園に行く	8:50 9:10	・登園 ・持ち物の始末をし、預かり保育のカードを出し、自分の好きな遊びを始める
・4歳児は担任に引率されて幼稚園に行く	9:30	・保育園の子どもたちとの合同保育
・保育園そら組・ホールに給食がセッティングされている	11:30 11:40	・弁当持参の子、給食希望の子、共に、昼食時間にはみんなで、保育園に行く
・幼稚園の弁当持参の子も一緒にテーブルで食事をとる		
・食後の挨拶や片づけ、歯磨きをする	12:20 12:30	・幼稚園の4歳児、幼保の5歳児は昼食終了後、保育園で過ごし、12:30に幼稚園に戻り、好きな遊びをする
・保育園の4歳児は午睡をする	14:10	・みんなで集まり、帰りの挨拶をし、保育園の子どもは保育園に戻る
・5歳児は保育者と保育園に戻り、ホールで遊ぶか、午睡を必要とする子どもは、午睡に入る		・幼稚園の子どもで預かり保育を受ける子どもは預かり保育の保育室へ行き、通常降園の子どもは担任と一緒に保護者の迎える玄関に行く
		* 4歳児は、年間を通して12:30までの合同保育
		* 5歳児は、11月中旬まで13:00、11月後半から週2回、午睡なしの生活、14:00までの合同保育

③ 預かり保育の実施

石浜幼稚園では、幼保一体化モデル園が始まった年より、「預かり保育」をスタートさせている。時間は、通常保育終了後から午後5時までである。モデル園期間中は、利用料金が無料ということもあり、4・5歳児全員が利用を希望している。長期休業中は実施しない。おやつは各自持参する。活動内容は、参加人数、メンバーが日によって異なるため、柔軟に組み立てている。

(4) 報告会の概要

幼保一体化モデル園は、－子どもたちの笑顔を求めて－というサブタイトルをつけている。制度はそのままで、ともかく子どもたちにとって効果があると予想して始めたものである。また、子どもたち、保育者、保護者が知恵を出し合い、工夫し、幼児期にふさわしい環境や生活のあり方を見直してきたと述べている。

報告会では、合同保育の取り組みから、幼稚園教諭・保育士がパネラーとなり、コーディネーターの進行のもと、子どもたちの様子、保育者の戸惑いや学び、保護者の気持ち、保護者が行事等に参加するときの工夫など、子ども、保育者、保護者の三つの視点からまとめた実践内容が語られた。

① 子どもにとって（遊びの姿と生活の流れから 一部抜粋）

- 同一集団の仲間ばかりでなく、いろいろな生活体験をもつ友達とのかかわりが効果的である。
- 異年齢の友達とのかかわり、特に年下の友達とのかかわりは、幼児に優しさと有能感を育てる。
- いろいろな人とのかかわりを通して、友達の新しい面を再発見したり、自分の可能性にも期待感をもったり、多様な感情体験を経験したりすることで、人とのかかわり方の対応がとりやすくなる。
- 幼稚園・保育園の籍の違うところにいる子どもたちが、合同で、一日の限られた時間帯に生活を共にしている。子どもの内面的な負担感を減らすように保育者は努力している。この配慮を引き続き丁寧にしていきたい。
- 子どもは制度上の矛盾の影響を感じるというより、保育者や保護者の感じる戸惑いの影響を受けやすい。

② 保育者にとって

- 幼稚園・保育園の目的が異なる場で、保育者としての歩み方は、似ているようで違うことを前提に互いを認め合うことから始めたい。
- 実際の子どもの姿から、互いの指導法、対応を決めていく。
- どちらの保育者も子どもたちにとっては、かけがえのない大切な存在であり、人的環境であることを自覚し、共通の幼児理解の視点をもつ。
- 研修の機会をつくる。

実際に、子どもの姿をどう見るか、打ち合わせの時間が十分にとれないなど、様々な課題があったようである。日常の保育の展開に伴う保育者間の連携や協力体制作りに大きな努力があった。

③ 保護者にとって

モデル園の取り組みが、従来の視野を越えた新しい子どもの世界を発見する喜びにつながるようにしたいと考えた。中でも、園の行事と参観、PTAの活動について工夫をした。

- 保護者の気持ちや願いは、幼稚園・保育園に在園させる保護者とで違いが見られる。幼稚園の保護者には、子どもたちのかかわりが楽しそう、一緒に生活する子どもたちの幸せを考えたいとよさを認める一方で、保育の質を落とさないでほしいということや、今までの幼稚園のあり方を変えないでほしいと

いう意見がある。保育園の保護者には、友達が増えていろいろな体験の機会や場が増えたことは嬉しいとよさを認める一方で、行ったり来たりの生活はかわいそう。保育園の子どもたちに不利益にならないようにしてほしい、という意見もある。

幼稚園の保護者は、実際の子どもたちの生活を身近に見たり、感じたりすることができる。したがって、子どもたちの生活についての不安感や心配は解消しやすい。しかし、保育園の保護者の場合は、登降園時にも合同保育の様子は分からないので、不安感がそのまま残りやすい。

説明責任や外に教育を開く使命をもつ幼稚園と、働く保護者の支援を目的としている保育園では、双方の保護者のかかわる行事のあり方に違いがあるので、特別の配慮を要する。このような考えに立ち、行事の考え方や保育参観の工夫を試みた。

4. 今年度研究の総括及び次年度研究の課題

1. 今年度研究の総括

これまで述べてきたように、研究初年度は幼保一元化施設の実態を探るために、幼保一元化施設の資料・文献収集のみに止まらず、4つの幼保一元化施設を見学した。研究初年度であるために、4施設のうち、いずみこども園、二葉すこやか園、仙石原幼児学園については研究員全員がそろって見学をし、見学後は研究員の定例研究会で話し合いをもち、幼保一元化問題に関する共通の認識を得ることができた。

各施設を見学することによって、施設の特色、施設で生活する子どもたちの姿に直に触れることができた。さらにどの施設においても、施設長から直接にお話をうかがうことができ、施設開設にいたる経緯や施設の抱える諸問題についても理解することができた。

4つの施設は、いずれも公立施設であるが、文部科学省と厚生労働省の所管の問題を抱えながらも、0歳児から就学前までの心身の発達に合わせた一貫した方針に基づき、継続的な乳幼児の保育・教育を実践し、それぞれの地域にふさわしい幼保一元化を実現している。仙石原幼児学園とくらやま幼児園は、まさに一元化施設に近いものである。一方、いずみこども園と二葉すこやか園は幼保連携施設という呼び方がふさわしいと思われる。しかもどの施設も、一元化の有様がいずれも異なっている。

4つの一元化施設の見学及び資料分析を通じて、われわれは幼保一元化施設の開設にあたっては、①文部科学省と厚生労働省との所管に関する問題を地域ごとに解決すること、②地域のニーズを把握し地域に開かれた幼保一元化施設を目指すことの必要性を再確認した。研究最終年度においては、われわれ研究グループが独自に「望ましい幼・保連携システム」を開発・公表する予定であるが、「所管」と「地域性」の問題を抜きにしては実現不可能である。

2. 次年度研究の課題

研究初年度の実績を踏まえ、次年度は以下の研究活動を積極的に推し進めていく予定である。

① 幼保一元化施設の見学

次年度も幼保一元化施設の見学を継続する。見学施設は、「幼稚園と保育所の連携事例集」（文部科学省・厚生労働省刊）にある17園より、できるだけ異なる地方の施設を選択する。

今年度の見学施設はいずれも公立施設であったが、次年度は民間の幼保一元化施設の見学も積極的に進めていく。

② 幼保一元化施設へのアンケート実施

「幼保一元化による長所と短所、問題点等」を探るために、一元化施設にアンケートを実施し、その結果をまとめる。7月までにアンケート用紙を作成し、8月ごろより各施設にアンケートを依頼し、12月末日までに調査結果をまとめる。

③ 「幼保一元化施設」に関する資料・文献収集

次年度も、幼保一元化施設に関する資料・文献収集を継続する。今年度は、見学した一元化施設より多くの貴重な資料を得ることができた。次年度は、見学できない施設には、資料を郵送していただき、分析・研究していく。

④ 幼稚園の「預かり保育」の現状についての資料・文献研究

われわれが見学した品川区の二葉すこやか園は、「預かり保育」を積極的に取り入れている一元化施設である。幼保一元化実現にあたり、預かり保育の問題も見逃すことはできない。さらに、これから幼稚園教育の充実に、預かり保育は必要不可欠である。研究次年度は、預かり保育の現状について資料・文献研究を進めていく。

次年度研究の実現にあたり、今年度と同様に、研究メンバーによる「定例研究会」を毎月実施する。

② 幼稚園と小学校の連携システム開発に関する研究

●研究員

高梨 瑛子（人文学部児童学科 教授）

吉田 佐知子（短期大学部保育科 講師）

田口 康明（短期大学部保育科 助教授）

湯川 秀樹（短期大学部保育科 助教授）

本研究は「少子化に関する地域支援システムの研究」における「幼小連携システム開発に関する研究」であり、「少子家庭・核家族における標準的な学習プログラムの試案の作成」の一環として行われるものである。本年平成15年度の研究内容は、研究初年度ということもあり、幼稚園と小学校の連携（以下、幼小連携）に関する実践的な試みを調査し、その研究の先行性を把握することである。

幼小連携に関する研究については、主に国立大学教育学部附属幼稚園・附属小学校において、文部科学省より研究開発校の指定を受け、幼小連携によるカリキュラム開発研究を進めている。ここでは、主に年度末に研究報告会を開催した岡山大学教育学部附属幼稚園・附属小学校、お茶の水女子大学附属幼稚園・附属小学校、鳴門教育大学教育学部附属幼稚園・附属小学校を選び、それらにおける連携構想を考察した。また、そこから得られた本研究への示唆的な内容も検討した。

なお、下記検討内容は、各幼稚園等で行われた研究会に、各研究員が実際に参加し、収集した情報や研究報告書等に基づいている。

1. 岡山大学教育学部・附属小学校・附属幼稚園における 幼稚園・小学校の連携構想

岡山大学教育学部・同附属小学校・同附属幼稚園では、文部科学省研究開発校の指定を受け、下記の研究に取り組んでいる。幼小の滑らかな接続を意図し、9年間のカリキュラムの全面的な見直しを図り、実践的に検証しながら一貫したカリキュラムの開発を進めているところである。

以下、その研究会に参加し、得られた情報と当日刊行された研究報告書から、その連携の構想を追ってみたい。なお、研究主題は「発達段階をもとにした3歳から12歳まで一貫したカリキュラムの構築－幼小のなめらかな接続をめざして－」である。

(1) 一貫したカリキュラム構築の必要性として次の2点を挙げている。

- ・ 幼稚園教育と小学校教育の間にある必要以上の「段差」をなくすことが、子どもの発達上、必要である。
- ・ いろいろな変化が一層急速になるだろう21世紀の社会に向かい、未来を「拓く」子ども、人と「共生する」子どもを育てることが、幼小に一貫して求められてい

る子どもにとっての必要な資質である。

(2) カリキュラム構築の視点として、次の4点を挙げている。

第一：9年間を一貫した「発達段階」の設定をする

第二：幼小で同じ考え方の「学びのあり方」をもつ

第三：学ぶ内容のつながりを明らかにする

第四：学ぶことの意味を踏まえ、教科等の枠組みを再構成する

この第一から第四について、さらに次のように詳説している。

(3) 発達段階について（この設定の根拠は文献・先行研究心理学の専門家の助言）

I期：3歳児

II期：4歳児～5歳児前半

III期：5歳児後半～1年生

IV期：2年生～4年生

V期：5年生～6年生

(4) 学びのあり方について

保育や授業に取り組む子どもの姿が一貫性のあるものであること、そのために、学校（幼稚園）教育目標の一貫化をまず図っている。

<附幼でめざす子ども像>

① 思いやりのある子ども

② 考えて行動する子ども

③ たくましい子ども

<附小でめざす子ども像>

① 人を大切にし、助け合い、高め合う子ども

② 進んで取り組み、豊かに考え、工夫する子ども

③ 行為を振り返り、自分への気づきを深める子ども

以上の教育目標の中の、①は「他者」とのかかわり、②は「対象」とのかかわり、③は「自己」とのかかわりであると説明している。そして、「豊かな学び」とは、「私」と「他者(友達など)」、「私」と「対象(身の回りの事物、現象)」、「私」と「自己(客体としての自分)」との間で、気持ち、行動、考え、方法、特徴、よさなどを受け取り、行動を起こし働きかけることを繰り返すこと、と述べている。

つまり、「私」と「他者との対話」「対象との対話」「自己との対話」が成立することであるといっており、このことが、以下のカリキュラム開発の要になつているととらえられる。

さらに、豊かな学びを支えるものとして、「他者」には「共感性」「伝える力」を、「対象」には「感受性」「構想力」を、「自己」には「内省性」「振り返る力」を、それぞれ置き、これらの力が發揮されることで「私」との対話が成立するものと考え、これら6つの力が発揮できるように各教科等では指導方法の工夫を図るものとしている。

そして、「発達段階」を縦軸に、「他者との対話」「対象との対話」「自己との対話」を横軸にして、発達課題表を作成、提示している。（岡山大研究報告書 p 11 参照）

(5) 学ぶ内容のつながりについて

これまでの連携の中でも、保育や教科での学びの内容や接続について、幼小が相互に理解し合って指導に携わってきたはずだが、そのことには不足があった経緯を踏まえ、

根本的に学ぶ内容のつながりを再考しようとしているものである。

保育や教科の中で子どもに培いたいものを明らかにし、それらを発達段階ごとに順序だてて配列したうえで、そのつながりを検証する取り組みが進められてきている。その結果、3歳から12歳までの9年間に、子どもが学ぶ内容が、系統的・連続的になってきていると述べている。

そして、各期に学ぶ内容が示されている。Ⅰ期・Ⅱ期は9つの要素（生活習慣・運動遊び・仲間・規範・コミュニケーション・自然事象・社会事象・表現活動・数量）、Ⅲ期は10の価値（生活習慣・運動遊び・社会性・自然・空間・徳性・メディア・言語・表現・数量）、さらに、Ⅳ期・Ⅴ期は11教科等という枠組みをし、学びの内容が示されている（岡山大研究報告書 p 13、28参照）。

(6) 教科構成について

学びのあり方や学ぶ内容のつながりを追究し、さらに子どもにとって意欲的に学べる道筋を考えた結果、「子ども自身が、暮らしの中から教科を生み出す体験をする」（これを「分化体験」と呼称している）ことの必要性に至り、教科等の枠組みの再編成を行ってきたという。ここで分化体験とは、教科学習に向けて必要な「分化後の教科が取り扱う事象についての気づきや認識を含んだ興味・関心」をもつようにする活動のことと定義している。

再編された結果は、Ⅰ期からⅤ期までにわたる学びの道筋として図示されている。（岡山大研究報告書 p 21参照）

特に幼小の直接的な接続部分である、幼稚園の年長と小学校の1年生に関係する部分をこの図から読み取ると、9つの要素から行う。Ⅰ期、Ⅱ期の「Active-U（活動単元）」を経て、Ⅲ期が10の価値から行う5歳児後半の「Active-U」と、この10の価値を踏まえつつ、暮らしの中から見つけた学びである「フィールド学習」、その中からさらに焦点化した内容をとりあげての「ステージ学習」を進めていく1年生の「かけはし学習」とが、まさにその接続を担っている部分である。なお、フィールド学習から、子ども自身の必然性に応じて生まれてくるステージ学習を、前述の「分化体験」ととらえているわけである。

以上、この岡山大の研究の概要を整理してみたが、以下、参加しての感想を加えながら、本グループでの今後の研究につながるものと考えてみたい。

ア 生涯学習のスタートともいえる幼稚園時期の教育が、次に何に接続し、さらにどう結びしていくのかという道筋を追究している本研究から学ぶものは多く、特に、そのことが子どもの発達にとっていかなる意味をもつかという点で、興味深いものがある。

イ 段差の問題はこれまで多くのところで論議されているが、単に、相手方（幼稚園は小学校へ、小学校は幼稚園へ）の教育力の不足を思いつつ、段差を論じていた嫌いもあり、連携とはいながら、不足の状況をもったままそれぞれの教育が行われてきたともいえる。

そこへ、岡山大では、段差を考えそれをクリアしていくことはもちろんであるが、21世紀を担う子どもたちにとって、必要な資質を身に付けさせるためには、幼小がなめらかな接続をした教育の実現をしなければならないというところに、この研究の柱

を置いているといえる。

このことは、当然のことともいえるが、まさに、生涯学習の初期段階である幼児にとって、これから先の教育が、良質のものであることは必然である。そのことについて明らかになることが、これからの幼稚園教育と小学校教育のあり方を示すことにもつながり、そのため岡山大で掲げた「共生」というような視点は、本グループでの今後の研究でも押さえておきたいことであろう。

ウ 滑らかな接続のためには、幼稚園教育側からの発信がまず重要ではあるが、小学校1年生の教育がどのようにスタートすることが必要かという課題が大きい。岡山大では、1年生の学びを「かけはし学習」と呼び、以後、上学年へ向かって教科の再編が必要だとした。同じような研究に取り組んでいる鳴門教育大では、小学校1年生の学びを「はぐくみ総合」として教科の見直しを図っている。

単に学年進行に伴って考えればよいというものではないが、校種のかわりめである、年長児と1年生の発達を、育ちの主体である一人の子どもの普通の育ちの道筋と考えて追究をする必要性は高い。このことが、ややもすると行事等の交流のみで終始している多くの幼小間の連携に対しては、新たなあり方を発するものともなるはずである。

エ 実際に公開された保育・授業の中では、まだ研究途上という背景を考えつつも、いくつかの問題点も感じられた。2点ほど挙げておきたい。

○ 幼稚園の年長児が、ドッジボールとこま回しを取り入れた全体活動をしていた。2クラスが混成になり、さらにおよそ半々に分かれた年長児が、どちらかの遊びに参加する形で進められていた。いずれも「私」と「他者」「対象」「自己」との対話が大事にされ、10の価値を踏まえた計画のもとに、丁寧に保育は進められていた。しかし、一人一人の幼児の取り組みの状況には、意欲、持続性、工夫や試行錯誤、協力、話し合い、友達とのかかわりなどについて、かなりの違いがみられた。その結果、同じ時間（およそ50分間）、そこにいた全幼児が、それなりのこま回しをしてはいたが、バトルとして楽しんだ幼児、意欲的に工夫や試行錯誤を重ねた幼児、状況把握があまりできないままにマイペースでこまを回していた幼児、技術が伴わず一人で黙って悩んでいた幼児、途中で飽きて上の空だった幼児など、様々な姿が表出していた。

年長のこの時期に、このようなまとまりのある、目的的な活動が組まれることは、接続していく力として重要であるとは思うが、9つの要素の上に載った10の価値のあり方、教材（ここではこま回し）の取り上げ方、時間の設定の仕方等々の吟味が、さらに必要であると思えた。

○ 1年生のかけはし学習の一つとして、「ステージ学習(表現)」の「並べて重ねてできちゃった」という授業が公開された。大きさや形が様々な空き箱が用意されており、それらから思い当たるイメージで、動物を作ったり、並べて動物ランドで遊んだりするもので、すでに前時にスタートをしていたらしく、全員が積極的に授業に入っていった。素材である箱も、その配置も、動物ランドの状況も、あらかじめ設定されており、児童は箱のつなぎ方やデザインの仕方などの工夫に時間を費やし、自分の作品を仕上げるための取り組みが中心であった。技能的な高まりは、年長時期よりもはるかに積み重なっていると考えられ、1年生らしいと

思えるが、保育の中で展開されてきた「製作」の活動から、実際何が発展しているのか、研究の余地があると思えた。

イメージをもって箱を探すのと、目の前にある箱からイメージをもつのとは、違いがある。遊ぶ目的で作るのと、工夫に工夫を重ねて一つの動物を作り、飾つておくのとは違う。たくさんの動物が出来たからみんなで一緒に遊びたい、ついで、そのための場づくりもしよう、と思うのと、遊び場としての動物ランドがあって、そこに動物を作つて置いていくのとは違いがある。

前後の時間の詳しい計画を知る機会がもてなかつたため、参観者側の目の不足もあるとは思うが、せっかくの接続した授業を考えるとしたら、幼稚園での体験の積み重ねとの接点の吟味が、さらに必要だといえる。

オ 岡山大の関係者が、評価の問題がまだ不十分で次年度への課題であるといつてはいたが、大きくは、このカリキュラムの中で教育を受けた子どもが、幼稚園、小学校と進み、どのように力をつけ、どのような資質をもつた状態で中学校へいくか、また、そのことを進めている教師の中に何が蓄えられていくかについて、今後の評価に待つことになる。

学術フロンティア研究での幼小連携関係グループの取り組みの中で、今後、連携システムの試案を作成していくと考えたとき、すでにこのようにして開発研究的に取り組まれている校園の研究の中から、成果として得られるものを先行研究の財産として活用させてもらうと共に、まだ多くの校園間に、行事の交流や、一方が一方にしてやるためにの交流のようなものもあり、さらには連携の必要性にも至っていない実情もあることを考えつつ、進める必要を痛感している。

要は、学びの主体者である子どもたちが、どのような道筋で学び、どのように育っていくことが今後いっそう必要かという課題に対する追究であり、そのための大きなきっかけを提供している岡山大の取り組みであるといえよう。

(高梨珪子)

参考文献

- ① 岡山大学教育学部・岡山大学教育学部附属小学校・岡山大学教育学部附属幼稚園「発達段階をもとにした3歳から12歳まで一貫したカリキュラムの構築－幼少のなめらかな接続をめざして－」2004年1月。
- ② 鳴門教育大学教育学部附属幼稚園「幼小連携の教育課程開発－主体的な遊び（学び）の体験が積み上がっていく教育課程と指導方法の開発－」鳴門教育大学教育学部附属幼稚園研究紀要第37集、2004年2月。

2. お茶の水女子大学附属幼稚園・附属小学校における 幼稚園・小学校の連携構想

お茶の水女子大学附属幼稚園・附属小学校は、文部科学省研究開発校の指定を受け、その研究組織であるお茶の水女子大学附属幼稚園・附属小学校児童教育研究会は、「第66回教育指導研究会 関わりあって学ぶ力を育成する教育内容・方法の開発－3年次－」として、2004年2月20日、21日の2日間にわたって、お茶の水女子大学附属幼稚園・同附属小学校において行われた。

以下では、21日の研究会における報告内容を中心に、そこで得られた情報と当日刊行された研究報告書から、その連携の構想を追ってみたい。

(1) 公開保育・学習指導

午前中は公開保育・学習指導Ⅰ、Ⅱがあり、Ⅲの方では、さまざまな学年・年齢の園児・児童の様子を見てまわった。「では、小学校3年生と5歳児の異年齢・異学年交流である単元名「とんだとんだ」を参観し、その後の話し合いにも参加することができた。ここでは、主に後者について述べる。

① 保育・学習の内容

小学校の学習分野では「自然」にあたる。3年生と5歳児とが2人ずつくらいのグループになり、グループ毎に自分達で「飛ぶもの」を考え、作り、実際に飛ばすというものである。この単元が選ばれたのは、3年生と5歳児との間にある興味・力量などの差が比較的小さいだろうという教師側の判断によるものであるということであった。なお、この活動は小学校の教室で行われた。

② 本単元の目標

本単元の目標としては、以下の3点があげられていた。

- 5歳児、小学校3年生が互いに活動しあうことで、課題の解決に努力する。
- 飛ぶものを作り、よく飛ぶように工夫したり、自分達や他の意見を取り入れたり、吟味したりできるようにする。
- これまでの経験を生かして話し合い、力を合わせて活動を進める。

③ 活動計画

本単元は小学校のカリキュラムの4時間扱いであり、以下のような計画で進められていた。

- グループингと自己紹介、飛ぶもの作り（1時間）
- グループで1作品に絞り、より飛ぶものにしていく（1時間）
- 全体発表会（2時間・本時1/2）

なお、本単元にはいる前に小学校教諭が5歳児に、東南アジアの密林にある蔓性植物ルソミトラマクロカルバの種子、発泡スチロールの模型を飛ばすという出前授業を行っている。5歳児の反応はよかったですことである。また、3年生は5歳児との交流の前に、3年生だけでブーメラン・パラシュート・凧についての学習をしている。さらに、5歳児と3年生は、共に昼食（弁当）を幼稚園の遊戯室で食べ、その後、大学の

グラウンドで身体を動かして一緒に遊ぶという機会をもっていた。

④ 本時の指導計画と実際の活動

本時の指導計画の学習活動・内容は以下の通りであった。

- a. グループの発表を見る。意見交換をする。
- b. 自分達の作品を改良し、飛ばしてみる。
- c. 全体で集まり、感想を述べ合う。

実際の活動は、グループ毎の作品を作ることに大半の時間を要していたようである。できたグループから屋上で実際に飛ばしてみたようだが、多くのグループで作品が完成せず、屋上には行けなかったようであった。その後、教室でいくつかのグループが全員の前で発表した。園児・児童が作った作品は、紙飛行機型、パラシュート型、竹とんぼ型、ブーメラン型、羽根型など多様であり、例えば同じ紙飛行機型であっても、翼の形や錘などさまざまな工夫が施され、少しずつ違ったものになっており、その飛び方の比較ができるようになっていた。

⑤ あるグループの活動の様子

ある特定のグループに注目し観察を行った。このグループの活動の様子について述べる。

このグループは、3年生男子1名、3年生女子1名、5歳児男子1名、5歳児女子1名で構成されていた。この4名の中でさらに男子チームと女子チームに分かれており、それぞれのチームで作品を作ることにしていたようである。男子チームは厚紙（方眼紙）でブーメランを作ろうとしているようであり、女子チームはビニールとひもでパラシュートを作ろうとしているようであった。

男子チームでは、3年生がリーダーシップをとり、5歳児に対して指示を出したり、意見を聞いたり、あるいは、紙を切るなどの作業も交替で行うなど、5歳児も参加しているという気持になれたかもしれない。しかし後半、やや難しいであろう作業になると、5歳児はあまり手を出すことができなくなってしまったようである。それでも3年生は、「こうしようと思うんだ」など、5歳児に声をかけることは行っていた。

女子チームでは、3年生がほとんど一人で、黙々と作業を行っていた。5歳児は手持ち無沙汰のようで、はさみなどをいじっていたが、それもしばしば取り上げられていた。また、時々自分も加わろうとするのだが、背を向けられるなど、やんわりとした拒否にあっているようにも見受けられた。3年生の男子が「幼稚園の子にもやらせてあげたらハ」 という意味のことを3年生女子に向かっていい、はじめて「ここ持ってて」「ここどうしようか」などの会話が始まった。しかしながら、5歳児があまり発言しないこともあるてかあまり長続きしなかったようである。その後3年生女子は、3年生男子に話しかけたりしながら、5歳児が行った作業をやり直したり、パラシュートのひもを何度も揃え直したり、錘の包み方や中身をかえたりしていた。几帳面な性格で、きちんとしたものを作りたいと思っているのかもしれないを感じられた。

男子チーム、女子チームとも、時間内に作品を完成させることができず、屋上での実験も、全体での発表も行うことができなかった。男子チームの方は残念そうに見えたが、女子チームの方はそうでもないように見受けられた。

後片付けでは、3年生男子が中心となっていた。3年生女子は、作品のことが気にな

っているようであり、5歳児女子は何をしたらしいのかわからないようであった。

⑥ 公開保育・学習指導後の話し合い

小学生が下校した後の教室で、話し合いがもたれた。

まず、小学校・幼稚園の教諭から、本時までの流れ、単元の目的、カリキュラム上の位置づけなどについての説明があった。この交流活動は、5歳児に対しては、1) グループで相談して課題を決めていく経験、2) 遊びの中から探求していく経験を積む場として、また、3年生に対しては、1) 身近な自然に存在する問題・疑問などを幼稚園児に提起されることにより、今までの学習の成果や既習経験が生きて働くかを試す場、2) 新たに問題解決の方策を身につける必要を感じる場として、それぞれに意味があると考えられている。また、交流活動のメリットとしては、幼稚園児たちにとっては追求する小学生の姿を間近に見てすぐ先にある自分の成長の具体的な目標が持てるようになること、小学生たちにとっては幼稚園児に頼られる自分の存在を感じ、今後自分の生き方を考えるきっかけになることがあげられている。

この、交流活動のメリットに関して、特に年長のこどもにとってのメリットはあるのかという質問が参加者の中からなされた。特に、交流の目標と学習の目標とは両立するのかという点が問題とされた。また、活動内容に関して、「とんだとんだ」という単元が、交流活動としては難しいのではないかという意見が出された。すなわち、この単元には、「投げる」「飛ばす」という動作が含まれるが、その運動そのものが3生であってもまだ上手にできるとは限らず、5歳児ではなおさらであること、従って、5歳児は結果的に見ているだけになってしまいのではないかという指摘である。

⑦ 考察

公開保育・学習指導を参観し、その後の話し合いに参加した上で感じたことを述べる。

まず、小学生と幼稚園児との交流の難しさである。知識や経験において隔たりがある者同士が、協力してある課題を解決していくということは、それだけで大変なことである。その大変なことをやっていく上で、小学校3生と幼稚園5歳児とでは、両者の隔たりがむしろ小さすぎるのではないかだろうか。一般に、5歳児は幼稚園では最年長であり、「おにいさん、おねえさん」としての振る舞いが期待されている。それが今回の交流では、年下の者として扱われることになる。そこに5歳児の戸惑いはなかっただろうか。相手が、高校生や中学生くらい年齢が離れていれば、その戸惑いはかなり小さくなるだろう。一方の3年生についても、他者の知識や経験をふまえ、それにあわせて自分の言動を統制していくのには、まだ幼すぎるのかもしれない。また、相手の立場を考え、思いやるということについても、未だ発達途上であるのだろう。^⑤で述べたグループに限らず、全体発表の場でも、いやがる5歳児から半ば強引に作品を受け取り、自分で飛ばしていた3年生を見かけたが、これも、ある意味では仕方のないことであるかもしれない。高校生や中学生くらいになれば、このような点でもうまくいくことが多いのではないかと考えられる。

異年齢交流が重要であるといわれる際、その理由としてよくあげられることに少子化によるきょうだい数の減少、日常の中での異年齢児との関わりの減少がある。しかしながら、学校や幼稚園で行われる異年齢交流は、きょうだい間の、あるいは日常の交流とは全くの別物ではないかと思われる。確かに、自分(たち)とは異なる年代の者

(たち)がいて、その者(たち)は、自分(たち)とは違う考え方をし、身体面の能力においても差異があるということを知ることはできよう。そしてそれは、大変重要なことでもある。しかしながらもう一步踏み込んで、今回の交流のように何かと一緒にやり遂げようとするとき、それだけではうまくいかないであろう。例えばきょうだいは、日常生活を共にしている存在であり、お互いの性格や癖、得意なことと苦手なことなどをよくわかりあっていると思われる。遊び仲間についても同様のことがいえよう。学校・幼稚園における異年齢交流では、このような相互理解の上の活動というのを求めるのは難しいであろう。事前に一緒に食事をしたり遊んだりというだけでは、「慣れる」ことはできても、「わかりあう」のは無理ではないだろうか。さらに、お互いに遠慮もあるだろう。きょうだいや遊び仲間とは大きく異なる。

交流活動のメリットについては、公開保育・学習指導後の話し合いでも質問があった。どのようなものとして考えるにしろ、交流する双方にとってメリットがあるということは、最低限必要なことであるが、今回話題にもなり、疑問に感じたのは、小学生側のメリットである。もしも、交流することのみが目的であり、「小さい子と遊んで楽しかった」などの心情的なものだけでよしとするならば、充分、その目的は達せられているだろう。しかし、今回の交流は、小学校の学習分野「自然」の中の一単元でもある。とするならば、教科学習的な面においても、小学生だけで授業を行うよりも、何らかの形でプラスするものが必要であろう。

(2) 分科研究協議会

午後は、分科研究協議会が行われた。「子どもの発達」「学びと評価」「接続期カリキュラム」「創造活動」「交流」「協力担任制」「帰国・国際」の7つのうち、「接続期カリキュラム」の分科研究協議会に参加した。その報告を行う。

① 接続期の位置づけとその意味

接続期とは、お茶の水女子大学附属幼稚園・同小学校で、幼稚園から小学校へのなめらかな接続を達成するために設けられたものである。幼稚園年長後期から小学校1年生1学期までをひとまとまりの時期としてとらえている。接続期はさらに、前期・中期・後期の3つの時期に区別されている。それぞれの時期とそのねらいを以下に示す。

前期=5歳児10月～3月

関わりを広め、深める。小学校生活に向け、体験の共有化をはかる。

中期=1生入学～ゴールデンウィーク前

幼稚園から小学校生活へ安心して移行し、自分を表現できるようにする

後期=1年生ゴールデンウィーク明け～7月

知への興味を耕し、自分で考え学んでいこうとする姿勢をのばす

② 接続期の保育・学習分野の構成

接続期の各時期の保育学習分野を構成する上での基本的な方針は、以下の通りである。

1) 前期

自分の思いを表現し、自信を持って楽しく夢中になれる体験を豊かに持ち、それを基盤にして、友達と関わる、関わろうとする、相手の話を聞く、相手の気

持ちを考えて行動するようになることが目標である。そのために、一人ひとりの活動の充実が、仲間で一緒に行う体験を通しての学びにつながり、仲間での体験の積み重ねが一人ひとりの学びに活きてくるような、活動内容・環境の構成・教師の働きかけを意識的に行えるようなカリキュラムを作成していく。

2) 中期

前期の取り組みを受け、幼稚園の生活の流れに近い形での、活動内容の工夫、小学校生活の導入を重視する。時間枠を広げ、いくつかの活動を提示し、こどもたちが主体的に選べるようにしたり、生活の流れに沿った内容を自然な形で教師が生活の中に取り入れたりしながら、こどもたちが安心して生活・学習を営めるようにする。今年度は、教室の黒板の前を広くあけ、ウレタンの積み木を起き、教師を中心にこどもたちが半円になって集まれるという、幼稚園でよくなじんだ空間構成が行われた。

3) 後期

前期・中期の取り組みを受け、さらにそれ以降の小学校の生活・学習活動を意識におく必要がある。生活に即した学びにつながることを基本にしながらも、学習面において、生活からとりだした形で指導していかなければならない。こどもたちの発達に応じ、順次段階的にそうした学習体系を生活の中に取り入れていくようにする。なお、お茶の水女子大学附属小学校の低学年には時間割がなく、昨日までを受けて今日のことを決めていくとのことである。

③ 考察

②、③で述べた、お茶の水女子大学附属幼稚園・同小学校の教諭からの説明や、参加者との討論などから考えてみたい。

まず、「接続期」という考え方の大変興味深いものであり、幼稚園から小学校へとなめらかに移行するためには効果的であろうと考えられる。小学校に入学することは、多くの場合、それまでの環境や生活が大幅に変わることを意味する。小学校と幼稚園とでは、時間の区切りも異なるし、そこで行われる活動内容も異なる。それに慣れるには、それなりの時間とエネルギーが必要であろう。幼稚園年長後期から小学校1年生1学期までをひとまとまりの時期としてとらえることは、この小学校と幼稚園との間の「壁」を乗り越えやすくするであろう。

しかしながらこれは、同じ幼稚園に通うほとんどの子どもが同じ小学校へ入学するという、大学の附属幼稚園・小学校であるからこそ可能なことであり、「持ち上がり」の強みでもある。また、幼稚園と小学校とが同じ敷地内にあり、行き来がしやすいということも大きいと思われる。逆にいえば、さまざまな幼稚園・保育園から児童が集まるような小学校、さまざまな小学校へ卒園児が進むような幼稚園・保育園という、いわば小学校と幼稚園とが「多対多対応」をしている状態では、「接続期」というものを設定すること自体が難しいと考えられる。また、お茶の水女子大学附属小学校に入学してくる児童は附属幼稚園出身者だけではないことである。すると、同じ新入生といいながらも、附属幼稚園出身の児童と、他の幼稚園・保育園出身の児童との間で、すでにある意味で差がついていることにならないだろうか。今回は説明がなかったが、他園出身の児童に対するフォローはなされていることだろう。

ここで、ある程度の広がりを持つ地域の中での、小学校と幼稚園との連携を考えてみるべきではないかと思われる。上で述べたように、個々の小学校、幼稚園では、できることは限られているし、すべての子どもに行き渡ることも難しい。そこで、ある地域の中にある複数の小学校と幼稚園、さらには保育園とが協力しあい、共通の「接続期カリキュラム」のようなものを作成し、実施するということも検討してみる価値があるのではないだろうか。当然ながら、幼稚園・保育園と小学校とではそのあり方や教育目標は異なる。また、それぞれの幼稚園、小学校間においても、教育方針はさまざまであろう。しかし、それを超えて、新しい生活にとまどいや不安、期待などを持つ子どもたちが、安心して小学校生活に向かえるように援助していく方法が求められているのではないだろうか。「接続期」の考えは、このようなことに対しての示唆を含んでいるように思われる。

(吉田佐治子)

3. 鳴門教育大学教育学部附属幼稚園・同附属小学校における幼小連携の教育課程開発

鳴門教育大学教育学部附属幼稚園と同付属小学校では、平成13年度から15年の3年間に文部科学省研究開発校の指定を受け、幼小の連携教育の研究に取り組んでいる。そこでは、幼稚園と小学校の接続（アーテキュレーション）の改善を目的とした教育課程や指導方法の開発及び実践研究システムの開発を行っている。

以下、平成16年2月6日に開催された同園主催の幼児教育研究会を参観し、当日の状況並びに配布された資料から、その研究について報告する。

（1）平成14年度までの同園での研究状況

同園での幼小の連携教育に関する平成14年度までの研究成果をまとめた著作として、『なめらかな幼小の連携教育－その実践とモデルカリキュラム』（佐々木宏子・鳴門教育大学教育学部附属幼稚園著、チャイルド本社、2004年2月）がある（以下、『なめらか』と略記）。『なめらか』（5.p）において園長佐々木宏子氏、以下のよう研究の経過について述べている。

鳴門教育大学学校教育学部附属幼稚園は、平成13年度から15年度までの3年間にわたり、文部科学省の研究開発学校の指定を受けました。研究課題は「幼小の連携教育」です。ただし、附属幼稚園ではすでにこのテーマに平成12年度から着手しておりました。なぜ、幼小の連携教育を課題として取り上げたのかは、第1章をご覧ください。この課題のもとに研究を開始してから、4年の歳月が流れましたが、その間の問題意識の変遷を振り返ってみたいと思います。

【平成12年度】研究主題：幼小の連携－幼稚園からの提言

幼稚園の子どもたちの自由な遊びが、既存の小学校の教科とどのようにつながっているのかを、「小学校学習指導要領」や教科書とつき合わせつつ検証しました。具体的な教科は図画工作科、算数科、音楽科、理科です。さらに、イギリスのナショナルカリキュラムの検討もしました。

【平成13年度】研究主題：幼小の連携－幼小連携の教育課程開発に向けて12年度に引き続き、教科とのつき合わせは、算数科、国語科、生活科、理科でした。小学校1年の「生活学習」の教育実践とカリキュラム開発を行いました。また、連携教育推進のための研究システムの開発も行いました。

【平成14年度】研究主題：幼小の連携－幼小連携の教育課程開発に向けて「人間を理解し関係を調整する力」が、幼稚園でどのようにぐくまれているかを検証しました。幼小の「合同保育／授業」の実践とカリキュラム開発を行いました。今後は、子ども集団の中で遊びや学びが伝承される教育方法とカリキュラムの開発が必要となるでしょう。

同書の第1章では「なぜ、幼小の連携教育を課題として取り上げたのか」という問題意識として、「小1問題」、「学級崩壊」、「幼小教員間の連携の必要性」が上げられている。

また、本研究の中心は平成13年度・14年どの研究主題に表現されているように「教育課程開発」すなわち、カリキュラム開発である。カリキュラム開発において幼稚園・小学校合同で行われる「合同保育／授業」が、現在の大きな到達点となっているようである。

…… 幼稚園と小学校という質の異なる教育・文化が触れ合うことで生まれる新しい価値の創造が、附属幼稚園と小学校の合同保育／授業のねらいとするところです。つまり、私たち附属幼稚園は年長者が年少者に優しく接することで得られる体験を主なねらいとした「なかよし連携型交流」や、幼児が小学校の学習や生活になじんでいくことを主なねらいとする「ならし型連携」とは質の異なる、学びのダイナミックスを求めているのです。保育と授業がそれぞれの性質を損なうことなく、いっそうの可能性をひらいていこうという私ども幼・小の教師の気概が、この「合同保育／授業」という名称に込められています。

…… 幼稚園での幼児のいろいろな遊び、そして「いも畑づくり」や「収穫とおやつ作り」などの活動に小学生たちが関わってきて、自然とプロジェクト的な合同保育／授業になっていくもの、「俳句カルタ」や「おもしろカレンダー」などのように小学生の授業に幼児たちが関わっていくもの、「ザリガニつり」や「創作オペレッタ」などと一緒に計画し実施していくものなどがあります。(『なめらか』84-86.p)

この「合同保育／授業」が、情緒的かつ突発的な単なる「交流」にとどまらず、それぞれの保育／教育内容的なねらいが明確に込められたものであることが理解できる。平成14年からカリキュラムに入れられた「合同保育／授業」は、積み重ねの中で「幼稚園の『育ち』と小学校の『学び』がとけ合う」という場面まで見せるようになっている。

(2) 15年度の研究会

平成15年幼児教育研究会は、鳴門教育大学教育学部附属幼稚園・付属小学校を会場に開催された。プログラムを簡単に紹介すると、午前中が保育授業公開であり、午後は全体会及び講演であった。

研究主題は「幼小連携の教育課程開発－主体的な遊び（学び）の経験が積み上がっていいく教育課程開発と指導方法開発」である。

全体会では、挨拶に同園園長佐々木宏子氏、同大学学長溝上泰氏が立ち、研究発表を佐々木晃氏（同園研究主任教諭）並びに、木下光二氏（同大学附属小学校第1学年主任教諭）が行った。また講演は、演題を「幼小の連携－子どもたちの学びの連続性を保障するために－」として、同園園長（兼鳴門教育大学幼年発達支援講座教授）佐々木宏子氏が行った。ここでは以下に公開保育の内容を中心に紹介したい。

午前中の公開保育授業では幼稚園5歳児クラス（川組）と付属小学校1年（1組）合同の「川組・1年1組 合同保育／授業」が行われた。『平成15年度 幼児教育研究会 要項』に記載された指導案をもとに観察した状況をまじえて、その内容を紹介する。

- ① 日時：2月6日（研究会当日） 第2校時（実際は、9時半前後から、11時頃までであった）。
- ② 対象児童：幼稚園川組（26名）・小学校1年1組（46名）
- ③ 指導教諭：幼稚園1名、小学校1名

④ 単元：「わくわくドキドキ！たんけんたい－宝物オリエンテーリング・パート2」

⑤ 単元の概要（これまでの経過）：

この単元は、主に学校探検と公園探検から成り立っている。子どもたちの興味関心を大切にし、具体的な活動や体験を重視している。1学期の学校探検では、探検を通して自分なりの気付きを深めたり広げたりする中で、学校に対する愛着をもてるようになるとともに、日常生活に必要な生活習慣や技能、教科等の資質・能力が身に付けられるように配慮した小単元を含んでいる（一例として、<学校の>“お部屋のたんけんたい”“ひらがなたんけんたい”などである）。

－中略－

オリエンテーリングの活動は、……友だちや園児と直接かかわることを通して活動の喜びや満足感を全身で感じたり、関係性を通して学び合ったり、自分の姿を見つめたり、振り返ったりしながら自立の基礎を養いたいと考えたからである。

活動中友達や園児にずっと寄り添って探検できる子どももいれば、オリエンテーリングに夢中になり園児と離れてしまったり、自分がことが精一杯でかまってあげられなかったりする子どももいる。まだまだ深い関係性が結べていなかったのが1学期の現状であった。

2学期は、合同保育／授業でいくつかのプロジェクトを行ったが、小学校では校舎改修の時期と重なり、残念ながら校舎の中を動き回る活動は殆ど実施できなかったのが実情である。3学期になり、低学年棟を除いた殆どの校舎がほぼ完成し、1年1組も新館と接続しているグループ学習室に教室を移動した。子どもたちにとっては、まさに探検する格好の機会である。そこで、子どもたちに希望を聞いたところ、入学を控え希望や不安を胸一杯にふくらませている園児と一緒に、“宝物オリエンテーリング”に再度挑戦したいということで本単元を実施することにした。

⑥ 本単元のねらい

幼小連携研究を進めると同時に、「身近な人や社会、自然などとかかわりながら、学びをみつめる授業の創造」という研究主題を設定している。そのため、対象と深くかかわるような場や、お互いに学び合えるような学習活動の場面を設定し、子ども達のつぶやきや記録から学びの評価へとつなげていきたいと考えている。――ここで示されている「自己学習力」は、〔学習意欲〕〔問題発見力、学習構想力〕〔情報収集力〕〔情報選択力〕〔情報産出力〕に大きく括られる。これらをワークシートや感想文、絵、映像など表現物を生活ブック（ポートフォリオ）に蓄積し、その子なりの学びを見つめられるようにしている。

⑦ 本単元の幼小連携教育としての意義

平成14年度は、「合同保育／授業」に研究を当て年間いくつかの合同保育／授業を行い、研究を積み上げてきた。

教師サイドでは、教師相互に連携の深まりが見られお互いの教育内容や方法に深く踏み込めるようになったこと。園児や児童の名前や特徴、発達的変化を把握し、行為の意味を解釈しながら保育や指導にあたれるようになってきたこと。お互いの「育ち」や「学び」の記録を交換することにより、一人一人の子どもの側からの子どもの学びを捉えることの実現可能性が高まってきたことなどが、あげられる。一方、子どもサ

イドにおいても、園児にとっては近い将来の自分の姿や学校生活へのイメージ、親しみや安心感、期待感などがもてるようになり、自己肯定感をもって生活できるようになってきたことである。

⑧ 単元の目標・学習計画は省略

⑨ 本時のねらい：

本時では、グループの友だちや園児と一緒に校内でのオリエンテーリングの活動を実際に使う。自分なりの気付きを深めたりお互いの気付きを共有したりすることをねらいとしている。探検活動を通して友だちや園児とかかわったり学び合ったりしながら、学校への愛着を深め、信頼や安心の芽を育むことができればと考えている。－個別のねらいは省略－

⑩ 本時の展開：省略

※⑤～⑨は、『平成15年度 幼児教育研究会 要項』23-25.pから各項目を要約。

全体会では、上述のように「合同保育／授業」の成果について佐々木晃氏（同園研究主任教諭）並びに、木下光二氏（同大学附属小学校第1学年主任教諭）からあった。この成果については、鳴門教育大学学校教育学部附属幼稚園編『研究紀要第37集 幼小連携の教育課程開発－主体的な遊び（遊び）の体験が積み上がっていく教育課程と指導方法の開発』（2003年）に詳述されている。特に「カンファレンス」の手法を用いた一人一人の「遊び／学び」の連続性の中で、「育ち」を見つめていこうとする幼小及び園全体の共通した取り組みは、カリキュラム開発の実証的な側面を支える大きな蓄積となっている。そのほか、佐々木宏子氏の講演についても前掲書『ゆるやか』を参照されたい。

(3) 感想と今後の本研究への示唆

「合同保育／授業」を核として、「なめらか」な幼稚園から小学校への移行を目指す鳴門教育大学付属幼稚園と同小学校の実践は、幼小連携教育の中で最先端を走るものであろう。特に、単なる「仲良し交流」に陥らず、一方で幼稚園での小学校教科内容の先取り、さらに就学準備教育といった「幼小連携」への取り組みを矮小化し、そこに安住するような動きではないことは確かだ。

幼稚園側から見れば、遊びの要素である自発性や総合性に依拠し、小学校及び小学校1年生という者や物を環境として投げ与え、そこでの興味関心を引き出している。5歳児が直面する小学校入学への期待と不安は、振幅の幅を大きくしながら、小学校へ通うという意欲へと高められていく。あえて、「遊び」と「学習」という二分法で述べれば、「遊び」から「学ぶと言うこと興味」、さらには「遊び方を学ぶ生活学習」さらには、小学校中高学年で展開される「学習」へのスムースな移行がそこにはあるように思われる。

「合同保育／授業」は、カリキュラム開発という観点からも、日本のカリキュラムの持っている単年度完結の取り組みであることは否めないが、継続した次年度次々年度という積み重ねの中で、発展する可能性を持っている。さらには「カンファレンス」による「追跡」が可能であることからカリキュラム開発へのフィードバックも十分視野に入れたものになっている。また段階を追って保育内容が変化することもこの特徴であるが、小学校側の生活学習の学習内容と重なり合いながら進んでいる。

以上が、簡単ではあるが、鳴門教育大学附属幼稚園幼児教育研究会に関する感想である。

以下に、今後の幼小連携の取組において、本プロジェクトにおいても考察する必要があると思われる事項を列挙しておきたい。

- 幼稚園小学校協同での教科に収斂しない合同の取り組み
- 保育／教育内容のある幼小の交流教育カリキュラムの検討
- 学校教育法における初等普通教育の意味の再検討
- そこから導き出されている小学校教育の目標の再検討
- 幼年期教育としての「基礎」教育の意義
- 遊びから学びの接合論

(田口康明)

第1部門 「少子化に関する地域システムの研究」報告書

平成15～19年度文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業
「学術フロンティア推進事業」
「生涯学習の観点に立った『少子・高齢社会の活性化』に関する総合的な研究」

平成15(2004)年 3月31日 聖徳大学生涯学習研究所 発行
監修 研究代表者 福留 強 (聖徳大学生涯学習研究所 所長・教授)

編集監修

第1部門主任 塩 美佐枝

聖徳大学 生涯学習研究所 学術フロンティア推進事業
住所：〒271-8555 千葉県松戸市岩瀬550 聖徳大学生涯学習研究所
電話：代表 047-465-1111(内線：3936) 直通電話・Fax：047-369-5665

聖徳大学 生涯学習研究所 学術フロンティア推進事業

住所：〒271-8555 千葉県松戸市岩瀬550 聖徳大学生涯学習研究所

電話：代表 047-465-1111(内線：3936) 直通電話・Fax: 047-369-5665